

平成19年第1回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成19年3月9日(金曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

26番 中野秀敏 議員  
28番 村端利克 議員  
29番 川村正彦 議員  
30番 福光哲夫 議員  
31番 斉藤晃 議員  
32番 武田利昭 議員  
34番 三宅幹夫 議員  
35番 小野寺一知 議員  
36番 大久保光義 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

31番 斉藤晃 議員  
32番 武田利昭 議員  
34番 三宅幹夫 議員  
35番 小野寺一知 議員  
36番 大久保光義 議員

1. 出席議員(33名)

議長 33番 田中 之繁 議員  
副議長 8番 林 寿和 議員  
1番 宮田 久 議員  
2番 佐藤 靖 議員  
3番 竹中 憲之 議員  
4番 岩木 正文 議員  
5番 駒津 喜一 議員  
6番 山口 祐司 議員  
7番 日根野 正敏 議員  
9番 木戸口 真 議員  
10番 植松 正一 議員  
11番 高橋 伸典 議員  
12番 猿谷 繁明 議員  
13番 黒井 徹 議員  
14番 渡辺 宏治 議員  
15番 田中 好望 議員  
16番 野本 征清 議員  
17番 佐藤 勝 議員  
18番 谷内 司 議員  
20番 熊谷 吉正 議員  
21番 渡辺 正尚 議員  
23番 東 千春 議員  
24番 宗片 浩子 議員  
25番 野々村 勝 議員

1. 欠席議員(2名)

19番 堀江 英一 議員  
22番 栗栖 賢一 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊藤 矩康  
書記 間所 勝  
書記 久保 敏子  
書記 佐藤 葉子  
書記 熊谷 あけみ

1. 説明員

市長 島 多慶志 君  
助役 今 尚文 君  
助役 小室 勝治 君  
総務部長 石王 和行 君  
生活福祉部長 山内 豊 君  
経済部長 手間本 剛 君  
建設水道部長 松尾 薫 君  
福祉事務所長 中西 薫 君  
上下水道室長 関下 富士夫 君  
教育長 藤原 忠 君  
教育部長 今 裕 君

市立総合病院	佐藤健一	君
事務部長	中尾裕二	君
市立大局学	森山良悦	君
事務局長		
監査委員		

---

○副議長（林 寿和議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○副議長（林 寿和議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

21番 渡 辺 正 尚 議員

23番 東 千 春 議員

を指名いたします。

○副議長（林 寿和議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

今後の行財政改革の考えは外1件を、谷内司議員。

○18番（谷内 司議員） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして、質問をさせていただきたいと思っております。

今後の行財政改革の考え方について。名寄市の財政運営につきましては、現在市長を初めとして特別職の報酬の削減や職員の給料の削減などにより運営を行っているところです。19年度予算では、綱渡り的な予算であると報告をいただいております。これ以上の財源確保の手段としては、税金などの確保しかないと考えるところであります。平成19年1月末現在における市税などの収入状況と今後の収入見込額についての説明をお願いいたします。

また、市税などの未収金についての対応はどのようなになっているかも伺いたいと思っております。

2番目に、いじめと転校について伺います。2月18日のテレビにて、内閣府のアンケートによりいじめが理由では転校ができないと答えたのが北海道で4市の教育委員会がありました。その中に名寄市があります。大変なことだなと思っていたところ、その後教育長から誤解を招く報

道があったことは残念で、遺憾であるということが新聞で出ておりました。その内閣府の発表に対してどのような対応をしているのか伺いたします。

この場からの質問をこれで終わらせていただきます。

○副議長（林 寿和議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） おはようございます。ただいま谷内議員の方から大きな項目で2点の御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては教育部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目の平成18年度の市税等の収入見込額についてお答えをさせていただきます。平成19年1月末現在において平成18年度市税等の収入状況につきましては、現年課税分の主なもので申し上げさせていただきます。個人市民税の調定額9億9,089万1,000円に対しまして、収納率82.8%であります。収入額は8億2,078万円でございます。法人市民税の調定額は2億4,050万8,000円に対しまして収納率は93.1%、収入額は2億2,391万1,000円でございます。固定資産税の調定額は11億336万2,000円に対しまして収納率は96.7%、収入額は10億6,796万8,000円でございます。軽自動車税調定額4,130万円に対しまして収納率は98.1%、収入額は4,052万1,000円でございます。都市計画税の調定額1億5,618万3,000円に対しまして収納率は96.7%、収入額では1億5,117万3,000円でございます。次に、国民健康保険税の調定額6億9,843万6,000円に対しまして収納率は90.2%、収入額は6億3,021万円となっております。今後の収入見込額を加えますと、市税全体では調定額28億5,49万8,000円に対しまして収納率98.4%を見込んでおまして、収納額は27億5,975万5,000円となる見込みでございます。また、国民健康保険税は調定額6億9,843万6,000円に

対しまして収納率が94.3%でございまして、6億5,887万5,000円となる見込みでございませう。

平成17年度の決算額と対比しますと、現年課税分の市税全体の最終的な収納見込額は、調定額自体が3,697万8,000円の減額となっていることと個人市民税、法人市民税、固定資産税の収納率の落ち込みの影響で、5,103万2,000円の減となります。国民健康保険税においても調定額自体が1,404万7,000円の減となっていることから、1,666万2,000円の減となる見込みでございませう。出納閉鎖の5月末までの残された期間、鋭意収納に取り組んでまいりたいと思っております。

また、平成18年度の市営住宅料について申し上げます。19年1月末現在現年課税の調定額は、1億8,722万5,000円に対しまして収納率72.9%になってございませう。収納額は1億3,644万2,000円でございます。また、市立病院の医療費、医業収益の現年調定額につきましては60億5,690万2,000円に対しまして収納率99.57%でございませう。収納額は60億3,092万3,000円となっているところでございませう。

次に、市税の収入未済金への対応について申し上げます。市税の調定額につきましては、先ほど申し上げましたけれども、平成18年度1月末現在における収入未済額におきましては、現年課税分では個人市民税1億7,011万1,000円、法人市民税1,659万6,000円、固定資産税3,539万4,000円、軽自動車税77万8,000円、都市計画税501万円、国民健康保険税6,822万5,000円となっておりまして、市税調定額27億7,256万9,000円に対して8.9%の未収率となっております。国民健康保険税では、調定額6億9,843万6,000円に対しまして9.7%の未収率となっております。最終的な収入見込額は、市税全体では27億5,975万5,000円となり、収納率98.4%で、1.6%の未収率となる

見込みであります。国民健康保険税では6億5,887万5,000円となり、調定額6億9,843万6,000円に対し収納率94.3%で、5.7%の未収率となる見込みでございませう。滞納繰り越し分は、現年課税分を優先して徴収していることから、市税調定額1億3,217万8,000円に対して12.9%の収納率にとまり、国民健康保険税では調定額1億7,189万2,000円に対して10.8%の収納率となる見込みであります。現年課税分、滞納繰り越し分を合わせた収入未済額は、市税全体では1億6,085万円となり、国民健康保険税では1億9,284万8,000円となる見込みでございませう。

平成17年度の決算額と対比しますと、現年課税分の最終的な収入未済額は、市税全体では1,399万円の増となり、国民健康保険税では261万5,000円の増となる見込みでございませう。

収入未済の要因といたしましては、個人市民税では生活困窮、無財産、居所不明等、固定資産税ではサービス業数社の業績不振による未納でございませう。

滞納者に対する対応といたしましては、平成10年度に策定をいたしました徴収成績向上対策を基本にいたしまして、徴収対策会議を毎月実施をいたしております。さらに、戸別訪問徴収の強化、電話催告、口座振替加入の周知、夜間窓口の設置、分納相談等、現年課税分を一定程度優先し、滞納させない取り組みを実施してきているところであります。なお、納税に応じない滞納者につきましては、財産調査を行い、支払い能力がないと判断した場合は地方税法の規定による滞納処分の停止を行い、支払い能力があるにもかかわらず納税に応じない者に対しては差し押さえによる滞納処分を実施しているところでございませう。

不納欠損につきましては、現在までの未収金について分析を行い、やむを得ない場合には無財産、生活困窮、居所不明、即時消滅、民法上の消滅時効に分類して判断することとなります。

なお、平成17年度決算での収納率では、全道の市中個人市民税では第1位、固定資産税では第2位、軽自動車税では第5位という状況でおおむね良好でありますけれども、さらに平成19年度には税源移譲が始まることから、税制改正の周知に一層心がけをいたしまして徴収体制の強化を図ってまいりたいと考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

**○副議長（林 寿和議員）** 今教育部長。

**○教育部長（今 裕君）** 私の方からは、大きな項目2のいじめと転校についてお答えいたします。

内閣府規制改革民間推進室の調査につきましては、市区教育委員会の学校選択制等の実施状況に関する実態を把握することなどを目的として、全国すべての市及び特別区の教育委員会を対象に昨年10月24日から11月7日までの間に電子メールによる調査票の送付、回収という方法で実施され、その集計結果の抜粋が去る2月16日、内閣府ホームページで公表され、このうち法令が遵守されていない事項などについて推進を促す意味からも当該自治体名を公表いたしました。

この設問につきましては、一つにいじめへの対応、二つに通学の利便性、三つに部活動等学校独自の活動と就学変更の理由として相当と認められるもののいずれかで在学中の児童生徒の保護者から申し立てがあった場合拒否することがあり得るかとの設問でございます。名寄市教育委員会といたしましては、従前の事例から保護者と学校で話し合いを持ち、保護者、学校の両者が就学校変更が望ましくないと判断したときに認めないことがあり得ると回答したところでございます。このことが2月18日夜の一部テレビ報道で、いじめを理由とした転校を拒否する自治体、全国32市の一つとして名寄市が報道されたところでございます。名寄市教育委員会といたしましては、いじめ対応の拒否として回答したのではなく、調査結

果の分類方法とそれを受けての報道に対し非常に残念で遺憾に思うところでございます。

こうした状況を踏まえて、2月21日には記者発表を行い、地元紙などを通じて市民の皆様にご利用の経過と見解をお伝えしてまいりました。また、校長会や社会教育委員の会、ピヤシリ子ども育成指導者交流会などさまざまな機会において事情を説明し、御理解を得てまいりました。さらに、内閣府に対しましては、名寄市教育委員会として3月1日に訂正と最終公表においては誤解を招かないよう十分に配慮をしていただくよう申し入れたところでございます。

名寄市教育委員会といたしましては、これまでいじめへの対応などを理由とした就学校の変更につきましては認めており、これからもその取り扱いには変わりがございませんので、御理解を賜りたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

**○副議長（林 寿和議員）** 谷内議員。

**○18番（谷内 司議員）** 説明いただきまして大変ありがとうございます。

まずお聞きしたいのは、ことしなのですけれども、特別職の報酬が市長20%以下5%までしましたけれども、それが1年間でどれぐらいの削減になるのかを教えてくださいたいのと1月から職員の給与も4%ですか、カットしましたけれども、これが1年間ですとどれぐらいの金額になるのかお願いいたします。

**○副議長（林 寿和議員）** 石王総務部長。

**○総務部長（石王和行君）** お答えをさせていただきますが、特別職の関係でありますけれども、今谷内議員の方から質問にあったように市長につきましては20%、助役、それと教育長ということで、それぞれ定率の削減をさせていただいている部分と、さらに期末、勤勉手当の部分一般職員に当たる勤勉手当相当分の1.4カ月を既に削減がされておりまして、それぞれ特別職の年間の削減額合計合わせまして520万円ということにな

ってございます。また、一般職の関係でありますけれども、これにつきましては19年1月から実施をさせていただいております、一律4%の削減と、あと期末、勤勉手当における役職加算等につきまして凍結をとということでありまして、4%の部分につきましては年間で2億4,000万円、役職の部分では年間3,000万円と、このように押さえているところでございます。

以上でございます。

○副議長（林 寿和議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） なぜこれを聞いたかということは、特別職は520万円、職員は2億4,000万円と3,000万円と2億6,000万円ぐらいなのですが、これを見ていきますと18年度末の決算見込みの中で市税全体で、調定額が先ほど言いましたように全体ですと大体未収金なるものが差し引くと4,574万3,000円ぐらいになると思うのです。それから、国民健康保険税については同じく3,956万1,000円ぐらいの未収が出るというような判断をするのです。それから、これ以外に病院の会計、それから住宅料というのですか、住宅家賃ですか、その他についてもそれなりの未収があると思うのです。それを踏まえると相当な金額、1億円以上の金額になるのですが、ここでこのような金額が未収があるにもかかわらず、特別職やら職員の給料をカットしても何にもならないのでないかと。ですから、前の議員協議会で申し上げましたけれども、職員の給料等に手をつける前に、このようなものもって見直すものは、財政改革するものあるのではないですかと私申し上げたことがあるのですが、これが行われていないのだらうと思います。ですから、市税の概要というところを見ていただければわかるのですが、13年度から17年度までの税金の未収金、あるいは不納欠損された金額が書いてあります。この中で、13年度から17年度までですと約3億5,000万円の未収金があります、税だけで。そのうちの不納欠損が2億7,200万円出さ

れている。ですから、5年間で2億円からの不納欠損をしておいて、ここでこういう給料をカットしてもどこにも及ばないだろうということなのです。

そこで、お願いしたいのですが、これは税金対象の不納欠損処分と未収なのですが、病院と家賃の方がわかりませんので、13年度から17年度までの間でどれぐらいの未収があったのか、また不納欠損されたのはどれぐらいの金額あるか教えていただきたいと思いますが。

○副議長（林 寿和議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 病院の部分でお答えを申し上げたいと思います。

現在平成9年度から17年度までの未収額なのですが、約3,000万円、1月末現在では2,500万円から600万円ということでございまして、この間不納欠損につきましては16年度と17年度に不納欠損処理を行っております、約850万円ということになっております。

○副議長（林 寿和議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 市営住宅の家賃の納入の状況でございます。平成17年度の決算でございますけれども、これは旧風連町と旧名寄市の合算という状況の決算でございますけれども、調定額が1億9,153万6,000円、収納額が1億8,587万1,000円でございまして、収納率が97.0%ということでございます。

17年度の状況についてのみでございますけれども、御報告させていただきます。

○副議長（林 寿和議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 13年度から出ないようですけれども、それはそれでいいと思いますけれども、ただ税金についてはこの中にもあるのですが、いろんな措置をしたということなのですが、それはどんなことをしたかと、この中にありますよね、強制執行したとかそれなりにしたと。お伺いして集金に行ったとかありますけれども、これを見ていたら、こういうことをしたの

だというのですが、この金額的に見ていったら何もしていないのではないですか。これだけの金額が未収金として出てきているのに、職員の方が夜でも昼でも訪ねて行って、収納に対しての努力をしたというような報告いただいたのですけれども、その努力はここにあらわれていないような気がするのです。

ですから、ただ単純にまず家賃の方なのですが、多分公営住宅というのは保証人がいると思うのです。そして、その保証人がついていて、間違いだったら勘弁していただきたいのですが、多分3カ月間の未収が出たらそれなりのものを講じて、保証人の方に連絡するなりなんかの措置をとると思うのです。それで、あったらやっぱり保証人の人が払ってくれるのだろうと思うのですが、毎年毎年これだけの金額の未収金が出てくるということは、まじめに払っている人はばかを見ていないのですか。ですから、こういうところ辺をやっぱりしっかりとやらなければいけないのですが、その保証人の方の関係がどのようになっているかお願いいたします。

○副議長（林 寿和議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 未収に対しますその対策でございますけれども、未納が発生をいたしますと翌月には督促状を出させていただいております。そして、さらにお話ありましたように3カ月が経過いたしますと担当より催告を行います。この催告の内容につきましては、文書あるいは電話、訪問等によって催告の手続をさせていただくということでございます。催告の後なお未納の場合には保証人に通知をさせていただきまして、保証人から、あるいは本人からの納入を求めるといふことにいたしております。以上をもつてもなお納入がない場合には、さらに非常に悪質という場合には訴訟による法的な措置をも検討する場合もあるわけでございます。なお、保証人につきましては、連帯保証人としての設定をお願いいたしております。家賃ばかりでなく、何らかの緊急の

連絡先等も含めまして保証人の方にはいろいろとお願いをしているということでございます。

なお、保証人への強制徴収につきましては、民事裁判での確定がされないと実施できないということもございますので、通常は保証人へは任意での代理納付の請求を行っておりますけれども、ほとんどは近親者等が支払っている場合が多いと、そんな状況でございます。

未収につきましては、鋭意努めさせていただいております。なおそれでも一部残るといふのは事実でございます。

以上でございます。

○副議長（林 寿和議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） それはわかるのですけれども、この間からテレビを見ていましたら、やっぱりどこのまちも財源が厳しい、それから行政がなかなか進まないという形の中でいろんなことがテレビで報道されていまして。未収金はどうやったら取れるのだ、強制執行する、あるいは差し押さえする、いろいろやっていましたけれども、あれも大事なことだと思っております。ですから、なぜこういうこと言うかというところすごいと思っております。未収金はまだもらいに行けばもらえるという考えあるのですが、不納欠損してしまったらこれはもうもらえませんよね。これは数字が消えてしまうのです。その数字が私のところにもらった資料の中で13年度で4,400万円、14年度で4,359万円、15年度で9,892万円、16年度で5,899万円、17年度で2,590万3,000円と、合計2億7,000万円のお金が5年間のうちに不納欠損されるのです。そんなことばかりしていたら、市の財源なんて当然なくなりますよね。これを何とかしなければならぬと思うのです。

ですから、単純な発想なのではございますけれども、私自身の単純な発想なのではございますけれども、この後市立病院の事務を一般に委託したいということの前に聞いたのですけれども、仮に一般の方に委託をしようとする、委託業者というものは未収金が出て関係

係ありませんよね。あくまでも市でなかったらだめだと思うのです。それも疑問があるでしょう。ですから、そういうことを含めて、やはりもう少ししっかりとやらなければならないと思うのです。委託業者にするということによって、職員が100人程度の方がそこで市立病院の方から別の方に配属されると思うのです。その中から何人かの人でもいいのです。そういう人たちの中で抜粋して、プロジェクトを組むなりして、この人は本当に支払い能力がないよといろんなことで判断しながら、そうしたらその人たちにはそういうような措置をする、払える人たちにはそういうような措置をする、そういうことをしっかりやって、プロセスを踏んで強制執行をするなり、何らかの形でこの未収金をなくすなり、あるいは不納欠損の金額を減らすことを考えなければならぬと思うのですが、その辺はどうですか。

○副議長（林 寿和議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 未収金の収納対策につきましては、先ほど申し上げた内容で具体的な部分でお答えをさせていただいたところでありますけれども、現実に執行停止をして3年間の中で居所不明なり、無財産なり、生活困窮ですか、市税概要の中にも入れてあるとおりの件数でございますけれども、それまでの間に執行停止をする中で、実際の実態の調査をする中で執行停止をして、法的にきちとした手続の中での不納欠損をしっかりとしていかなければならぬということで対応をしているところでございます。税法上では納期限から20日以内に督促状を差し出して、さらに10日経過した以降に催告を出して、その後は滞納処分というふうに税法上にはなっております。法に基づいた対応をする中で、または滞納する家庭に戸別訪問をさせていただいて、家庭の事情等々もしっかり話をさせていただく中で、分納誓約をとる中ですか分割納付ですか、いろんな形で収納率向上に努めているところでございます。

現在の収納率は全道1位といえども、ほとんど多くの市民の皆さんが納税をしていただいているわけですから、公平、公正、公明な立場で、悪質納税者ということで片づけられない納税者もおられます。現在不況の中で、雇用不安の中で大変厳しい状況の方もおられますから、そういうものもしっかり対応していく中での処分を考えていくことが必要になってくるかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副議長（林 寿和議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 努力しているということはわかるのです。今部長から言われましたように個人の市民税が全道で1番だよという報告だから、努力していますということはわかるのです。それでは、かえってお聞きいたしますけれども、法人の市民税は全道で何番目なのですか。都市計画税については収納率何番目なのですか。国民健康保険税については全道で何番目になるのですか。多分これは相当な悪い数字だから書かなかったのだと思うので、いいところだけ書いたのだと思うので、それ教えてください。

○副議長（林 寿和議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 国民健康保険税の収納率について申し上げます。平成17年度でありますけれども、94.81%ということで、全道の35市中5位ということでございます。

以上です。

○副議長（林 寿和議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 先ほどお答えさせていただいた部分は、いい部分の上位の部分だけを答弁をさせていただいたということではありませんけれども、法人市民税の関係につきましては現在資料持っております。大変申しわけございませんけれども、一定程度法人の関係につきましては上位にランクされているのかなと思っておりますけれども、後ほどでよろしいでしょうか。お願いいたします。



○副議長（林 寿和議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） その順位を聞いても仕方ないのですけれども、やはりこの金額というのは大変だと思うのです。

医療の病院関係のことを仮に申し上げますと、この間たまたま病院行ったときに出くわしたのですが、病院のお金の支払いをるところあるのですが、そこに来たときにその人が言った、あなた、前回のものも金をまだ払っていないで、また今回も受診を受けて、また金払わぬのかいという人がいました。私わかりませんから聞いてみたら、あの人1年に何回も病院来るのだけれども、一回も金払わないのだと。でも、ぐあいが悪くて来たら、お金を払っていないけれども、やはり来たら診なければならぬ。困るのですということ聞いたのです。本当だと思います。ですから、そういう人たちがいて、入院費用を払わない人がいっぱいいるのだと思います。ですから、2,500万円も、3,000万円近い2,900万円、17年度2,900万円ですか、このような未収が出ると思うのです。そういうところをやはりしなければならぬ。そうしたら、ほかの人たちもそれで払わないでまた行ったら認めてくれるのだったら、手帳はありますから、それでいいということになったらみんなやるのです。いいことというのはなかなか広がらないのですけれども、悪いことというのはすぐ広がるのです。私自身もそういう話を聞いたときはびっくりしました。それから、いい例なのですけれども、土別の市立病院に通院した年寄りがいまして、それがお金を払わないで帰ってきたと。そうしたら、その人のうちの家族の人が後で支払いしに行きますからと言ったら、わざわざ土別から来なくてもいいのだけれども、集金に来てくれたと、こういう例もあります。何かその辺からいって余にも未収金が多い。

なぜ未収金ばかりこだわるかというと、こんなことやっていたら、名寄市だっていずれは夕張になってしまうのです。毎年毎年何千万円、何億円

という未収金が出ていて、なおかつ不納欠損しておいたら。それだから、もっとしっかりやってほしいということなのだ。だから、部長が言いましたようにそういう努力しているのわかるのですけれども、この間テレビ見たときには3万円の未収があります、車を差し押さえしました、何月何日競売します、そういうことを発表したら、すぐその人はお金を持ってとりに来たというのです。そういうことすることによって相当の額の未収がなくなったということをテレビでやっていたけれども、それぐらいまで踏み込んでやらなければ、今の国の財源からいっても道の予算からいっても、名寄市としてもそんな楽な財源でないと思います。合併したから楽でないのです。毎年毎年財政改革していかなければならぬ。そのためには一番先にこれを手をつけなければ何を手つけるのですか。市長の給料の500万円カットしたからといって、これは追いつくものではないのです。だから、もう少しそのような形の中で先ほど言ったようにその職員なりがプロジェクトを組んで、そのような判断をして、しっかりとした形の中でやる。法律にのっとっても差し押さえするでも何でもいいのですけれども、そのような形で未収金並びに不納欠損減らせるような考えは持ちませんか。

○副議長（林 寿和議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 収納率100%を目指すということは、確かに当然求めなければならない部分でありますけれども、今回新たに策定をいたしました行財政改革推進計画の中にもそのことは、今回だけではありませんけれども、実施項目として入れさせていただいている部分でありますから、なお一層法の部分とあわせて収納率の向上ということに鋭意努力をしていきたいと思っております。努力でなくて、いろいろな今やっている収納率の向上の対策のほかには考えられる対策もあるのかなというふうに思っております。他市の例を見ますと、滞納の部分の納入に対して市のOBを使ったプロジェクトというものをつくって納

税に当たるだとか、そういうふうなことも現実やっている自治体もございますので、いずれにしても国民の3大義務の一つであります納税でございますから、そのことをしっかり納税の皆さんにも相談をする中できちっと理解をしていただくようなことでの対応をしていかなければならないと思っておりますし、しかし未納している納税者がすべてが悪質ということではなかなかない部分もございます。私も納税3年ほど経験をさせていただきました、現実肌身をもって感じた部分がありますけれども、そうはいつでも98%以上の方が納税をしているわけですから、公平の原則の中でしっかりと対応していかなければならないと、このように思っておりますし、さらにまた19年度から税源移譲に伴う住民税のフラット化に伴って、今回の予算でも上げております3億2,000万円程度が市民税の増ということになってございます。喜ばしい反面でありますけれども、私ども収納率を大変心配しているところでございまして、制度の部分とあわせて今後の19年度の収納対策強化についてはきちっとしたことで、月1度の収納会議をしておりますけれども、さらに全庁的にどのようなことが取り組めるのかということも含めて、しっかりと19年度収納率向上に向けての取り組みをしていきたいと、このように思っております。

○副議長（林 寿和議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 前回ですか、給食センターの問題を私2回ほど質問をさせていただきましたけれども、その中で給食センターの未収金についてはそれなりの措置をもって当たっていきたいという答弁いただいたのですが、給食センターの未収金ばかりがそのような強制執行なりもろもろなことをするのではなくて、それをしたら当然税金も含めた中で、あらゆる会計の未収金についてはそれに対応するということがないかと思うのです。給食センターの未収金だけがそのような強制執行なりなんりのことをするの

なくてあらゆるもの、この間見せていただいたのですが、名寄市の各会計の中では全科目に未収金がありますよね。科目で未収金のないところ一つもありません。全科目にあります。ですから、これを踏まえて、しっかりそれをやっていただきたいと思うのです。

それから、税金ばかりでなくて機構改革の中に、私自身去年の3月27日に合併させていただいて、この議会でこの議場で座らせていただいております。その中で一番気になったことなのですが、職員に対しての目配りも足りないだろうと思うのです。それはなぜかといいますと、前にも申し上げたのですが、条例を4月に制定しなかった、6月に制定した、その間の18万何がしは一般財源で支払われています。そういうこともありました。そのときには私申し上げたのですが、当然賞罰委員会で懲罰すべきだろうと申し上げたけれども、それは懲罰したようには見受けられておりません。また、この間の中にもありましたガス、あれを3年間協議したけれども、どうしても協議が調わないから弁護士料50万円の補正がありました。あれが大変なことですが、私に言わせれば、あのときは言わなかったのですけれども、あれは職員が3年前ではなくて契約するとき新しい住宅建てたときにそうなるという形で契約変更すればそういうことなかっただろうと思うのです。それを怠ったばかりにああいうことになって、当然その賠償金も含めて弁護士料の50万円のほかに何百万円かまだお金を支払いすると思うのです。ああいうことだってあってはならぬことなのです。そういうことを目配りを当然市長を初め上司の方が目配りをしながらそれをやっていかなければならない。そんなことが数々あっては大変なことなのです。それで、私自身合併前の風連町のときにそういうことがあったときは、当然賞罰委員会の中で担当の部署の課長から、もしくは助役、町長までが減俸なり、1カ月何ぼという減俸になったのであります。でも、名寄市の中ではその減俸

になったという私はまだ伺っていませんけれども、それはないのだらうと思うのですが、それぐらいの気持ちを持って対応しなければ、何をやっても嚴重注意だけで終わっているということになりませんから、そういうことを踏まえてしっかりとやってもらわなければならない。その辺私はどう思うのですけれども、どうですか。

**○副議長（林 寿和議員）** 今助役。

**○助役（今 尚文君）** 歳入の確保につきましては、谷内議員おっしゃるとおり滞りなく、しかも満遍なくきちっと対応しなければならないというふうに思っております。

税の関係につきましては、強制執行は当然やっ  
てございまして、これは財産の調査をし、動産、  
不動産、債権と、主にこの三つでありますけれども、  
動産は普通の動産でありますけれども、不動産  
は土地、家屋、債権は貯金、給料、報酬、その  
他の支払い債権、そういったものについては強制  
執行をやっているということです。ただ、強制執  
行に至るまでの期間がちょっと時間かかるのであ  
りまして、すぐ強制執行やるわけにいかぬ。やっ  
ぱり話し合いをしながら、できるだけ納税してい  
ただくということで、担当者おりますけれども、  
1日に幾ら面談をしても、話が長くなりますから、  
午前中3人とか午後から5人とかの範囲内であれ  
ば、なかなか努力がすぐ数字になってあらわれて  
こないという状況がございまして。しかし、これも  
例えば差し押さえをしなかったら、すぐ税金は差  
し押さえされないといううわさが広がります。谷  
内議員おっしゃるとおりでございます。したがっ  
て、それは手を抜かずに差し押さえ処分をきちっ  
とやっていきたいと思います。こういうことで現在納  
税係中心にしてやってございまして。しかし、なか  
なかなこの数字が上がってこないというジレンマあ  
りますけれども、今石王部長が答弁したとおり、  
法に基づきまして処分をする、それから処分を停  
止をするというのもこれも一つの法であります。  
もう一つ、グレーゾーンといたしましてどちらもで

きないというゾーンがありますから、それに対す  
る対応を手間暇かけてやらなければならないとい  
うことでありますから、おっしゃるとおり財源を  
一円でも百円でも多く確保するという観点で、こ  
れからも担当者中心にして頑張ってくださいよう  
に私どもも督促をしたいというふうに思っており  
ますし、また新たな方法としてプロジェクトチ  
ームを例えば管理職でつくるだとか、こういったこ  
ともありますけれども、それはもう本当に一瞬に  
終わってしまうものですから、なかなか長期的な  
効果が出ないわけでありまして、対応をし  
ていきたいというふうに思っています。

なお、そのほか例えば今後段おっしゃって  
おりました財源の確保ではなくて、不注意により支出  
を余儀なくされると、こういった点が今事例とし  
てありますけれども、私どももそのようなこと  
のないように極力注意を払って対応していきたい  
というふうに思っております。

**○副議長（林 寿和議員）** 石王総務部長。

**○総務部長（石王和行君）** 済みません。先ほど  
後ほど収納率についてお知らせをいたしますと言  
いましたけれども、手元に資料が届きましたので、  
報告をさせていただきます。

17年度決算でございますが、法人市民税、9  
9.8%、全道第1位ということでもあります。都市  
計画でございますが、これは98.2%、これも全  
道1位ということでございます。

以上でございます。

**○副議長（林 寿和議員）** 谷内議員。

**○18番（谷内 司議員）** 本当に未収金につ  
いては大変なことだと思っておりますが、私にそれを  
やれといってもできないと思うのですけれども、大  
変な仕事だと思っておりますけれども、要するにま  
じめな者は一生懸命支払いして、ふまじめという  
言葉が当てはまるかどうかわかりませんが、  
やはり払わない人がいるというのは不公平がある  
だらうと。そういうことは本当にいい流れでない  
ので、そういうものは当然まねのしやすいことで

あって困ることですので、今後ともしっかりやっていただきたいというのと先ほど申し上げましたように職員の管理、そのこともしっかりあのようなことのないように、やはり今後あったら大変なことですから、ないように努力していただきたいと思います。

次に、いじめでは転校できないということなのですけれども、たまたま私自身もそのテレビを見させていただきました。そして、あのテレビ見たとき大変なことだな、うちの教育長さん何でこんなこと言ったのかな、どこかチェックする欄を間違えたのかな、いろいろ考えたのですが、その後で教育長のコメントが新聞に出ていましたけれども、内閣府の調査の項目等については教育委員会等の判断の仕方が誤ったのかな、違うことがあったのだろうということはわかるのですが、ただ一番私自身気になっているのはあそこの中で、北都新聞、名寄新聞に出ていたのですが、中川から和寒の間でしか新聞はとられていないのですが、その中であんなコメントを出してもどうもならないでしょう。あのテレビはNHKだったのですが、NHKの方にも確認させていただきましたけれども、あれは間違いなくそのような報道になっていますということですから、多分内閣府の方が間違えたのか、うちの教育委員会が間違えたのか、その辺は定かでないのですが、それを全道版で放送されているのですから、やっぱり全道の方々に名寄市の教育委員会はそうでないよという形の中で当然理解してもらわなければならぬことだと思います。

それに一番の問題点になるのは、やはりこれから4年制の大学も開校して、ことし2年目を迎えている。また、各学校、高等学校にしても生徒がいなくて大変だ、風連高校4人しかいないとかいろいろありますけれども、そのようなことでこういうことが全道的に公表されたとき、これからやっぱりそんなところの名寄の学校には行かない、そういうおそれも出てくる可能性があるのです。

まだ大学あたりは始まったばかりにもかかわらず、生徒の欠員なんか起きたら大変なことなのです。そういうことも踏まえて、もう少ししっかりとした対応をしなければならぬと思うのですが、内閣府との間でも相談もしなければならぬと思うのです。その中で、この間のテレビでは4市だったのですが、その後の道新の中であと二つの市がふえまして六つになりました。それは、前は釧路、芦別、赤平、名寄でした。その後から出たのは、これは道新ですが、3月5日の新聞なのですが、そのほかに帯広と岩見沢が加わって6市になりました。ですから、このような形の中で、これからこの六つの教育委員会とも話し合いをしながら、本当に違うものなら全道的にみんなに名寄市は違うのだよという形の中でそれを認めてもらうような手続というのですか、努力をしなければならぬと思うのですが、その辺はどのようにお考えですか。

○副議長（林 寿和議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 先ほども説明いたしましたけれども、今回全国で32市、当初の報道では32市ということで報道されて、道内4市ということで報道されたのですけれども、この調査では拒否する場合もあり得るとした市の回答なのですけれども、全国では403の市区教育委員会が回答しております。全体の55.9%の教育委員会が拒否することもあり得るということで回答しております。ところが、それに対して付問で拒否する場合の理由はどういうようなことですかというようにところで、付問に書いた市だけがいじめに対して転校を拒否しているというふうに発表されました。全くこれは設問の内容と違うような発表の仕方、私どもも本当に当惑しております。私もそのテレビ報道があったときにたまたま聞いていたのですけれども、道内で4市があるということで、今ごろそんな市があるのかなと思って聞いたら、名寄市と、おかしいなというふうに感じたのですけれども、そのようなことで今回の内閣

府の集計の仕方そのものが何か私は恣意的なものを感じております。いじめ等、それで自殺者が全国で多発しているというようなことで、その責任の所在を教育委員会に持っていかせるためにこういうような集計の仕方をしたのかなというふうに、これは邪推かもわからないですけども、そんなふうにも思っております。

ただ、議員がおっしゃられたようにこれによってイメージダウンということも確かにあったかなと思っております。地元新聞など、それから地元の会合などではそれなりにいろいろ事情を説明して、理解を得てきたわけなのですけども、内閣府にも申し入れを行っておりますけれども、これからこういうようなアンケートに関しては十分慎重に回答したいなと、そういうふうに思っております。

○副議長（林 寿和議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） その辺については、私見たわけでないから何とも言えませんけれども、ただそれはまずそういう食い違いあったのだろうということだけは私もわかります。

それで、この新聞の中でいじめの問題が出ていたのですが、保護者1万3,500人を対象に実施したアンケートの中で、いじめへの対応を理由にして転校を認めてもよいということがあったのを父兄は8割以上が知らなかったと回答があったのです。7割以上が転校を申し立てて、そういう制度があったこと知らなかったよということなのです。こんな中でこれを行ったということは、親が知らないということの中で行われたら大変だと思うのですが、その中で一番最後に書いてあることが本当にそうだなと思ったのですが、学校の選択は保護者の権利でもあり、学校は選べてしかるべきであると。そして、教育委員会は子供、保護者の意向があればそれを優先し、特にいじめについては配慮をしていかなければならぬだろうということが書いてあります。私もそうだと思います。ですから、やはり名寄はそういう形の中でいじめ

があったときには、保護者などからそういう申し出があれば、当然転校を認めなければならぬだろうというぐあいに考えておりますので、そういうような形で思っております。

また、今部長が言いましたように、そのように説明されましたけれども、その説明については私自身が中身自体が理解できませんので、そのことはまずいいのですが、要するに先ほど言いましたように北海道版だけでもテレビ放送されたのですから、この後内閣府と協議をして、最終的報告の中で名寄市はそうではなかったよという形の中で全道の住民にわかるような形の努力していただきたい。そういうことを約束していただきたいのですが、どうですか。

○副議長（林 寿和議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいまお話ございましたように、私も7時のテレビと、それから9時ちょっと前のテレビとたまたましっかりと見させていただきました。そういうことで、事の重大さを私自身も認識したところでございまして、翌日登庁して早速にこの事実関係を調べ、その日のうちに教育委員会を開催して、この善後策について協議させていただいたところでございます。ただいま谷内議員の方からこれについての名寄市のイメージダウンというのでしょうか、こういうものをどう図っていくかという、そういうお話だったかと思えます。また、私はそういうことも踏まえまして、2月21日には早速に道教委の方に、これは市町村教育委員会にストレートで来たものでありまして、道教委は全くタッチしておりません。そういうことから、道教委にも報告し、今後の名寄市のとり方についても助言をいただいたところでございます。そういう中でも道教委としては、やはりこの集計の仕方には無理があると、そういうことから、内閣府にきちっとお話をすべきだというそんなアドバイスもいただきました。そういうことを受けて、先ほど部長の答弁になったところでございます。3月1日に内閣府の方にも申し

入れをし、最終集計がまだ出ておりません。それで、内閣府のホームページの中で最終集計ではこういう誤解を招かないようにきちとした形で内閣府が発表していただきたいと、こういう申し入れもしっかりさせていただきました。それから、このことにつきましては内閣府の回答を私たち待ちまして、そして都市教育長会議も開催されます、全道の。全道の都市教育長会議の中で、あるいは道教委などにもその経過等についてしっかりと伝えて、そういう誤解を払拭してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○副議長（林 寿和議員） 以上で谷内司議員の質問を終わります。

次に、特別支援教育の支援体制について外1件を、竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） 議長より御指名をいただきましたので、さきに通告をいたしました順に沿って質問をさせていただきたいというふうに思いますが、既に特別支援教育につきましては3名の方から、病院関係では4名の議員の方から質問が出ておりますので、答弁につきましては時間の有効活用ということも含めて重複を避けてお願いをしたいというふうに思います。

第1点目は、本年4月より施行いたします特別支援教育についてであります。既に承知のように名寄におきましては、道のモデル地域指定として一昨年、17年度より1年間の試行をして、本年18年も名寄市が単独で推進をしてきたところがあります。19年度からは、本格的な施行ということになります。昨年3月の定例会で18年度の施策についてお尋ねをいたしました。本年19年度より本施行となる特別支援教育で、名寄市として2年間の試行がされてきたわけでありまして、課題も多くあったのではないかとこのように思っているところでございます。昨年3月の議会での答弁では、対象者のいる3校について専門家チーム委員の派遣をしながら、2回の巡回相談、授業の観察、保護者との面談、あるいは校内における

ニーズの把握を実施などの結果を踏まえ、指導計画策定を進めると答弁がございました。3月末で18年度を終了することになるわけですが、2年間の成果と課題についてお聞きをいたしたいというふうに思います。

一つには、軽度発達障害にかかわり、保護者等の認知もありますが、名寄市内における児童生徒数について教育委員会として押さえている特別支援教育が必要な人数についてお知らせを願いたいというふうに思います。

二つには、学校内における意思統一について、校内委員会を設置をしておりますから、そのような中でどのようにこの意思統一をされたのかについてお聞きをしたいというふうに思います。

三つには、幼稚園、保育所、小学校、中学校、そして高校との連携についてどのように進められたのか。課題等々についてお知らせを願いたいというふうに思います。

四つには、医療機関あるいは保健福祉等との連携はどのように進められたのか。

五つには、専門家チームによる授業の観察と保護者との面談等はスムーズに進められたのかなどについて、成果と結果についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

六つには、新年度の支援員の配置数をお知らせを願いたいというふうに思います。

2点目は、名寄市立総合病院の現状と地方センター病院の将来展望について何点かお聞きをしたいというふうに思います。名寄市立総合病院は、北北海道の医療のかなめとして、救急医療、高度先進医療、地域への医療支援など、センター病院としてその役目を担ってきました。医療制度の見直しなどの影響と総合病院における労働条件の悪化により、医師の確保がますます難しくなっている今日の医療の現状にあるというふうに思っております。マスコミによりますと、今年道内で8市町村で9医療機関が医師の引き揚げや診療科目の縮小を余儀なくされているというふうに報道がさ

れていました。今非常に地域医療が危機的な状態になっているのではないかというふうに私は考えているところがございます。

名寄においても循環器内科、あるいは精神科の医師不足により市民だけではなくて地域においても医療サービスの低下が余儀なくされたところがございます。一方で、国の指導などによって本年より小児科が名寄に集約をされ、24時間診療体制が整うということになりますが、名寄近郊における小さな子供を持つ親にとっては安心ができる体制になることは心強いというふうに思っている一人であります。しかし一方で士別近郊における子供を持つ親にとっては緊急医療サービスが悪化する、そのことは必至だろうというふうに思っています。医療におけるサービスについては、病名が早くわかり、精神的なこともあわせてきめ細かな治療により早期治癒が最大のサービスであります。それ以外にスタッフによる患者さんへのサービスも重要と考えていますので、各科におけるスタッフの現状や配置数についてお知らせを願いたいというふうに思います。

二つには、全スタッフの勤務の実態、労働条件についてお知らせを下さい。

三つには、現在の診療は予約制が多くとられておりますが、予約制を持っていない診療科の平均待ち時間について、個々の疾病によって、あるいは診療科によって時間は異なると思いますが、どのくらいの待ち時間なのかについてお知らせを願います。

四つ目に、事務管理部門の委託が進められることが報道されましたが、メリットとして人件費の削減があるとの報道がなされました。しかし、この報道ではデメリットについて触れられていませんでした。もし中身的にデメリットがあるとしたら、その内容についてお知らせを願いたいというふうに思います。

五つに、今後の名寄市立総合病院における地方センター病院の将来展望についてお聞きをしたい

というふうに思います。今後名寄だけではありませんが、高齢社会がますます強まってきますし、高度医療が重要となってくるだろうと思います。福祉との連携も必要なのかもしれませんが、高齢者医療対策としての今後の考え方と医療不足により厳しい環境にあるかもしれませんが、救急救命医療センターの展望について考え方があればお聞かせをください。

最後に、直接市立総合病院にかかわらないのでありますが、政府の医療施策により診療報酬引き下げ等に伴って介護療養型病床が激減をいたしました。言葉は悪いのではありますが、介護難民が出ているという、そういうふうにも言われています。東病院に介護療養型病床がありますが、政府の方向は23年度までとなっておりますが、いつまでに設置がされているのか、あるいは東病院の将来展望についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

以上でこの場からの質問を終わらせていただきます。

○副議長（林 寿和議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） ただいま大きく2点について御質問がございました。特別支援教育の支援体制については私から、名寄市立総合病院の現状と将来展望については市立病院事務部長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

特別支援教育の支援体制につきましては、関連しますので、まとめてお答えさせていただきます。特別支援教育の成果につきましては、平成17年度に地域指定を受け、モデル事業として実施以来2年間にわたりまして市内全小中学校における校内委員会及びコーディネーターの配置を初めとして、コーディネーター連絡会議や専門家チーム会議、巡回相談などを開催し、推進体制の整備に努めてまいりました。特に巡回相談につきましては、特別な支援を必要とする子供たちの課題を把握するために、専門家チーム委員であります名寄市立大学などの教員や市立総合病院の医師など専門的

知識のある方々にお話し、授業の観察や担任、保護者との面談を通して、子供たちの望ましい支援のあり方について指導、助言をいただき、それをもとに各学校では校内体制の整備に努めております。例を挙げますと、昨年度の巡回相談の結果ある小学校では支援計画を作成し、担任以外の教諭が必要とされた特定教科にチームティーチングとして学級に入り、個別の指導体制をとることで成果を上げております。文部科学省の調査では特別な支援を必要とする児童生徒の数は6.3%となっておりますが、名寄市におきましては昨年9月に行いました実態調査の結果4.1%という数値になってございます。

学校と幼稚園、保育所などとの校種間における連携におきましては、児童生徒の入学、進学時に学校間の引き継ぎとして担当者間においてきめ細かく行われております。また、医療機関、保健福祉等々との連携につきましては、専門家チーム委員や幼稚園、療育センター、学校など関係機関の代表者から成る連携協議会の委員として参加いただく中で助言をいただきながら、連携を図っております。

巡回相談につきましては、今年度におきましても2月に2件の相談要望がございまして、専門家チーム委員による授業観察、担任、保護者との面談を行い、専門家チーム会議にて望ましい支援のあり方を学校及び保護者に助言してまいりました。

特別支援教育における課題といたしましては、特殊教育から特別支援教育への制度の転換に対する保護者などの理解が欠かせません。また、理解を進むことにより特別な支援を必要とする児童生徒の数もふえてくるものと考えられます。これに対応する教職員の資質の向上や特別な支援を支える人材の配置につきまして、今後とも国、道に働きかけていくとともに名寄市としても検討を重ねてまいりたいと考えております。19年度におきましても各学校すべてに校内委員会やコーディネーターを配置し、特別支援教育がスムーズにスタ

ートできますよう今後とも体制整備に努めてまいりたいと考えております。

支援員の配置につきましては、交付税による単価などまだ不明な点もございますので、正確な情報が入り次第それを判断していきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（林 寿和議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 私からは、市立総合病院の現状と将来展望についてお答えいたします。

スタッフの配置数でございますが、病棟及び外来のスタッフ配置数について申し上げます。精神科病棟においては、15対1の入院基本料が算定できております。基準では21人で、21人を配置しておりますので、基準は満たしております。一般病棟におきましては、10対1に入院基本料が算定できております。基準は138人で、現在147人配置しておりますので、基準は満たしています。しかし、急性期の入院患者さんを受け入れる病棟としては、重症度、看護必要度等から考えると、また産休、育休者もいることから、決して十分な看護師の数とは言えません。今後とも人材の確保に努めてまいります。

続きまして、週休の消化についてでございますけれども、18年度3月末までに消化できない週休日数は3月1日現在で全体で275.5日となっております。消化できなかった理由は、勤務免除の扱いで研修を行っており、例えば認定看護師研修センターに1人180日、看護師養成2年課程の病院実習、面接授業に5名で150日、合計350日行っておりまして、その人員手当てのため週休が消化できない状況になったと思われまして、1人1.21未消化となっております。それから、有休消化についてでございますが、平成18年はまだデータが出ておりませんが、平成17年の消化率は看護師全体で22.97%となっております。取得できている部署とできていない部署はかなりば



らつきがあります。透析室、手術室、中央材料室、第1病棟は34%から68%の消化率、その他7部署は10%台の消化率となっています。続きまして、時間外勤務についてですが、平成18年度4月から1月までのデータですが、1人1カ月平均透析室、それから4階西病棟は24時間、手術室は36時間、3階東病棟は27時間となっております。その他の6部署は2から10時間となっております。

それから、外来における待ち時間でございますが、11月7日、8日に外来患者さんにアンケート調査を行っております。その中では、予約外の患者さんの65%が1時間未満、2時間未満が16.8%、それ以上が3%となっております。予約患者の80%が1時間未満、2時間未満が20.4%、2時間以上が14.6%となっております。このことを参考に、今後とも患者さんの待ち時間短縮の工夫をしていきたいと考えております。

それから、医事業務の関係でございますが、医事業務委託につきましては19年4月より受付及び外来料金計算等の窓口部門及び外来レセプト請求部門並びにカルテ部門を業務委託しまして、さらに10月より入院にかかわる料金計算、レセプト請求等を業務委託する予定です。メリットとしては、専門性が高まり、サービスの向上が図られることが挙げられます。また、人件費の節減については入院部門が途中からのため初年度についてはそれほど効果はありませんが、全部委託した次年度以降において節減効果が図られると推定しております。このほか医事課職員の恒常的な時間外業務からの解放やレセプトの査定減率の減少、診療報酬改定の際には最新情報が入手できることなどが挙げられます。次に、業務委託前の時点でのデメリットとして予想されることは、委託職員の個人能力の差と欠員が生じた場合即戦力となる地元での職員確保の困難さが予想されます。

地方センター病院としての将来展望でございますが、平成17年に行われました国勢調査の結果

では、当院が医療圏域とする上川北部圏域では平成12年の国勢調査の結果に比べて年少人口、生産人口はこの5年間でいずれも減少していますが、65歳以上の高齢人口は1,676人増加しており、圏域内の高齢化が一層顕著となっております。高齢人口はとりもなおさず病院への受診割合の増加をもたらすことが考えられますが、将来的には現在の10対1の基準看護から看護密度の高い7対1の看護体制への変化なども考えられます。また、診療機関だけでなく、予防、健診、診療、療養、リハビリなどの関係機関の連携を強化していく必要があると考えております。

平成17年度の救急車来院件数は1,382件となっており、1日平均では3.8件で、平成11年度の1日当たり3.5人に比べわずかながら増加の傾向にあります。救急では搬送と診療が非常に重要な要素となります。当院では年間を通して救急外来診療を行っていますが、新たに救急外来部門を増改築して緊急医療の体制を構築してまいります。また、救急救命士が搬送中に行える処置が拡大されていますが、当院の医師の指導のもとで就業前実習や年1回の生涯教育実習及び気管挿管実習を行い、救急救命士の資質の向上を図ってまいります。

続きまして、東病院についてでございますが、昨年7月の診療報酬改定で入院治療の必要が薄い患者の診療報酬が低く抑えられたことから、全廃される予定の介護型ベッドをいつごろどのように転換していくかを含め経営的な判断が求められています。東病院の運営につきましては、運営協議会の場で今後の転換を含めた将来像が検討されることとなります。東病院については、高齢者が安心して療養できる医療施設として地域医療の一翼を担っているという使命もありますので、さらに的確な情報の収集に努め、早目早目の対応と適切な判断に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（林 寿和議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 答弁をいただきましたから、再質問をさせていただきたいと思いますが、特別支援教育にかかわって、それぞれ各学校にコーディネーター全校に配置をしているということで、それはもう3年目に今度は入るわけでありますから、一定のコーディネーターの勉強などもやっているのだらうと思いますが、中身的には学校委員会、校内委員会ですか、の中での議論や全教職員による中身も含めてやっているということでもありますけれども、しかしコーディネーターに対しては大変大きな負担になるということはそれははっきりしているわけでありまして、それぞれこの軽度発達障害の関係でいきますといろんな方がいるわけでありますから、1人のコーディネーターでできるのかどうかというものも非常に疑問なところもありまして、そんなところコーディネーターに対する支援や研修はどのように今まで進めてきたのか、今後またどのように進めていくのかということについてお聞きをしたいというふうに思います。

また、障害種別ごとの専門性も実は必要だというふうに思っています、中身的には支援員の研修についてどのように考えているかについてお聞かせを願いたいと思います。

○副議長（林 寿和議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） コーディネーターの役割につきましては、ただいまの竹中議員のお話のとおりでございまして、これから本格的に特別支援教育が進められていくに当たって、一つには大変重要な役割を果たしていく、こういう役目を担うわけでございます。本当にその学校が特別支援教育にスムーズに移行でき、しかも教育の内容が充実されていくかどうかは、ある意味ではコーディネーターの力量にもかかってくるということでございまして、そういう中ではこれまでの2年間もコーディネーターの研修等は何回も開催して、そして特別支援教育の望ましいあり方について資質を高めてきたところでございます。それは、竹

中議員も御案内のとおりでございます。

ただ、今の話にありましたようにそのことによって負担が過重になるのではないかと、こういう懸念ももちろん私たちにもございまして、これは一つにコーディネーターはやはり校内委員会のイニシアチブをとる役割、言ってみれば仕事を全部引き受けてきて、そしてそれをさばくのではなくて、あくまでもイニシアチブをとると、こういう面で大きな役割を果たしていただきたいということをおかねがね各学校に指導しているところでございます。そういう中で、学校がやはり全体でこれからの特別支援教育に当たっていかなければならない。そして、重要なキーパーソンになるのは、これまでも存在しておりました特殊学級の担当の先生方でございます。平成19年度から御案内のとおり今まで特殊学級と言っていたその名称が変わりまして、特別支援学級に変わります。そこに加えて、今お話のあった発達障害の子供たちも同じように救いの手を差し伸べているのをしっかりと見守っていかなければならないと、こういう営みになってまいりますので、今まで特殊学級で指導されてこられた先生方がコーディネーターのものでしっかりと特別支援教育を支えていく役割が必要である。それとあわせて発達障害の子供たちは現在普通学級にいるわけでございますので、普通の学級の先生、普通の先生と言ったらちょっと言葉悪いのですが、一般教員についてもこれらの理解を深めるということが大切であると。そういう中で、コーディネーターが負担過重にならないように学校を挙げて新年度取り組めるように私たちもしっかりと見てまいりたいと、こんなことを考えているところであります。

それから、障害種別につきましてもやはり今お話のように特殊学級はそのまま特別支援学級として生きていきますので、この種別は依然としてしっかりと分けられていくというふうに考えております。

○副議長（林 寿和議員） 竹中議員。

○3番(竹中憲之議員) 中身的には理解をしているわけではありますが、しかしまだまだ整備不良というか、なところがあるのではないのかというふうには実は私思っています、軽度発達障害の児童や生徒に対する理解というのは、これは学校全体がそのことをきちっと体制をとらない限りかなり厳しい、普通教室に通っている子供たちにしてみればかなり厳しい状況にあるだろうと。今言われたように学校全体がと、教職員がということですから、それはそれで理解をしますが、やはり校内の中における集団指導体制ということ、そんなのも必要だというふうに思いますし、そんなところの整備の進め方等々も考え方があればお願いをしたいというふうに思います。

それから、特別支援教育で、支援員の配置がどのように考えられているかちょっとまだはつきりしないのでありますが、2年間試行してきて、人的な配置はそれぞれもう考えられているのだろうというふうに思いますけれども、支援員の配置はいつごろになるのか。あるいは、今後支援員あるいは専門家チーム等々との連携の中で大学との連携について、先ほど若干答弁の中でありましたけれども、大学との連携を強めるという意味では今後どのように考えているのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

○副議長(林 寿和議員) 藤原教育長。

○教育長(藤原 忠君) まず初めに、支援員、特別教育支援員の配置でございますが、これはさきの熊谷議員のときにもお答え申し上げましたが、文科省では平成19年度、平成20年度と一応2カ年かけて、支援員を2年の間に何とか全国の公立小中学校に配置したいという、こういう予算づけを今しております。そのうち平成19年度はひとまず250億円ということですから、私たち市町村にはどれくらいになるのか、1人当たり100万円かちょっとぐらいかなというふうには推測しているわけではありますが、2万1,000人を平成19年度で一応配置したいと。ですから、19

年度では全校にはまだ当たらないわけでありまして、平成20年度さらに9,000人を加えて、結果的には3万人規模で支援員を配置したいと、こういう構想を持っている。交付税措置ですと、延べ5万1,000人分というのでしょうか、2年間で、それはさておきまして平成20年度で大体全小中学校に配置されるという大きな見通しがございまして、そういう中では今ちょっと名寄市教育委員会としても新年度すぐにと、この支援員制度を導入するというふうにはなりにくいかなということで当初予算には組み込んでまいりませんでした。しかし、大体5月下旬ぐらいになればこの見通しが立つのではないかという、そんな考えを持っておりまして、それ以降早急にそういう対策についても検討してまいりたいし、また議会にも御相談申し上げたいと、このように考えているところでございます。

それから、大学との連携につきましては、二つあるかと私は思うのであります。一つは、先ほどの部長の答弁のようにいわゆる専門的な教授、その他の人材の活用と。それから、もう一つは、学生の活用でございます。したがって、新年度研究学校を指定するわけでございますけれども、この中では学生をどう活用して、この特別支援教育にサポートしていただくか、こういうことを研究していきたいと。いきなり全校にという混乱を招きますので、そういう成果を踏まえて、一步一步進めてまいりたいと、こう思っているところであります。

それから、竹中議員からは、やはりコーディネーターにかかわる子供たちの理解を深めての懸念がございました。この懸念については、やはり教育委員会も同じように持っておりますので、この2年間の成果を踏まえると同時に19年度さらにしっかりと学校を挙げて取り組むという、そういう集団指導体制をしっかりとつくっていかねばならないと、こう思っているところでございます。名寄は、おかげさまで管内の市町村でも一番

進んでいるのではないかと私は自負しているの  
でございます。そういう意味では、何とか先達の市  
としての役割をこれからも一步一步であります  
が、果たすように努めてまいりたいと、こう思っ  
ているところです。

○副議長（林 寿和議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） そのように進めてもら  
いたいと思いますが、ちょっと方向を変えたいと  
思いますが、実は朝読書の関係で猿谷議員が質問  
をいたしました。教育長の答弁では、集中して静  
かに読書されているということでありますけれど  
も、この中で、朝の読書時間の中で軽度発達障  
害の子供たちの対応というか、どのようにされて  
きたのか。あるいは、されていないとしたら今後  
どのようにしていこうとするのか、ちょっとその  
点についてお聞かせを願いたいのと、6日の代  
表質問の答弁で教員加配15名と言いました  
つけ、というふうに答弁があったというふう  
に記憶をしているわけですが、中身的に私が  
勝手に判断をしているのであります。特殊学  
級だったり、4月からは特別支援教室になる  
わけですが、あるいはチームティーチングの  
ところでの加配の中身になるかもしれませんが、  
この加配の内訳というか、中身についてお  
知らせを願いたいというふうに思います。

○副議長（林 寿和議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 朝読書につきましては、  
特に私たち留意を要するのはADHD、多動性  
の子供たちでございます。そういう中では、実  
は朝読書のときには担任も教室に入っており  
ます。そして、その中で朝読書をしておりま  
して、担任は十分そういう子たちを把握して  
ございますので、今のところそういう発達障  
害によって朝読書が何か支障があったとか、  
あるいは成果がうまく上がらなかったとい  
う事例は聞いてございません。そういう意味  
では安心かなと。むしろそれよりもその  
う発達障害の子供たちよりも問題はほかに  
ございまして、そういう点も朝読書が定着  
してきて

本当に幾つかの中学校などもしいいん  
とした中で、校内が一瞬静まるような状況  
が現在は起きているということございま  
す。

それから、加配につきましては、せんだ  
つての答弁でお答え申し上げましたが、い  
わゆるチームティーチングの加配につ  
きましては9名でございます。そのほかに  
中学校では新しく道教委が1学年3学級  
の数でかなりきつときにはそれを4学級  
にするという、こういう弾力的な対応を  
することになりました。それで、その4学  
級維持という対応で1名加配をいただ  
いているところでございます。それから、  
初任者が名寄にも入ってまいります。そ  
の初任者への対応ということでやはり加  
配を2名ほどいただいているところで  
ございます。そのほかに言葉の通級教室  
などの加配も3名いただいていると。生  
徒指導なんかも加配をいただいています。  
それやこれやで18年度は総計15名  
になっていると、こういうことございま  
す。

○副議長（林 寿和議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） それで、先ほど  
支援員の人的な配置どのように考えてい  
るかちょっとまだ答弁なかったのですが、  
5月の末ですとあと3カ月もしないうち  
にこれをきちっと配置をしていかなけれ  
ばならぬ状況になるわけですが、この支  
援員の扱い、本来ですと全学校にとい  
うことですが、しかしそうもいかないとい  
うのが事情なのかもしれません。

そこで、実は自校方式や拠点方式とい  
うことで、拠点方式の場合は新たに名称  
変わる支援教室になるのでしょうか、そ  
んなところの扱いもあるというふうに  
思いますが、どのようにこの支援をして  
いくかによって変わるのではないかと、  
支援員の扱いについても。そんなところ  
についてももう少し詳しく、わかれば、  
考え方あればお聞かせを願いたいと思  
いますし、今支援員にかかわっての交  
付税算入ということで、これは色がつ  
いていないものですから、どこへどう  
やって使われてもわからなくなるとい  
うのが現状なわけでありまして、

今回の名寄市の予算を見ますと、特別支援教育といっても推進事業の中で17万円ほど予算を組んでありますけれども、確認だけちょっとさせてもらいたいと思うのですが、これは5月末に決定をすれば6月から予算を組んで、支援員もそこに配置をするということによろしいのかどうかお聞かせを願いたいと思います。

○副議長（林 寿和議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） まず最初に、人的配置についてどう考えているかということでございますが、御案内のとおり名寄には16の小中学校がございます、学校数で言えば15でございますが。その中で、現時点では発達障害のいない学校もあるわけでございます。特殊学級はあるけれども、発達障害の該当者はいないと、そういうことも配置に当たっての参考になるかなと、こう思うのであります。いずれにしても文科省の計画がどういう形で最終的に落ちついてくるのか、この辺はやっぱりよく見きわめていかなければならないと思うのであります。そして、それが本当に名寄市にどれくらいの人員配置のような交付税措置がされるのかをやっぱりよく見ませんと、今推測ではなかなか言えないのかなと思っております。しかし、もし相当数のそういう配置があるとすれば今お話ししたような順番で、いわゆる学校のニーズに応じた順番で配置していくしかないのではないかと。そして、この交付税措置につきましては、これはやはりこのためにお使いいただくように市長部局にもしっかりとまたお願いしてまいりたいと思っておりますし、6月議会などではこれについても御審議いただくことがあろうかなと、こう思ったりしておりますが、今のところはちょっと見通しとしてはっきり申し上げることはできません。

なお、この特別支援教育に係る加配につきましては、平成19年度、名寄市も1名いただく予定に今なっております。これも管内では例のないことではないかなと、こう思ったりしているところ

でございます。

○副議長（林 寿和議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 確かに軽度発達障害の扱いについて、先生方もかなり苦勞をされているのだらうと思うのです。教育長の方も承知をしているのだらうと思いますが、小中学校における特殊学級の児童生徒数が18年と10年前の比較をすると約2.34倍ぐらいに、これは今回のこういった2年前からの扱いも含めてやってきて、ふえているのだらうと思いますけれども、一方で通級指導教室に通う児童生徒が2.5倍弱ぐらいですか、この10年間でふえているということでいきますと、支援員の数も含めてきちっと整理をしながら、私は基本的にはいるところについてというよりも全学校に支援員を配置をすべきだというふうに思っているものですから、金銭的に全学校に配置をすればどのぐらいになるか、もしあればお聞きをしたいと思います。

○副議長（林 寿和議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 支援員についてのは、先ほどからお答えしてはいますが、交付税に算入されるということで、総額幾らというように積算単価などもまだ全く不明の状況でございます。間もなくこれについては通知が来るのではないかと考えてはおりますけれども、そのあたりがわからないことには1人当たりどの程度で雇えるか、時間にもよるとは思いますが、そこら辺がわからないことには余りにもあいまい過ぎて具体的な金額はちょっと今の段階では言えない状況です。

○副議長（林 寿和議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 私が言っているのはそういうことではなくて、交付税が算入されるから云々ではないのです。それはどういう方をいけば支援員をお願いをするかということにもつながるわけですね。学校の先生がやめて、そういう方を使うのか、あるいは若い方でもそれなりにやれる方を使うのかによって中身的には支払う額が変わる

というふうに私は思っています。必ずしも今部長言うようにそれでは支援費が来るから、そのプラスで市がどれだけ出すかという計算ではない、私はそういうふう言ったつもりではなくて、総体でそれでは支援員をどういう方を使うかによって変わるので、その計算はどうなるかちょっと聞きたかったのですが、いいです、わかりました。6月のときにもしてできれば、クリアされてできれば、そのときまたやらせていただきたいというふうに思います。

それで、病院の関係で、時間もありませんから、病院の関係で若干聞きたいと思いますが、なぜ私は有給休暇の消化問題や超勤問題含めて聞いたかという、さきに医療事故がありました。これは、そんな中身で医療事故になったのではないというふうに思っていますが、非常に危惧しているのは休暇もとれないまま、そして疲労が蓄積をして、精神的にも肉体的にもということで医療ミスにつながると大変なことになるなというふうに思っているのです。実は、私の知っている方で札幌で50代の方が総合病院にいまして、精神的にも肉体的にも休暇もとれないので、やめて、年収がっぱり下がりますけれども、異業種にいけますという話聞いて、それはやめた方がいいのではないですかと言ったのですけれども、結果的にやめました。もたないということなのです、精神的にも肉体的にも。ですから、聞いたわけで、中身的にももう少し改善されるところ、先ほど若干まだ数が少ないのかなというようなところもありましたけれども、医師もそうであります、看護師も若干ふやせるものなら10対1から7対1にするということでふやしなが、病院は病院の中としてそういう医療ミスが出ないようにいろんな工夫を凝らしなが、会議をしながらということをやっているのだらうと思いますが、しかしそういった中身については労働条件というか、そういう問題については少しずつ改善をするというよりもできれば一気にこれは改善をしていかないと、特に名寄大学、前

は短大ですけれども、大学から入った場合1年やそこらでやめられてしまったのではどうしようもならぬわけで、そういった意味ではそういう労働条件の改善も含めて今後きちっとやっていただきたいというふうに思いますし、そういうことで要請というよりもこれはやれということで、そんなこと言うと市長に怒られるのでありますけれども、そんなことでお願いをしておくところであります。(何事か呼ぶ者あり)

○3番(竹中憲之議員) 聞けよ、聞けよと言うから、その後で聞きますけれども、それとも一つ、小児科が集約されて24時間体制になって、先ほども話しましたけれども、士別周辺の体制が変わるわけです。そんなところの受け入れ態勢というのはどのように考えているのか。ただ単に24時間体制だから、その中で受け入れるということなのかどうなのかちょっとお聞かせ願います。

○副議長(林 寿和議員) 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長(佐藤健一君) お答えいたします。

小児科は現在4名の医師がおりまして、3名増員されて、4月1日から7名ということで、24時間365日の救急体制をしくということでございまして、士別等の圏域の患者さんにつきましては、うちの方から平日、月曜日から金曜日までにつきましてはサテライト診療に参ります。5時以降の方々につきましては、うちの病院に来ていただくということになります。ただ、このことに対しましては、この圏域含めて地方センター病院ということもありますし、十分な対応をしていきたいと、そんなふうに考えています。

○副議長(林 寿和議員) 竹中議員。

○3番(竹中憲之議員) それでは、先ほど各外来における待ち時間の話がありました。非常に長いのではないのかというふうに思いますが、予約制診療科以外で、診療科によっても違うのだらうと思いますが、新患の扱い、基本的には予約で診療というのが予約されている診療科ではそうなの

ですが、緊急を要さなくても新患が来院したときの診察の取り扱いについてどのように対処しているかについてをお聞かせください。

○副議長（林 寿和議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） お答えいたします。

急患につきましては、状況にもよりますけれども、救急対応ということで救急室の室長がおりますので、そちらの方で診ているケースもあります。ただ、その状況に応じて臨機応変に、急ぎ診療しなければならないという患者さんにつきましては随時診ているということでございまして、ただ予約された方がそれだけ長く待つことにはなっているような状況がございます。

○副議長（林 寿和議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 最後にしたいというふうに思いますが、実はこういう話を聞きました。透析において、詳細はつきりしないのでありますが、何か問題があったというふうに若干聞いてまして、透析の時間が4時間から3時間にとかという話もちらっと聞いたのですが、その中身についてちょっとお知らせを下さい。

○副議長（林 寿和議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 実は、今までは従来は4時間透析ということで、全員の方4時間で透析をしていたということございまして、看護師さんの業務量が膨らんでいると、過重になっているということも含めて、4時間2クールでやっていますから、自然と時間外にならざるを得ないというような状況ございまして、そのことの解消ということで、1月から3時間透析ができる方については3時間で行いたいという申し入れが泌尿器科の医長の方からありまして、それで3時間透析を続けていたのですけれども、どうもやっぱり体の調子が患者さんによってぐあい悪いという方が多くて、現在はほとんどの方4時間透析に戻ったということになっていまして、看護師さんの業務量ふえていくということではあるので

すけれども、2月に1名増員させていただきました、臨時職員の方なのですけれども、少しずつ軽減を図っていこうということで考えております。それから、臨床工学技士もこのことにはかかわり持っていて、今5名体制をしいておりますけれども、非常に業務量、人工透析の今1日平均44人から45人ぐらいいらっしゃるということで、人工透析の業務量もふえてきているものですから、20年度で臨床工学技士1名増員をしないと、そんなふうに考えています。医師の方はちょっと補充は未定でございます。

○副議長（林 寿和議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今部長の方から医師は未定というふうに言われて、ちょっと言おうかなと思ったら先に言われてしまいましたからあれですが、ただ看護師はそういう意味では少し補充をして、なぜかという学生も結構いるわけですし、朝早くか夜遅くということになるとどうしてもスタッフにそれは過重はかかるということでありますから、そういった意味では先ほども言いました労働条件の改善も含めてそんなところでスタッフの増員もきちっとやっていただくということで、それはよろしいですね。

○副議長（林 寿和議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 私現場というのはスタッフがなければそれは診療ができないということで考えておりまして、今現在産休、育休の方が常に十数名いるというような状況もありまして、その方を除いて配置基準は満たしているのですけれども、研修も専門的研修が多くなってきているということも含めて、その分も足して体制しかなければならないと、そんなふうに考えています。

○副議長（林 寿和議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 最後にしますが、若干さきの中で何人かの中で医師の確保の問題で話しされまして、中身的には循環器あるいは精神科も含めて補充ということではありますが、市長の執行

方針の中で医師確保について今後ともいうふうになっていましたけれども、今以上の増員について展望あるのかどうかについてお聞きをして、質問を終わらせていただきます。

○副議長（林 寿和議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） センター病院の機能を発揮するということが地域の医療資源と申しましようか、医師の充足等を勘案しますとより以上責任が高まってきているというふうには実は認識をしております。その中で、道内の三つの医科大学の医局の研修医の確保状況、在籍状況等見ますと、どうしても一般の地域にあります病院の医師というのは、これからも十分に充足はできないのではないかと、そういう判断をせざるを得ない環境にあります。したがって、センター病院、そういう意味では非常に広域になりますけれども、患者の皆さんがセンター病院を信頼して来る、それだけにしっかりと医療体制のためにこれからも頑張っていかなければならないと、こんなふうに思っております。今回19年度、20年度で増築をする部分では、医局の医師の対策についてもスペースを広げていこうと、こういうことで頑張っております。今診療科で、個々の対応では循環器あるいは精神科等では十分ではありません。ありませんが、そうした施設整備等を進める中でしっかりと3医育大学等に対するセンター病院の受け皿を整備していることでの評価をいただいて、また医師の配置も期待できるのではないかと、このように考えての整備計画を持っているところであります。

○副議長（林 寿和議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民保養施設のあり方について外2件を、山口

祐司議員。

○6番（山口祐司議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、1点目に、市民保養施設のあり方について質問をいたします。現在名寄市には名寄温泉サンプラー、そしてふうれん望湖台センターハウスと2カ所の市民保養施設があり、名寄市民はもとより近隣住民の憩いの場となっております。サンプラーについては、年次的に改修工事もされ、大変きれいに維持管理がされておりますが、望湖台センターハウスにつきましては建設後かなり年数も経過しておりまして、老朽化が進んでおります。確かに旧風連町の時代からなかなか手をつけられずにきた施設であります。自然公園も併設されており、大変に自然景観のよい素晴らしい環境に恵まれた保養施設だと私は考えております。そこで、今後この施設をどのようにされるおつもりなのかお伺いをいたします。

また、平成18年度の収支見込みについてもお伺いをいたします。

近年過当競争の中にある市町村の温泉施設の運営が厳しさを増していると言われておりますが、集客力を高めるための方策についてどのような努力をされているのかもお聞かせをいただきたいと思います。

先ほども申し上げましたように施設自体が大変古く、老朽化している現在、今後の改修計画はどのようにあるのかについてもお伺いをいたします。

2点目に、市民への情報開示について質問をいたします。まず、市民向けの行政情報のあり方についてどのように考えておられるのかをお聞かせください。

また、今後の広報活動について、可能な限りわかりやすい言葉で情報伝達をし、市民と共有することが最良と考えるところですが、どのような活動が考えられるのかお聞かせをください。

次に、総合計画の一つのキーワードとなる市民



と行政が協働するまちづくりの面からも市民ニーズを的確に把握しつつ理解度を深めることにさらに努めるべきだと考えますが、どう取り組んでいくのかお聞かせをください。

最後に、新型インフルエンザについて質問をいたします。最近新聞、テレビ等で高病原性鳥インフルエンザが新インフルエンザに変異し、大流行した場合、道内でも100万人以上が医療機関を受診し、7,000人以上が死亡すると推計されるなどの報道がされましたが、この大流行を想定した場合行政としての対応はどのようになるのかお聞かせをください。

また、大流行時、道内の1日当たりの入院患者数は最大で約4,500人と推計されていますが、道が確保しているのは30医療機関、143床のみとのこととあります。大流行すれば診療場所は医療機関だけでは足りず、公共施設などの使用が必要になるとのことですが、名寄市においては市立総合病院と市内医療機関との連携はどうなのかお聞かせをください。

次に、市民への広報、呼びかけについてですが、発症しても病院が満杯で自宅療養を強いられる可能性もあるとのことですが、流行を想定し、市民への周知や予防に向けた対策が具体的にどのように図られていくのかお聞かせをいただきたいと思えます。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

**○議長（田中之繁議員）** 手間本経済部長。

**○経済部長（手間本 剛君）** ただいま山口議員から大きな項目で3点にわたりお尋ねがございました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては総務部長から、3点目につきましては福祉事務所長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

初めに、1点目ですが、望湖台センターハウスの今後でございまして、望湖台センターハウスは昭和57年に勤労者野外活動施設として建設され、同年9月にオープンをいたしました。24年が経

過をしております。その後宿泊施設を増設、浴室の拡張工事が行われ、現在の姿になっていることは御理解をいただいているところであります。以来今日までふうれん望湖台自然公園というその名にふさわしい魅力ある環境を整えたステージをバックに、センターハウスとして若い方から年配の方々まで幅広く皆さんに御利用いただいている施設でございます。施設のにも古くなってきておりますが、保健保養と住民福祉を兼ね備えた機能を持つつつろぎの施設としての役割はまだまだ大切にしていかなければならないものというふうに思っております。必要箇所の整備を行いながら、多くの方々に親しまれる施設として活用していこうというふうに考えているところでございます。

2点目の平成18年度の収支見込みの状況でございますが、今年度のセンターハウスにつきましては、前期においての利用者は施設利用者で7%、入浴者で25%の増加となっておりますけれども、長期宿泊者の減少で総売り上げは7%の減となっております。今期末の決算見込みにつきましても、経営努力が続いておりますけれども、厳しい状況と受けとめております。昨年4月、指定管理者を受けて以来月1回常務会、役員会などの経営会議を行い、役職員知恵を絞りながら改善に向け努力をしてきており、昨年度と比較いたしましても一層の経営努力の跡が見えてきており、その兆しは見えるものの経営的にはまだ厳しいというふうに受けとめております。収入的にはイベントとして各種なべ祭りの実施、宴会の誘致などの売りに努力し、冬期間においてもスキー合宿の受け入れを行ってまいりました。支出では仕入れ方法の研究、燃料費等の経費節減など一般管理費の節減に経営努力をしてきたところでございます。残り1カ月を切ってしまいましたけれども、経営的には大変厳しいものと受けとめておまして、その努力はうかがえるものの、つらい状況にあるということに変わりはないものというふうに受けとめているところでございます。

3点目の集客力を高めるための方策についてお答えを申し上げます。自然公園という魅力的な環境を十二分に生かした集客、例えば花をテーマに桜、スズラン、ハナショウブ、ジャーマンアイリスなどのPRに努め、またカブトムシなど親子による昆虫採集、キャンプ場などをPRしてまいりました。センターハウスとあわせて自然公園内には昭和53年に生活環境保全林整備事業による施設が設置されており、また平成2年の公園整備構想によってトイレ、オートキャンプ場、バーベキューハウスなどが年次で整備されてきており、これらと一体となった集客にも努めてきているところでございます。年間を通した合宿の誘致に努めるとともに、ピヤシリスキー場や近郊でのスキー大会での合宿の誘致、下多寄獅子舞のルーツが御縁で富山県平中学校は定宿として定着しており、富山県の他校からの合宿にもつなげていることから、一層のそのつながりを大切にしたいというふうに考えております。また、今年度から冬場の健康づくりの場として雪中パークゴルフ場を新設、夏には自然豊かな緑の中でプレーすることのできる1年間を通してパークゴルフを楽しむことができる公園として今後もPRに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

4点目の施設の老朽化に伴う改修計画についてのお尋ねです。センターハウスを初め自然公園の施設についても老朽化が目立ち始めてきております。センターハウスにおきましては、宿泊棟・宴会場の整備、ボイラー配管など給排水設備についても修繕を要するものというふうになってきております。また、公園内のアスレチック施設やオートキャンプ場、バンガローの給排水の改善なども考えられますけれども、一度では改修は非常に厳しい状況であるというふうに受けとめております。これらのことから市民の憩いの場の望湖台自然公園として利用していただくよう、平成19年度において公園内のセンターハウス、野外施設全般にわたって再度点検を行い、年次計画をもって対

応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 私の方からは、大きい項目の2点目の市民への情報開示について、3点にわたっての御質問いただきました。まとめて答弁をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

最初に、行政情報のあり方についてであります。市民や地域が主体となったまちづくりを推進するためには、行政情報の提供は欠かせないものでございます。そのための行政情報の提供に当たっては、わかりやすくタイムリーに市民が市政を身近に感じることができるよう努めなければならないと考えております。昨日の佐藤議員の質問に今助役よりお答えをしておりますが、これから行政の動きがわかる情報の提供についての仕組みなどについてもしっかりと考えていきたいと思っております。

今後の広報活動についてでございますが、毎月発行いたしております広報なよろを中心にいたしまして、ホームページ、新聞広報、FMラジオなど、広報活動の充実に努めてまいりたいと考えております。また、広報活動につきましては、むしろ広聴があって広報があるのでないかと、このように考えておりますので、広聴を重要視して広報活動の充実に努めていきたいと思っております。

市民への理解度を深める取り組みといたしましては、各種懇談会などで直接意見をお聞きするとともに施設見学会や出前トークなどを充実するなど、市民の声が反映する市政運営を心がけることで市政への理解と関心を深めてまいりたいと思っております。また、職員が地域に入って直接市民の意見を肌で感じることができるよう一層啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私からは、大きな項目3番目の新型インフルエンザについてお答えをさせていただきます。

まず、流行を想定した行政の対応についてお尋ねがございました。厚生労働省は、過去十数年の間に人に感染したことの無いタイプのウイルスが人の間で感染し、インフルエンザの流行を起こしたときに、この原因となるインフルエンザウイルスが新型インフルエンザであると定義されております。現在その原因となる可能性が高いとされているのが鳥インフルエンザウイルスであり、そのウイルスが突然変異を起こし、人から人へ感染拡大していくのではないかと世界的にも危惧されております。国内においては、ここ数年鳥インフルエンザの発生が報告されており、平成17年10月、厚生労働省は新型インフルエンザ対策推進本部を設置し、発症した際の具体的な対応について国の行動計画が示されました。このことに伴いまして北海道行動計画も作成され、新型インフルエンザが発生した場合には北海道レベルの対策本部を設置し、地方自治体に対しては地域の実情に応じた対策実施の協力を要請していくこととされております。今後上川北部地域で新型インフルエンザなどの重大な感染症が発生した場合は、名寄保健所が主体となり、感染症危機管理対策地方本部が立ち上げられ、病院、市町村、上川北部医師会、消防署、警察署等の関係機関がその具体的な指示の中で役割を確認し、予防対策を図ることとされております。また、国内外の感染症発症状況を踏まえ、危機的状況が予想される場合は事前に対策会議を開き、想定されるケースの具体的な対応や関係機関の役割等につき検討していくことなどを北海道より確認をされているところでございます。

次に、名寄市立総合病院と市内医療機関との連携についてでございますけれども、大規模流行時における医療体制といたしましては、市内医療機関の総力結集による体制が構築されることとなります。新型インフルエンザが発生して、初期の封

じ込めが困難となり、市内で大規模な発生とその可能性が推定された場合、名寄保健所が主体となりまして感染症危機管理対策本部が立ち上げられ、病院、市町村、上川北部医師会、消防署、警察署等の関係機関が具体的な指示の中で役割を確認して行動することとしていることにつきましては先ほど述べたところでございます。万が一名寄市立総合病院の診療体制における医師、看護師等だけでは対応が困難であると判断された場合につきましては、上川北部医師会に医師、看護師の派遣を要請して、応援による医療体制を確立する必要があります。さらに、医師、看護師等の医療従事者が不足する場合には国、北海道へ派遣の要請や市民のうち未就業者の看護師等の医療従事者に対しまして医療体制への参加支援について協力を求めることが必要となってまいります。第2種感染症指定医療機関となっております名寄市立総合病院や市内医療機関が満床などにより入院患者の収容が困難な場合、公共施設に臨時の治療及び収容施設を設置するなど、患者の治療に万全を期してまいります。

3点目の市民への広報、呼びかけでございますけれども、新型インフルエンザが流行した場合、短期間のうちに世界的に広がる可能性があり、現段階においては特効薬やワクチンの開発が確立されていないこと、さらに医療機関の受け入れ態勢などさまざまな危険性や課題が示唆されております。予測の立たない状況ではありますけれども、発症した際の混乱を避けるためにも流行を想定し、日ごろから新型インフルエンザ対策に対しての心構えをしておく必要があると考えます。新型インフルエンザの予防法は、通常の風邪やインフルエンザの予防と同様と言われておりますので、日常的には手洗い、うがいの励行、規則正しい生活、十分な栄養、休養、睡眠をとり、免疫力を高めておくこと、また国内外において流行が予測される場合については流行地への国外渡航や国内移動を避け、外出を控えたり、外出時のマスク着用など、

うつらない、うつさないことを基本とした予防対策につき新聞、広報等を活用しながら、啓発を図ってまいります。

さらに、流行した場合には北海道の指導指針に基づきまして、市民の方々が誤った情報に惑わされないよう正確な情報を伝えていくこと、さらに自覚症状があった場合の対応、受診行動や病院の受け入れ態勢、相談窓口等についても細部にわたり周知を図っていくことが必要と考えます。

今後新型インフルエンザ対策といたしましては、市民の方が混乱や不安なくさまざまなレベルで対応できるよう、流行を想定したり、状況を踏まえながら、情報の提供や予防対策など普及啓発を図ってまいりたいと思っております。

なお、市では新型インフルエンザを対象といたしました対策行動マニュアルを策定してはおりませんが、名寄市職員災害初動マニュアルにおきまして災害発生時における役割が定められておりますので、それらを準用し、行動することになると想定をしております。

以上、答弁といたします。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） それぞれ御答弁をいただきましたけれども、まず初めに市民保養施設、望湖台のことについて再質問をさせていただきたいと思えます。

御答弁の中に入浴者が25%増加したにもかかわらず宿泊者の減少のためにかなり厳しい経営状況がうかがえるわけでございますけれども、この25%増という、昨年度から見ての話だと思えますけれども、この要因というのは何なのかちょっとお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ちょっと申し上げさせていただきますと思えますけれども、18年度の前期の部分で申し上げております。施設の利用につきましては、全体では7%ほどふえているのですけれども、入浴客で申し上げますと25%

ほどふえている。それから、宴会につきましては61%ほどふえている。レストランにつきましては8%ほど減っている。それから、一般入浴客につきましては23%ほどふえている。それから、先ほど言いましたように特別宿泊客、これが22.31%ですから約78%ほど落ちているわけでございます。これが大きな要因というふうに受けとめさせていただいております。これはどうということかと申しますと、長期に滞在をされる方というようなことで、特別に宿泊をさせていただいて、1泊2日とか2泊3日というのでなしに、1週間なら1週間、10日なら10日というような長期の宿泊をされる方がぐっと17年度から比較すると落ちたということが押しなべて全体的にそういう数値になったということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） 押しなべて減ったということなのですが、その入浴客で25%増という、その部分に関しては何か原因があったのでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 説明不足でした。25%というのは、データははっきりはつかないのですが、合併によりまして旧名寄のお客様が多く足を運んでいただいているのではないかとというような受けとめを望湖台の方の関係者の方で受けとめているということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） これは、まさに合併効果といいますか、大変いいことだなというふうに思えますけれども、確かに名寄市内に2カ所の保養施設、サンピラーと望湖台ということで、一つの自治体に2カ所の保養施設があるというのはかなり珍しい部分ではないかなというふうに思えますし、サンピラーと望湖台を今後連携といいますか、させながら、お互いに売り上げを伸ばしてい

くという部分が今後必要になってくるのではないかなというふうに思いますし、その辺のところを2カ所の保養施設の関係について何かお考えがあれば聞かせていただきたいのですが。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今望湖台に限って経営会議というのをやらせていただいているのですが、そのお話の中では旧風連の望湖台自然公園、それから名寄のサンピラー、これをやっぱり連携をとってやっていくというようなことでの話はたびたび出ております。そんなことで、かつてあそこのジャンプ台のときにほかの施設にお客様が通られると、それは何とかならないかというような議員からのお尋ねもあったかに聞いておりますが、そういったものも視野に入れながら、ぜひサンピラーの方の施設で受け入れられない場合につきましては、望湖台の方にお泊まりをいただいたりとかというようなことで考えていきたいと思っておりますし、それから常に話として出ていますのは、仕入れの部分につきましてもできましたら両方が一つに買うということによってコストが下がるのではないかと、こんなような情報交換をさせていただきながら、19年度に向けては一つでも二つでもそうやってよいところを生かして経営に反映させていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、申し上げました。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） それと、ことしは2月から雪中のパークゴルフ場を開設したという新聞の記事も載っていましたがけれども、実際2月からといいますとあと一月ほどしかないわけですし、これを恒例として早い時期からやっていくお考えがあるのか。それから、夏場はかなりインターネット等でもカブトムシのとれる確率が高い場所だよという、望湖台は確率高いですよという、そういう情報も流れているわけなのですけれども、そういうものを夏冬そういうイベントとは言いませ

んけれども、お客さんを集められるような、そういう形というのは今後本当に大事な部分ではないかなというふうに思うわけなのですけれども、そのパークゴルフ場の時期を今後どのようにお考えなのかちょっとお聞かせをいただきたいのですけれども。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 望湖台の社長としてお答え申し上げたいと思いますが、本当にことしは去年の4月、5月が非常にお客様が入らなかったということで、非常に苦慮をしながらやっておりますが、今前半の分で利用数や何か述べましたが、後半は若干伸びまして、暗渠の人夫さんとか労働者の方がお泊まりいただいたりというようなことを含めて伸びてきましたが、いかんせん二月分の穴がなかなか埋まらないという状況で今推移しているところでございます。

御承知のとおり何とか冬場望湖台ににぎわいをつくりたいということで考えておったわけですが、スキージ場もないですし、スケートをする場所もないと。何かないかということから、ことしテスト的にパークゴルフをつくって、にぎわいをつくったらどうだと。そのうち半分の方がおふろに入ってくれてもいいのではないかとことから、ことし雪も少なかったせいもあってテスト的に始めたということでございます。

御承知のとおり夏場はそれぞれいいところあるわけですが、ことし春からまたシーズンを通したいろんな形で営業方針を立てながらいきたいなど。その一つには、春からずっと咲く花がどういうふうにどういうところで咲くのだと、それを見学するツアーなんてないのかというふうな、そういう小まめなことをやっていかなければいけないのかなと。そしてまた、秋ぐらいには虫の時期になってきますので、カブトムシとかそういった時期になってきますから、そういった呼びかけをしてまいりたいというふうに思っております。

また、サンピラーとの連携が考えられぬかとい

うお話があったわけですが、この話しする前からちょっと望湖台の方では考えておったのですが、相手がおりますから、相手の社長さんにこの間どうですかというお話をしておったのですが、保養所を十分に使っていただくために半年なら半年券みたいに券を販売して、双方共通券という形でおふるなり、おふろに来た場合には幾ら安くなりますよとか、食事をしたら何ほ安くなるよとか、そういったシーズン券みたいのを買っていて、それでやってはどうかというところで考えております。また、宿泊もございますから、そういったことも含めてあるわけですが、これはお互いに料金の配分をどうしようかというような問題がまだ残っておりますから、それぞれの役員会等でいろいろなやり方あると思いますから、お互いに協力しながら、協力をもらいながら頑張っていきたいなという考えしております。どうかそのようなことで、十分に施設が利用されていくことを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） 大変意欲的に明るい話といたしますか、将来的にも本当に望湖台、それからサンピラーともお客さんが満員で埋まるように期待をしたいところでございます。

それと、きのうの同僚議員からも提言がありましたけれども、広域連携の枠の中で望湖台、それからサンピラーですか、効果的に活用していただくような手法というものをぜひ検討していただきたいというふうに思うわけですが、このことについてもっと大きな形という部分で再度御答弁をいただきたいと思うのですけれども。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 今もっと広域的な連帯をできないかと、こういうことであります。その前に、先ほど報告ありました望湖台さんは入浴客25%程度増になっていると。これは合併効果だということでもありますけれども、サンピラーでは実

は入浴客が減っておりません、前年比であります。したがって、全く望湖台さんの営業努力が功を奏しているということでありまして、望湖台さんと私どもサンピラーとは今営業合戦やっている最中でございますので、私どもも負けないで、お客さんをできればほかから引っ張ってきて、お互いに頑張っていきたいなと思っております。

今小室社長の方から提案がありました共同で何かできないかと、こういうことについては問題提起受けましたので、私どもも再来週の営業会議でしっかり協議していきたいと。新年度から即できるかどうかわかりませんが、いずれにいたしましてもサンピラーと望湖台のそれぞれ特徴が違いますので、いいところを出し合うような努力をしてまいりたいというふうに思いますので、サンピラーもぜひよろしくお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） お互いがライバルで、そしてまたお互いに相談しながらやっていこうという部分だろうというふうに思います。

それで、もう一つ、望湖台のことでちょっとまた聞きたいのですけれども、先ほども施設の老朽化に伴いまして改修について年次計画をもって対応していきたいということでございますけれども、財政状況の部分もあろうかとは思いますが、市民の憩いの場として早い時期に順次計画性を持って対応していただきたいというふうに思うわけですが、そのことについて再度御答弁いただければと思いますけれども。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 御案内のとおり、施設につきましてはセンターハウスを中心に施設化されております。それから、一方では望湖台自然公園の方にもそれなりの施設があるわけですが、御案内のとおり今経過年数を経ているのはセンターハウス、あるいは自然公園の中で早い段階での林業構造改善事業、この事業で取り組んだ施設が老朽化がしてきているということでご

ございます。したがって、望湖台自然公園内の部分に限って申し上げさせていただきますと、施設が子供たちもたくさん見られるものですから、けがのないようなこととというようなことで、アスレチックも含めて18年度に一部手直しをさせていただいたり、危険な箇所につきましては一部外したり、撤去したりなんかしてさせていただいております。

それで、先ほど申し上げましたように自然公園につきましては、こともしっかりとやっぱり点検をして、危なくないような安全な中で使っていただくようなことに心がけていきたいと思っておりますし、それからセンターハウスの部分につきましては、あそこは御案内だと思いますけれども、列車につきましても、それからトイレにつきましても撤去させていただきました。そんなことではコンパクトなといひましようか、使わないものにつきましては維持費かかるものですから、そういった部分につきましては年次計画をもって整理をしていきたいというふうな考え方を持っておりますし、またそれぞれの御意見を賜りながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） ありがとうございます。

最後に社長の意見を聞こうと思っておりましたけれども、答弁いただいたわけなのですけれども、望湖台の今後のあり方について、本当に社長としてということでは一度お聞かせをいただければというふうに思うわけなのですけれども。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 望湖台の将来のあり方ということでございます。これは、風連のときからいろいろ論議をされてきたところでございますが、非常にあそこの地域の方はあれを拠点にして老人クラブなりを毎月あそこで開催してやっているとか、いろんな形で利用されている部分が多いわけでございます。しかしながら、建物も若干という

か、大分年数がたって、危険な箇所はそれぞれ直しながら今現在進んでおりますけれども、本当に大きな形でリニューアルができるのかどうかというのは、去年から私どもの方は指定管理者ということでやっておりまして、これが本当に採算的に合っていくのかどうかという部分も含めて、この存在をどうするのかということを考えなければいけないのかなという感じをしております。したがって、1年目については何とか厳しくても穴があいた分は2年で取り戻すという意気込みでやっておりますから、その状態を私たちが真剣になって努力して、その暁に存続はあるのだというふうな思いで今進んでおりますから、むだな経費は省いて、本当に一生懸命アイデアを持ちながら、あそこの場所の利用者の拡大に向けて運動というか、仕事をしているわけですし、それがままたらぬということであれば、方向を変えていかなければいけないのかなと、そういうふうにも思っております。ぜひそういう意味で、望湖台職員一同頑張っておりますから、皆様方にも御利用していただければありがたいなというふうに思っておりますし、また先ほど手間本経済部長よりお話あったとおり、たまたま私行ってみますと平村の方から中学生が合宿に来ていました。聞きますと前から来ていたという話なのですが、私ども存じていなかったわけですし、平村というのは下多寄地域の入植者の一番最初に入ってきたのが平村というふうなことから、獅子舞についてもこきりこについても平村の方の伝統を持ってきているわけでございます。そういったことで、地域の方にお話しして、こうやって合宿に来て頑張っているよと、交流か激励をしてやってくれということをお願いして、激励会をやっていただいたところでございます。やはり参加した人の話を聞きますと、非常に昔いた故郷はこきりこにしても踊りにしても何にしてもみんな伝統的にきちっと中学生ぐらいからやっているのだなという印象を受けながら、交流会というか、歓迎会を終わってきたというふうに聞いてお

りまして、そういったものを人脈的なものも含めてこれから営業に努力してまいりたいなというふうな考えをしております。どうぞよろしく願いを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） 今富山県のお話もあつたわけですが、ハード面ばかりでなく、やはりソフト面で、そういう部分で盛り上げていただくことが望湖台のまた一つの道ではないかなというふうに思いますので、ぜひとも頑張っていたきたいと思います。

続きまして、市民への情報開示について質問をさせていただきたいと思います。市民への理解を深めるためには、職員が積極的に地域に溶け込んで、市民の意見を肌で感じることができるよう努めたいというふうに答弁いただいたわけなのですが、確かにそのとおりだなというふうに思っております。旧風連町の場合、人口が約5,000人ほどの町だったわけですが、総合計画の絡みで、地域推進協議会という中で役場の職員がそれぞれの地域に張りついたような形で、地域の行事にもかかわって旧風連町の場合やってきたわけなのですが、合併しまして3万人という大きなまちになったことで、旧風連町の住民というのは何かやはり市役所の職員に対しまして距離感を感じているのではないかなというふうに思います。そんな中で、市役所の職員と住民との交流の中で情報がやはり行き交うという部分が非常に大切な部分だというふうに思うわけなのです。それで、今後そういうような形というものができるのであればつくってほしいわけですが、そういうような構想みたいなものももしあれば聞かせいただきたいのですけれども、ちょっと漠然としているかもしれないですけれども。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきましても、1点目の職員が地域に入って市民の皆さんと一緒に地域づくりを進める視点で

職員の意識を持った地域活動、これ昨日の渡辺議員の方からもお話がありまして、まさしくそのことは大事な部分でありますということでお答えをさせていただいております。その中で、自治意識を高めていく、職員も市民も意識を高めるやはりそういう場になっていくことが一番望ましいというふうに思っておりまして、住民の皆さんと一緒にこれから自治基本条例をつくる中で地域自治区をどのように構築していくかということが19年度の大きな行政執行の中での取り組みになるのかなというふうに思っております。

それと、自治区の中で、旧風連町でやっておりました組織ですが、私どもも聞いておりました、大変すばらしい活動であって、行政区と皆さんと職員が一体となってイベントを盛り上げるだとか、そんなような形で旧風連町では取り組んでいた実績を私も承知をしているところであります。さきの議会で佐藤勝議員からも質問いただいておりましたその自治区の中で職員をどういうふうにとということ、旧風連町のような形がとれないかというような御質問もいただいておりまして、これから自治区を構築する中で職員の位置づけについては検討してまいりたいと、このように助役の方からも答弁をさせていただいておりますから、その仕組み等についてはことし今後風連の行政区が自治区に移行する過程の中でしっかりと考えていくことになるのかなというふうに思っておりますし、やはり職員と住民の目線と一緒に対等協力の中でまちづくりを進めていくという視点を持った形で協働のまちづくりを進めていくということが基本だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） ただいま答弁いただいたとおりだというふうに思います。やはり大きくなればなるほど職員の意識という部分を高めていかなければならないというふうに私は思うのです。小さいまちですと、すぐ隣に顔が見えますから、



それほど努力しなくてもお互いの人間関係というのは自然とできてくる部分だと思うのですけれども、それが大きくなるとやはりお互いが前に突っ込んでいくといいますか、お互いに意識しながらそういうものがないとうまくいかないのかなというふうに思っています。

情報開示の部分はこの辺にいたしまして、続きましてインフルエンザのことについて一つだけ再質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、今回新型インフルエンザの質問をさせていただいたわけなのですが、市民の方々にあえて恐怖心をあおるような形に聞こえたかもしれないのですけれども、これやはりかなり新聞、それからテレビ等でも最近取り上げられているものですから、御答弁をいただいたわけなのですが、答弁をいただいた中で名寄市としてはかなりそういう部分では対応といたしますか、安心をしているわけなのですが、今の時代本当に何が突然起こるか分からないという部分もあるわけですので、特にこの新型インフルエンザにつきましては現在の交通網の発達から想像を絶する以上の速さで拡大するというふうに言われております。それぞれ関係機関となお一層の対策協議会といたしますか、部分が必要かなというふうに思うわけなのですが、再度それだけ質問いたしまして、終わりにさせていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 山口議員の方から御質問をいただきまして、私も実は改めて地域の課題としてこの新型インフルエンザの問題もとらえておかなければいけないのかなというふうに感じたところでございます。

現実的におきましては、東南アジア、それから隣の韓国等々で鳥インフルエンザ、それから国内におきましては最近では宮崎県におきまして鳥インフルエンザが発生したわけございまして、この新型インフルエンザにつきましては2種類の実はタイプがあると言われております。それが一つ

が鳥インフルエンザが鳥や人などの体内で変化する場合と、もう一つが豚や人の体内で鳥インフルエンザと人のインフルエンザがまじり合って変化する場合のこの2種類があるというふうに書かれております。それで、おっしゃられましたように国内外と交流というか、海外旅行をなされる方も多い、それからそれらの例えば宮崎県に旅行なさる方も多いというような状況のある中では、発生してから対応するのではこの場合遅過ぎる。それから、インフルエンザワクチン自体が流行してから6カ月程度を要するというような状況等もございまして、一端発生しますと大きな災害になるということが十分推測されますので、常日ごろからこういうこともシミュレーションをした中で対応について検討してまいりたいというふうに考えております。実態的には北海道が主体となってこれらの組織をしていく制度となっておりますので、御理解をいただければというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 以上で山口祐司議員の質問を終わります。

食育の推進についてを、宗片浩子議員。

○24番（宗片浩子議員） 議長の御指名により通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

食育の推進についてを質問させていただきます。私は、平成17年12月の定例会におきまして食育の取り組みについて質問してまいりました。新市になりまして改めて質問をしてまいります。食育推進計画の策定について伺います。国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむために、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的とした食育基本法が平成17年に施行されたところであります。また、法の考え方を具体化するために、食育推進基本計画が18年4月からスタートいたしました。北海道でも17年12月に北海道食育推進行動計画を策定して、食育を道民運動として推進しているところであります。食育基本法では、市町村はこれらの計画を

参考として市町村食育推進計画を策定するよう努めるとされており、食育を推進していく上で住民に身近な市町村段階での取り組みが重要と考えます。そこで、今後具体的にどのように対応しようと考えているのかまず伺います。

次に、家庭における食育について伺います。食育は、あらゆる世代に必要であります。特に子供たちの食育を進める上で家庭での食育が大変重要であると考えます。朝食をとらない子供の割合が増加していることや家庭での食事バランスが崩れて、肥満や生活習慣病などの問題が指摘されております。こうした問題を防止するために、食育をどのように進めていくのか伺います。また、学校における対応についても伺います。

次に、体験型の食育について伺います。食育の推進に当たっては、農作物がどこでどのように栽培されているのか大人も子供も学び、知ることが重要と考えます。農畜産が盛んで、生産地が近く、消費者といわゆる安心、安全な食材を目指している生産者との顔の見えるつき合いができる本市においては、その特性を生かした体験型の食育を推進すべきと考えますが、どう認識されているのか伺います。

次に、地場産物を活用した学校給食について伺います。学校給食に地場産物を使用することは、子供たちに食材や農業への理解を深め、地域の生産活動についても学ぶことができるなどの教育的効果が期待できるなど、意義のあるものと考えます。市として学校給食における地産地消の取り組み状況及び効果についてどのように認識されているのか、また今後どのようにして地場産物の拡大を図っていこうとされているのかお伺いいたします。

最後に、食育に関する情報提供について伺います。食育を推進していく上で食に関するいろいろな取り組みや市の施策などを家庭や地域へ情報提供していくことも大変重要なことと考えます。市としてどのように家庭、地域へ食育情報を発信し

ていくつもりなのか伺います。

以上でこの場での質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま宗片議員から御質問がございました。私の方からの答弁となりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

初めに、食育推進計画の策定についてのお尋ねでございます。食することは人間の生きることの源であり、食することで我々の健康は維持することができます。そのためにも市民が健やかな生活を送り、未来を担う子供たちが豊かな心と人間性をはぐくみ、生きる力をつけていくためにも食は重要と認識しております。食育基本法の制定や北海道食育推進行動計画の策定により食育の重要性が高まっており、本市の地域特性を生かし、生涯にわたり健康で豊かな生活を実現するため、市民一人一人のライフステージに合わせて地域、学校、農業、商業が連携し、食に関する知識と食を選択する能力を醸成するため、新名寄市総合計画の基本目標、心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりの主要施策に食育の推進を盛り込んでいるところでございます。このことから、市では19年度に（仮称）名寄市食育推進計画を策定することとしており、庁内関係部署に横断的な計画策定のワーキンググループや市立大学の指導、助言をいただき検討し、市民レベルの（仮称）名寄市食育推進計画市民会議を立ち上げ、計画の策定に当たってまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目の家庭における食育についてのお尋ねでございます。近年社会情勢の変化に伴い、食を取り巻く環境も大きく変わり、食事を通しての家庭のコミュニケーションの減少、さらに欠食や偏食など不規則な食生活や栄養バランスの偏り、またそのことに起因する生活習慣病の増加などが課題となってきました。望ましい食生活や健康的な食習慣を身につけることは、生涯にわたっての

健康づくりの基本であり、子供の人格形成や生活習慣病予防の観点からも特に家庭における食育は重要と考えております。

平成16年度の次世代支援子育て実態アンケート調査の結果、名寄地区では朝食を毎日食べないと回答された子供の割合は幼児で10.5%、小学低学年では8.6%との結果で、幼児期の早い時期から食習慣の乱れが懸念されておりました。また、風連地区では食に関しての悩みがあると回答されたお子さんの割合は就学前のお子さんの38.7%を占めておりました。現在保健センターでは健康的な食生活の実現を目指して、生活習慣病予防、さらには妊産婦や乳幼児を対象に母体の健康管理や子供の健全な食生活の観点からも栄養相談、栄養教室などを実施しております。その中で、乳幼児期の母親の不安や悩みといたしましては、食事時間の乱れ、小食、肥満、アレルギーの問題などが多く聞かれます。この点を踏まえ、離乳食準備期から安全な食材の選び方、自然な素材を生かした味の工夫や調理方法など、栄養面だけではなく安全、安心も含め家庭の中から具体的に食育に取り組んでいけるよう情報の提供や教室の開催を行ってきております。今後も離乳食から幼児期食に移行し、自我の芽生えとともに食欲不振や偏食などの出現しやすい乳幼児期の食生活を円滑に進めていけるよう正しい食生活習慣の土台づくりに向けた食育の推進を図ってまいります。

また、平成18年度は地域からの食生活改善普及啓発を目的として、食生活改善推進ボランティアの養成講座を開催し、新たに28名が受講され、現会員と合わせますと47名となり、19年度から新たな活動としてスタートしてまいります。具体的な活動としましては、子供から高齢者までを対象にした料理教室などを開催してきておりますが、さらに会員一人一人が食の大切さや食に関する正しい情報を家庭から地域に発信していくなど、地域に根差した活動を目指しております。今後も家庭、学校、地域との連携のもと社会全体で食育

を推進していけるよう努めてまいります。

学校における対応でございますけれども、小中学校においても肥満や過度な食事制限による体重の減少を引き起こしている児童生徒もおり、食育指導は重要になりつつあります。各小中学校において毎年4月に定期的健康診断を行い、児童生徒がみずからの体の状態を認識できるように体の記録をつけてきております。この中で、新年度におきましては、食育の認識をより一層高められるようローレル指数や標準体重がわかるようBMIあるいは成長曲線などの資料を市内小中学校で統一して体の記録に盛り込み、児童生徒の意識喚起を図ることとしております。また、定期的な体重や身長測定、あるいは養護教諭における個別の健康相談活動などを通して適切な食事や栄養摂取の大切さを指導するとともに、保健や家庭科などの教科、給食指導などにおいても栄養素やバランスのとれた食事について指導が行われております。さらには、食育は単に児童生徒の認識ばかりでなく、家庭における食生活が重要となります。各学校においてPTAと連携しながら、保健だよりや給食だよりなどで食に関する情報を提供し、より望ましい食生活が構築されるよう取り組んでおります。

次に、3点目、体験型の食育についてお尋ねでございます。名寄市は、自然に恵まれ、四季折々のしゅんを感じられ、豊かな農畜産物を生み出す生産現場が身近にあり、農家の顔が見えることから、食育を推進するのに適した地域と考えております。また、生涯にわたって健康で豊かな生活を実践するためにも家庭、学校、地域などでライフステージに合わせた農業体験など、さまざまな取り組みが可能です。特に学校教育や社会教育における農業農村体験学習は、児童生徒がグループなどの集団の活動形態をとり、豊かな自然環境の中で農作業を通じ農作物の種まき、発芽、育成栽培、収穫、試食などの現象やそれに伴う作業、機械器具の活用、気象や自然環境などさまざま

まな現象に触れ、発見したり、考えたり、調べたりなど、物の見方、考え方を深めると同時に、農作物を通じて思いやりや食べ物の大切さを学ぶことができます。現在も中山間事業の活用による各小学校と連携した農業体験や産業まつり、地産地消フェアのイベントを通して、また農産加工施設などを利用し、食育に関する体験型の取り組みを進めております。さらに、民間、農業者サイドみずから食育、地産地消の推進を目的に農業収穫体験などの取り組みがふえており、側面的に支援しているところもあり、体験を通じての食育は大きな効果があるというふうに考えているところでございます。

次、4点目、地場産品を生かした学校給食についてのお尋ねです。地場産を使つての学校給食につきましては、平成17年度実績から、名寄市学校給食センターでは主食のお米は平成16年度より風連産減農薬特別栽培米を2生産組合より年間契約にて約30トンを購入し、また月1回の誕生食としての赤飯を名寄産はくちょうモチ米を道北なよろ農協より約2トン年間契約で使つていただいております。地元野菜につきましてはジャガイモも約5.3トン自然農法名寄農場より直接購入し、そのほか大根、ニンジン、タマネギ、キャベツ、ナガネギなど計約7.3トン名寄魚菜市场経由で地元業者より購入しており、風連学校給食センターでも主食のお米は名寄と同じく風連産約5トンを購入し、大根、ニンジン、その他野菜は生産農家11戸より約1.5トン購入し、学校給食の食材として使用しております。

児童生徒には、名寄、風連学校給食センターでは毎月発行している献立表にその日の食材として使用した例えば名寄産のジャガイモを使った肉じゃが、名寄産の秋大根の煮物などと、また風連学校給食センターではつくりみそはめぐみ会より、また大根、ニンジンは生産者名を入れて、地元農産物に関心を持つようコメントとして紹介されております。保護者の方々にも毎日の献立に目を通

していただき、お子様と共通の話題で名寄の地場産など食に関する興味と関心を高めていただければと思っております。

また、今年度名寄地区児童生徒に対しまして名寄農業高校、名寄市立大学、学校給食センターと食育をテーマに連携授業を実施し、8月に3回名農生がつくったミニトマトを、この2月には2回と同じく酪農科生徒の皆さんがつくったチーズを学校給食として配ぜんいたしました。その際大学の学生と名農生による手書きのイラスト入りの給食だよりを学級に配布し、農畜産物の生産過程、栄養面から紹介をしていただき、身近に食に関する認識を深めていただく機会となったというふうに感じているところでございます。今後この事業の実施結果の報告会が予定されておりますので、次年度から風連地区児童生徒を含め、より充実した事業展開になるよう協議したいと考えております。

次に、地場産物の拡大を図るには例えばアスパラパウダー、根元の利用でございませうけれども、それを利用した新たな献立の開発でパン、めんなどに入れて年間利用が図れないものか、またカボチャ、トウモロコシなどを地元企業の協力で1年を通して乾燥製品として開発することによりまして、献立メニューの幅が広がり、地場産消費拡大につながればと関係機関とともに検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、5点目でございますが、食育に関する情報提供についてのお尋ねでございます。今後の取り組みや施策につきましては、食育推進計画策定の中でしっかりと議論してまいりますが、地域保健分野、学校分野、農業、商業分野の連携の中で、例えば食育月間の設定や食育の日設定など食育推進運動を展開し、市民に普及啓発するとともに食や体験学習などに関する情報を集約し、提供できるようホームページや広報などで情報発信をしてまいりたいというふうに考えております。

また、調理や栄養学の専門家、食育実践者、農

業者などに協力をいただきながら、イベントや研修会、講習会を開催するなど、効果的な食育を推進しながら、情報発信に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） 食育に関して各項目で御丁寧なお答えをいただきまして、ありがとうございました。再質問をしてまいりたいと思います。

食育推進計画の策定でございますが、安心して食事が毎日できることは大切なことであります。消費者、生産者、経済団体など、関係者が協力、連携をしながら、計画の実施に向けて推進すべきと考えますが、市民レベルの（仮称）名寄市食育推進計画市民会議についておよその人数、構成はどのように考えられているのかお聞かせ願います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 食育の推進計画の策定に当たりましては、市民会議の構成につきましては具体的にまだ検討しておりませんが、食育は広く深い課題でございますので、地域、学校、農業者、それから消費者、大学、あるいは食育実践ボランティア、そういった幅広い方々で組織させていただきまして、協議検討してまいりたいというふうに考えております。人数につきましては、まだ決めてはおりません。

○議長（田中之繁議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） ありがとうございます。各分野のそれぞれの識者の中から十分検討されまして、名寄の推進計画を進めていただきたいと思います。

次に、家庭における食育についてでございますが、望ましい食生活や健康的な食習慣を身につけることは生涯にわたっての健康づくりの基本で、家庭における食育が重要とお答えいただきました。私も同じ思いです。妊産婦、乳幼児、学齢期までは栄養相談、栄養教室や学校給食などで食育が行

き届いておりますが、16歳から二十四、五歳くらいの青年期と65歳以上の高齢期に対する食育がとても気になる場所です。食習慣の乱れで、朝食の欠食率は男女とも20代が最も多く、女性については15歳から29歳のカルシウム摂取量が特に少なく、骨の形成が10代後半におおよそ完成すると言われております。20代、30代をピークに減少し始めると言われております。この青年期の大切な時期に対する食育の考え方、お知らせください。

また、総務省によりますと、65歳以上高齢者の単独世帯が急激に増加されていると報告されております。単独の食事は、栄養的にも偏り、健康的にも心配される場所です。余り手をかけないで調理できる料理教室などの充実を願うところで、考え方があればお答え願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 議員の御意見のとおりだというふうに思っております。私どもの施策といたしましても、妊娠なさいます母子手帳をお受けになってから出産、それから小学校に入る前まで保健センター等でかわりがございまして、その中で一定程度の栄養指導は御相談に乗っていただけるかなと思っております。それから、私どもの管轄で言えば保育所等で目の届く範囲の中で御家庭等の状況等も把握しながら行っているところでございます。

一方、65歳以上の方々につきましては、これから先設置してあります包括支援センター等々の事業を通じまして、元気な老後を送っていただくために一生懸命お話にあったような簡単な料理教室等々を考えて、メニューの中に取り入れてまいりたいというふうに考えております。

一方、今お話がございました青年期の方々に対します栄養指導の部分でございまして、余りかわりを持っていないのが現実でございます。ここ数年若い方々につきましては、コンビニ食、それからファーストフードの普及が進んでおりま

して、栄養のバランスの偏り等々が心配されているところがございます。また、食事を抜かれる方も多いというふう聞いておまして、この食生活の乱れが課題となるかというふうに思っております。

若いうちから正しい食事をとっていただくことが元気な老後を迎えていただけることにもつながっていくというふうに考えておりますので、これからは国が推奨しております栄養バランスガイドの普及啓発、それから私どもが持っている広報紙ですとか地元情報誌などを活用しながら、正しい食生活を送っていただきますように情報提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） なぜお聞きしたかということなのですが、やはりこれから若い女性、子供からの栄養というのは大切なのですけれども、これから母親になる母体づくり、そのために、男性もそれにかかわるわけですけれども、やっぱりアレルギー、アトピーは添加物とか食物からくるということがたくさんありまして、それが体に入りまして、それが子供に影響する。子供の影響ということとても多くて、それが子供だけではなくて、ずっと代々つながっていくということも私も教えられておりますので、そういう一番母体をつくらなければならぬ若い時代、このことが一番私は気になる場所なのです。このことがやっぱりこれからの指導に当たっていかないと、体の元気な子供が産めるような状態にはならない、そういうふうに考えております。その点よろしく願いたいと思います。

それから、体験型の食育ですが、名寄は本当に恵まれた環境にありまして、各学校はそれぞれ特徴を持った体験学習をされております。東小学校は名農と一緒に体験学習やっております、東小学校、西小学校、南小学校、その他の学校それぞれで特色を持った体験学習の農作物にかかわった

り、それから調理をしたりということで、これは本当にほかにない名寄の自慢すべきものではないかなというふうに思います。学校、家庭、地域などライフステージに合った農業体験などの食育の充実、これからも進めていただきたいと思います。

それから、地場産物を利用した学校給食ですが、地場産のしゅんの食材が使用できることは、児童生徒にとってはそのものの本当の味を知ることであり、食育の基本であると考えております。季節、時期により多くの食材は望めませんが、地元産の食材は確保できるように望みたいと思います。

また、特産でもあるアスパラのそのパウダーのように地元野菜を加工開発で給食に活用できれば、児童生徒を通し、家庭への普及にもつながると考えます。食べ物の大切さを知り、自然の恵みに感謝する心をはぐくむことも大切なことだと考えております。栄養教諭が2名配置、新年度からということですが、私これ提案といいたまいますか、考え方もお聞きしたいと思いますが、北海道の食育行動計画、こういうのあるのですが、私もいろんな方にお話しするのですけれども、命を大切に、そういう教育をしてほしい、そういうことを伝えてほしいということをお願ひしているのですが、ここにもあります。この行動計画の中のコラムに、「いただきます・ごちそうさま」というのがありますが、これは毎日新聞北海道支社報道部が編集しております。いただくとはもらうの謙譲語で、ほかの命をいただくという意味です。私たちは、ほかの生き物の命をいただき、自分の命を養っています。食べ物を粗末にすることは、ほかの命を粗末にすることです。いつも感謝の気持ちを込めて、食事の前にいただきますとあいさつをしましょう。ごちそうさまは、御馳走様、走るです。この言葉は、食事をつくるために食材を育てたり、集めたり、料理をしたり、駆け回ってくださる、ありがとうございましたという意味が込められています。食事の後には忘れ

ずにごちそうさまとあいさつしましょう。これは、「いただきますからはじめようみんなの食育講座」からの抜粋なのですが、私はやはり食べ物に対する敬意とか命の尊厳だとか、そういうものを栄養教諭を通して教えていただきたいというふうに考えております。

それから、これは北海道新聞の家庭欄にありました。食育かるたで遊ぼう、品種名などを織り込み製作、これは芦別の子供センターです。芦別名物ガタタンは具たくさんでおいしいよ、かるたで子供たちに食の大切さを学んでもらおうと市、子供センターの保育士らが食育かるたをつくった。かるたは、センターの職員全員で製作、いい歯をつくるカルシウムなど、食事のマナーや注意を喚起するものやななつぼしやママコーン、新城など地元の食材や地産名を織り込んだ読み札を考案し、絵の得意な保育士がカラーペンで原画をかくて、ボール紙に張りつけている。約3カ月かけて完成したかるたは45枚1組で、1枚が縦14センチ、横10センチ、4組をつくり、元気もりもりかるたと名をつけた。子供センターでこのほど行われたお披露目では、同センターに通う年長組の園児約30人が4組に分かれて札をとり合った。読み手には市長も駆けつけ、1枚読み上げられるたびにはいと園児たちの元気な声が飛び交った。同センターは、芦別らしいかるたができた、レクリエーションなどにかるたを取り入れ、子供たちに食の大切さを広めたいと話しているというふうに新聞に出ておりましたけれども、私はやはりこういう遊びながらの食育が大切だ、自然と身に入ることが一番いいのではないかと思います。名寄ではいろいろな食材が取りそろえられて、特色あるものたくさんありますので、これをまねせよとは言いませんけれども、ほかの方法で自然と身に入るような食育を進めてもらいたいと思います。

次ですが、食育に関する情報提供をお聞きいたします。今後の取り組みや施策について、例えばの話でお話ありました食育の日、これを制定し、

その日は家庭で食を考え、名寄の伝統文化を伝え、子供たちに郷土愛が生まれることを目標としてはいかがでしょうか。名寄市は、民間や意識ある団体が食育のさまざまな取り組みをされております。これらの団体を支援、推進していける受け皿となる窓口を設置してほしいという声が届いております。食育はさまざまな内容を包含しているため、所轄を総合した新たなセクションの設置が望まれますが、考え方をお知らせください。名寄市立大学には地域交流センターが設置されておりますけれども、大学、学生と市民が一体となって食育を推進していくことが重要と考えますが、考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま食育にかかわりまして、特に学校教育での食育の大切さについて何点かお話がございました。一つには、学校における体験学習を東小学校を例に出してまさにお手本だというお話がございましたが、各学校ともに食育にかかわるといいますか、例えば農業体験とか、こういうものを通してながら実際に育て、収穫までということを手広くやっているところでございまして、そういう中で本当に食べることの大切さというか、ありがたさというか、こういうものを学んでいかなければならないものだと、こう考えているところであります。

実は、北海道教育委員会ではこういう冊子をつくりまして、小学生向きであります。全生徒に配布しております。これは道教委がつくったものであります。この中で例えば小学校1年生では今お話のございましたようにいただきますという項目がございまして、この中にはやはりありがたさという気持ち、それから本当にごちそうさまという気持ちを書き込まれております。こういう中で、本当に子供たちがそういう気持ちを持ちながら給食を食べるとか普通の食事をすると、こういうことが大切かなと、こう思っているところであります。

名寄市教育研究所でも実は子供たちの食事の実態を昨年の9月にアンケート調査しました。やはりこの中で朝食を食べているか、いないかということも質問しているのでございますが、その中には大変不幸なことに朝食がないという回答もあるのでございます。用意されていないと。こういうところをやはり学校としてもしっかり家庭に切り込みをかけて、少なくともそういうことが各家庭で起きないように、そんな取り組みをしていかなければならないかなと、こんなことを考えたところであります。

それから、学校給食等で地場産品を利用するというお話がございました。学校給食センターでは給食だよりを常に出してございまして、こういう中で例えば名寄のはくちょう米とか風連のお米などについてもきちっと表示されております。こういうものを食べ、そして地域の食材を知ることがイコールふるさとを愛する気持ちにもつながっていくのではないかと、こう思っておりますので、こういうことを大切にしていきたいと、こういうふうに考えているところであります。

また、食育かるたの例もございました。風連地区ではチャレンジカードというのを作りまして、そして給食でこれが食べられたよというのを印をつけていく、そして1カ月でその印が多かったら何か御褒美があるという、そういう取り組みで残すものがなくなってきたという、そんな取り組みもございます。こういうのもできれば名寄全部の一つの取り組みにもしていければいいなと、こう思っているところであります。

私の方からは、最後に栄養教諭の役割についてもお話がございましたが、栄養教諭は原則平成19年度以降の制度で、学校籍を有するというものになってになります。名寄市は御案内のとおり風連と名寄の給食センターが19年4月から統合してスタートいたします。そういう中で、給食センター運営審議会の中に検討委員会をつくって、この栄養教諭を今お話のあったような観点からど

ういうふうに活用していくか、食育という面で効果を上げていくか、そのことを1年かけて検討していただくことになっております。その後20年からは学校籍、例えば名寄小学校とか風連中央小学校に栄養教諭を配置して、具体的な取り組みに入っていくと、こんなことを計画しておりますが、そういうことを通しながら、やはり命の大切さなどもしっかりと伝えてまいりたいと。今名寄市内には例えば名寄市民ネットワーク、食育ネットワークなども立ち上がりました。ソロプチミストさんも実際にいろんな体験活動をしながら、いろんな仕事をされております。それから、去年はオリエンテーリングINなよろという指導農業士さん方の取り組みで、子供たちと親を集めて実際にいろんな体験をしていただいたり、それから智恵文などでも取り組みがされているところであります。こういう輪もどんどん広がっていけば、子供たちがもっともっといろんな体験をしていくのに広がっていくのではないかなと、こんなことを期待しているところであります。

○議長（田中之繁議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） 今教育長の方から名寄市の取り組み方、本当にうれしく思います。風連の学校もそういうふうに取り組んでおります。その輪が、そういうことが各学校で、また子供支援センターでも小さな子もわかるような食育の推進をしていただければなというふうに思います。

団体、個人が生産時期に新鮮な地場産を曜日ですとか時間を決めて販売されておりますが、そのときその場所に行かないと買うことができない状況であります。また、スーパーなどに行っても地場産のものが少ないというか、ないというのでしょうか、売り切れてしまっているというのでしょうか、なかなか購入できないという市民の皆さん、買い物されている方から言われております。せめて地場産物が出回る時期だけでも高齢者ですとか徒歩で買い物、また自転車で買い物に行けるように、生産農家の理解と協力をいただきながら、町



中の空き店舗利用で常設の売り場を設けるなど  
できないでしょうか。といいますのは、信金の前  
にあるポケットパークですが、日曜日ですか、毎  
週出盛りのときに日曜日10時から、本当に1時  
間ちょっとぐらいの間しかしませんが、朝どりの  
野菜がすぐになくなってしまうような状況なの  
です。本当に朝どりの水の滴るようなものを求  
めて開店する前から並んでいるような状況にな  
っております。ないときには次の来るときまで  
の予約を受けてやっているような状況が現実で  
ございまして、私が行くときにはほとんど物  
がないというような状況なのです。せめて空  
き店舗を利用して、農家さんいろいろとお忙  
しくて大変だと思いますけれども、1戸では  
なくて何軒か共同でその時間帯、せめて午  
前中のこの時間とこの時間まではあいてい  
ますよというような買い方ができるようなこ  
とであれば私は一番よろしいし、地産地消、  
初めのときに私ども会派の小野寺会長が地  
産地消の消は商うという字もいいではないか  
と言っておりましたが、これも少しはいいの  
ではないか、これがつながっていけばいいな  
というふうに思います。

ほかに今世界じゅうで日本食が見直されて  
おります。なぜなのでしょう。やはり日本食  
はすべての栄養が無理なく自然に体に入れ  
られるというすばらしい栄養価値を昔から  
持っておりました。ここに食育の伝道に行  
きたいということで、北海道ではコーデ  
ィネーター制度というのが1月にスタート  
しました。これは、専門家、農業者、栄  
養士、ホテルのシェフ、大学教授などが  
登録されております。本当にここには一  
流シェフの札幌グランドホテル総料理  
長がおりまして、私たちの体はその土  
地、その土地でとれた食べ物がもとにな  
っているという思いであります。アイヌ  
民族の食にすぐれた加工文化がある。サ  
ケやジャガイモ、ナガネギなどを昆布  
のだしで煮るオハウというつゆ物がある  
そうです。すばらしい食文化の継続を呼  
びかけていきたいと言っております。ま  
た、臨床心理学が専門の大学教授なの  
ですが、これは食と

心の関係を長年研究してきたメンタル  
ヘルスカウンセラーなのですが、よくか  
んで食べると気持ちが落ちつく、楽し  
く食べれば免役も高まると食事に向  
かう姿勢の大切さを訴えていると。交  
通事故を起こした人の多くは早食いだ  
ったり、糖質を過剰摂取していたとい  
う研究を20年以上にまとめておりま  
す。食が心に及ぼす影響を軽視すべ  
きではない。そのために就学前から望  
ましい食習慣を身につけることを親た  
ちに呼びかけていこうと考えている  
というふうに書かれておりますので、  
私はこのコーディネーターの派遣制  
度がありますが、向こうからという  
専門家の方が来ていただくのではな  
くて、名寄は名寄でそういう専門  
家がたくさん、名寄大学を持っている  
名寄でございまして、こういう専門  
家たちのそういう講習なりにそう  
いうコーディネーター制度もいいの  
ではないかというふうに考えておりま  
すが、もし考え方がありましたら  
お答え願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 大変いい御提言  
をいただきまして、ありがとうございます。  
今経済部長の方から答弁をるるいた  
しましたけれども、やはり食育の問  
題は大変幅広い問題であります。教  
育にもまたがりますし、家庭教育に  
もまたがる。非常に幅広いのです  
が、行政としては当面経済部を一  
つの窓口にしていきたいというふう  
に考えております。教育に関する  
ものは教育委員会に、それからほ  
かの部署ということで、いろいろと  
幅を広げながら、だんだん、だん  
だん輪が広がるような努力をして  
いきたいなというふうに思ってい  
るところでありまして、その一環で  
今お話がありましたコーディネーター  
制度をどうしていくのか。それは  
わざわざ呼ばなくても名寄にはた  
くさんいらっしゃいますので、ぜ  
ひ御協力いただくような体制をつ  
くっていききたいなというふう  
に思っています。御理解いただ  
きたいなと思っています。

私昔は、大先輩の話ですけれども、  
ごみと糖尿

病の心配は行政でしたことないのだというのです。恐らく戦前の話だと思いますけれども。しかし、今はこの二つが大きな課題になっています。食育の話も非常にむなしいといいますが、悪いのですけれども、何でという疑問が出てくるのでありますけれども、しかし将来ごみと糖尿病のように本当に大きな課題になるのではないかなというふうに思っております、ぜひ先ほど答弁しましたように計画をつくって、それを具体的に数字にしていく。かなり長い間をかかってやっていかなければならぬと思いますけれども、ぜひ皆さん方の御協力をいただきたいと思いますというふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） 今助役の方からそういう思いをお話聞きました。私も何で今ごろ、何で今さら食育なのだろうかというふうな思いがあります。私方の年代は子供のころからそういうこと、栄養失調ということはありまして食べ物で病気になるとか、過食でどうか、それから残滓がどうのなんて考えたこともありません。本当に物が豊富であるだけに、その分病気やら影響が大きいらなというふうに思います。

しつこいようでありますけれども、最後に市長のもしお考えがあればお聞きしたいなと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 近年食育について非常に必要性が問われて、法律ができて、しかも都道府県、市町村で計画をつくると、こういう成り行きになっておまして、このことはただ単に家庭に原因があるですとか、あるいは責任を持ちなさいということだけでは国民の健康というものを守っていけないと、こういう時代になっていると、このように認識をしております。市内でも2年ほど前から食育ネットワーク推進協議の組織が立ち上がって、運動が広まっております。そういう面では大変たのもしい限りでありまして、特に教育長からの答弁の中で市内の子供たちにアンケートをとって、朝食事をしてこない子供がいるという

ようなこと等も含めて、学校給食センターの果たす役割もまた大きいことだなど、こんなふうに思っております。

私は、ある子供たちの大勢集まるイベントで、開会のあいさつで皆さん朝御飯食べてきたかいと、このようなことを問いかけたことを思い起こしておりますけれども、やはり子供も大人もきちっとした生活習慣が身についておらないと元気な活動ができないと、このように認識をしております。そのようなことをこの名寄は条件的にも恵まれた土地柄ということでもありますから、ことしからおくればせながら取り組みます食育の推進計画の樹立、そしてその啓発についてしっかり取り組んでいきたいと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 以上で宗片浩子議員の質問を終わります。

14時55分まで休憩します。

休憩 午後 2時39分

---

再開 午後 2時55分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民の安心、安全について外2件を、岩木正文議員。

○4番（岩木正文議員） 議長より指名をいただきましたので、通告に従い、質問してまいります。

市民の安心、安全について。昨日の高橋議員のAED、自動体外式除細動器の質問の後に引き続きまして、AEDの啓発、活用についてお尋ねいたします。2月に行われました東京マラソンは、3万人のランナーが東京都内を縦断するマラソンとして壮観であり、雨の中懸命に走る姿を見て感動を覚えたのは記憶に新しいところでございます。その3万人の中に、9万人の応募よりの抽せんを突破し、私の知るところではフルマラソンに1名、10キロメートルに1名、名寄の市民ランナーが参加し、見事時間内に完走したことはすばらしいことでもあり、驚きでもございました。

また、その3万人の中の2名が心肺停止となり、AEDの処置を受けました。自転車にAEDを担ぎ、必死に現場に向かう担当者の姿を見て、本当に頑張ってもらいたい、早く処置してほしいと思ったのは私だけではないことと思います。2名とも一時的にはAEDのおかげで復帰したのですが、残念ながら1名の方はお亡くなりになりました。元気だった人を突然失う悲しみは深いことでしょう。

名寄市内においても1年間に約30名の方が心肺停止で救急車で搬送が行われています。AEDが認められてきている今こそ、AEDの啓発をして、活用できるよう方策をとるべきと考えますが、見解を求めます。

さらに、活用ですが、昨日の今部長の高橋議員の質問に対する答弁で、このAEDを広く活用していただきたいと答弁がございましたが、名寄市は貸し出しは無料ですが、上川北部消防事務組合の講習を受けて、修了証を持っていることが必要としております。目の前に倒れている人がいても修了証を持っていないためにできないのでは、意味がないのではないかと思います。AEDは、パッドを張って、電源を入れることで自動的に処理をしてくれるのです。もちろん講習を受けることは大切なことではありますが、いざというとき使用方法を知ってもらう、このことがまず大事ではないでしょうか。このことに関して答弁を求めます。

名寄市においても憲法マラソン、名寄一下川間駅伝等の陸上競技、またいろいろな球技、中学、高校生、ジュニアと大会がございます。私は、大会にはAEDの設置を義務化することを求めたいと思います。AEDがあれば助かったのになどということのないように、この防災は災害と同じでいつどこで起こるかわかりません。ぜひこの義務化を求めるものであります。

さらに、今までAEDは8歳未満、体重25キロ以下の児童には使用できなかったのですか、小

児用の電極パッドを備えたAEDもできました。小学生の安心、安全のためにも導入を求めるものですが、小児用AEDに対する考え方をお伺いいたします。

次に、自転車事故から市民を守るためにについてお尋ねいたします。私は、交通指導員となり、3年間交通事故をなくすために各種大会、イベント、その他の啓蒙活動を行ってきました。今毎日新聞を見るときに一番最初に目を通すのが道新の1枚めくった下、昨日までの死亡事故人数です。本日は、きのう現在42名、昨年度に比べると35名と7名の方の犠牲者が多いという悲しい結果が出ております。北海道は、ここ数年全国死亡事故ワーストワンからの脱却をして、死者も300人を割っています。これは、地道な事故をなくす活動が実ってきた結果であると思います。しかし、ことしに入り、下川町において自転車と車の接触事故によりとうとう人命が亡くなりました。冬道で自転車に乗っていなければ防げた事故です。

雪解けが始まり、今子供に楽しみは何かと聞くと、自転車に乗ることだと答えました。雪解けが待ち遠しく、外で遊びたいという思いでしょう。しかし、自分の子供を含め、小学校低学年の子を見ていますと、自転車の運転マナーが身につけていない。それだけではなく、交通ルールに関する知識が不足している子供も多いと感じています。私が小学生のころ、自転車運転免許に合格しなければ自転車に乗れないという時代でした。私がちょうど小学3年生のときおたふく風邪にかかり、自転車運転免許を受けられないで、人より一月おくれで免許をもらったという記憶が残っております。やはり小学生に自転車運転免許証制度を導入して運転マナーを身につけさせるとともに、本当に安全を守っていくということに対して名寄市としての考えをお尋ねいたします。

さらに、冬に私が自転車を運転してひやっとしたこと、それどころか心臓がとまりそうになった出来事が数回あります。それは、年配者の自転車

との遭遇です。特にこれからは暖かくなったり、寒くなったりで、わだちが非常にでき、歩くよりも遅いスピードで運転しているのですが、スーパーの帰り道、買い物かごに荷物を入れると非常にハンドル操作が危ないなど、本当に危険と感じております。みずからの命を守るためには、冬には自転車には乗らないという啓蒙も必要ではないかと思えます。小学生、中学生は冬の自転車は認められておりません。ということで、その見解を求めたいと思えます。

2点目、教育行政について、いじめ問題の対応についてお尋ねいたします。道教委のいじめアンケートの中間報告や滝川市のアンケート結果を見ますと、同様な答えとなっております。いじめを受けたことがある、17.6%、まだそのうち続いている、4%、いじめをしたことがある、6%。この結果を見て問題と感じるのは、受ける側としている側の認識の違いであります。このことについて教育委員会はどのようにとらえているのかお知らせください。

西小学校では児童一人一人の学習や友達関係の把握を目的とし、全児童に担任が教育相談を1人約5分程度行いました。その結果、友達関係については、クラスの子にばか、でぶ、はげなどと悪口を言われること、何もしていないのにたたかれたり、けられたりすることを気にしている子が数名いた。実際に話を聞いてみると、している側は悪気のないものがほとんどです。でも、受け取る側には大きな苦痛を与えていることに気づき、今後言動を見直していかなければならない。また、放課後の遊びについても幾つかの話が出て、一緒に遊ぼうと声かけたのに断られた、遊ぶ場所を変えるときに置いていかれたなど、こういったことがあったそうです。名寄の他の学校も取り組んでいることと思えます。学校によって対応の違いはあってはならないと思っております。

次に、教職員についてですが、これもアンケートの結果1割の教員がいじめを認識していても対

応しなかったとの回答があったそうです。教員も子供が今でもいじめを受けていると答えたのに対し、8割の教職員がそれは解決したと答えております。この認識の違いは、いじめ対策がまだうまくいっていないことを示しているのではないのでしょうか。いじめが発生するのが悪い学校ではなくて、いじめを解決するのがいい学校であるという認識を徹底することが大事です。子供の心の悩みに対して職員の資質の向上の対策についてお知らせください。

すべての子供にとって学校は安心、安全で楽しい場所であり、保護者にとっても大切な子供を預ける学校で子供の心身が守られ、笑顔で子供が帰宅することが何より重要なことでもあります。

次に、教育再生会議の1次報告に関してについてお尋ねいたします。この報告によりますと、当面の取り組みで学習内容の改革ではゆとり教育の見直し、教員の質の向上で免許更新制度を導入、教育システムの改革で教育委員会の抜本的な見直し、社会総がかりでの全国的な参加で子育て支援の充実を、この四つの柱から成っていますが、この答申に対する所見をお尋ねいたします。

3点目、冬の施設の活用についてお尋ねいたします。まず、カーリング場について。昨年11月にオープンいたしまして、各種大会やいろんな競技会、非常に施設を今のところ有効利用していただいております。オープンしての今年度の利用の実績をお知らせ願います。また、今後これは名寄市の大切な財産となるわけですから、来年度の大会予定、そしてこれから夏場を迎えた利用の仕方についてお尋ね申し上げます。

さらに、名寄市内の一、二の小中学校では総合学習の中でカーリングの指導を行いました。しかし、この大切な施設を有効利用するためには市内の小中学校、小学校の高学年からですが、全員がこのカーリングを体験し、名寄での生活ではカーリングが重要な位置にあったよと子供たちに身をもって知らせることも必要ではないでしょうか。

やはり最初が肝心でございます。施設がいつまでも有効利用、市民に喜ばれるためにもぜひそれをなし遂げていただきたい。そして、カーリングというスポーツが名寄、地元が強くなるのがカーリングのまちとすることでございますので、今名寄市のカーリングの実力はどの程度なのかおわかりになればお知らせいただきたいと思っております。

続いて、ジャンプ台について。12月に私はジャンプの拠点ぜひ名寄にするよう頑張っていたきたいということを申し上げましたが、スキー連盟、市長、助役、何度か東京に上京していただいて頑張っていたきましたが、残念ながら予想どおり札幌市となってしまいました。しかし、名寄のジャンプ台は今回の世界ノルディックにおいても大会前の最終調整地として選ばれて、団体での銅メダルに貢献したことは間違いございません。今後ぜひこのことにめげることなく、新たな活動の場としての方向性がございましたら、お知らせ願いたいと思っております。

2年後の世界ノルディック選手権には女子のノーマルヒルが正式な大会と決定いたしました。女子には有名な山田いずみ選手を初め、これまた下川に小学生でもう大倉山を飛んでいるという有望な女子選手がいます。この70メートル級ノーマルヒル、日本では最新鋭のノーマルヒルのジャンプ台です。こういったことに先手をとって、女子の強化拠点にはならないのか方向性を探っていただきたいなども考えております。

皆さんもスポーツ新聞等でごらんのとおり、来年の国体がやっと2月に野沢温泉スキー場に決まったと。冬のスポーツ今非常にどこの地も経済的、財政的にも負担が大きいということでなかなか手を挙げていただけない状況です。私も国体を誘致せいと今言うわけにはいきませんが、本当にキャパさえあればこの名寄の恵まれた環境、コンパクトで1カ所ですべての大会が開ける、この地理的なものを持っているのは全国でも名寄市だけです。教育執行方針の中で、教育長は全国、全

道規模のスキー大会の開催も予定されていて、これらの大会の成功に向けて努力していくと述べていますが、どういった大会が来年行われるのかお知らせください。

最後に、クロスカントリーコース、このコースはFISの5キロメートルの公式コースとして認められておりまして、選手にも非常に起伏が激しく練習環境にはすばらしいと好評を得ております。ただ単に年末の大会だけではなく、練習場としての利用拡大をもっともっと訴えて、交流人口、また練習人口の増加に使っていただきたいと思っております。

それと、ジュニアの競技大会についてです。ジュニアは、下川、和寒、士別、朝日、当麻、そして音威子府、最後小樽とジュニアのクロカンの人たちにとってもこれだけの連戦があります。ことしは4月の初旬、道北ノルディック大会士別開催の伝統ある37回を迎えた大会が諸所の事情で中止になりました。私どももう20年来名寄スキー連盟、またその関係のものにぜひ名寄でのジュニアの大会を誘致してほしい、ジュニアもぜひ地元で大会をしたい、また地方の選手にとってもあのクロスカントリーのまち、あの健康の森のコースでぜひ大会に参加したいという思いもずっとうたわれております。この伝統ある道北ノルディックが中止になったからというわけではございませんが、ここ名寄市として持ってこられないかどうか所見をお尋ねいたしまして、この場からの質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 大きな項目で3点にわたり御質問いただきました。1点目は私から、2点目、3点目につきましては教育部長から答弁となります。

市民の安心、安全についてのAEDの啓発、活用についてお答えをいたします。心筋梗塞や不整脈などの心疾患により心臓が停止した場合、迅速な119番通報、そして一刻も早く心肺蘇生を行

うとともに除細動器によって心臓に電気ショックを与えることが重要とされております。日本においても平成16年7月からこの自動体外式除細動器、AEDの一般市民の使用が解禁されたことから、公共施設を含めてさまざまな場所に設置されるようになりました。名寄市におきましては、平成18年度から、まだ台数は多くありませんが、配備を進めてきております。

AEDの使用について特に資格は必要ありませんが、電極パッド貼付時に冷や汗等でぬれている場合はタオルでふき取ること、ネックレスは外すこと、張り薬や胸毛など、電極パッドの密着の妨げとなるものを取り除くこと、心臓ペースメーカーや埋め込み型除細動器への対応が必要なことなどの注意が必要となっております。また、あわせて心肺蘇生法を行う必要が極めて高く、さらには意識不明者の体位や保温処置などにも知識が必要であることから、一人でも多くの市民がAEDに関する知識を有することが最も重要であると考えており、今後も救急法の普及啓蒙に努めてまいります。

次に、各種スポーツ大会にAEDの設置を義務化してはとの御提言ございました。現在市の福祉事務所において各種スポーツ大会などのイベント用に1台を配置し、無料で貸し出しを行っております。まずはこの有効利用を広くPRしていきたいと考えております。設置の義務化につきましては、現在配備されているAEDの台数がまだ十分でないことや救命処置の流れの中でより救命率を高めるために活用する機器として位置づけられるべきと考えておまして、救急法受講の普及拡大を図りながら、状況を判断してまいりたいというふうに考えております。

平成16年7月からAEDの取り扱いが一般市民に認められた際に、8歳未満及び体重25キログラム以下の小児にはその使用を推奨されておりました。しかし、その後平成18年6月から日本版救急蘇生ガイドライン2005により電

圧の調整や小児用パッド使用が認められてきたところでございます。現在配備のAEDは、電極パッドを小児用に交換することで使用が可能となります。電圧そのものを直接調整するタイプは、今後登場するAEDに切りかえスイッチが装着されるものと考えておりますが、特にパッド交換によるものは心停止状態における救急救命処置として適切な選択ができる課題がありますので、専門家の意見を聞きながら、装備してまいります。

次に、自転車事故から市民を守ることについての御質問でございます。名寄市において、地形上比較的平たんで、幼児から高齢者と幅広い層で多くの方が自転車を利用しております。自転車の事故件数は、平成18年度全道で3,909件、名寄市内で10件という状況でございます。このようなことから、小学校では年1回自転車青空教室を開催し、正しい乗り方やルール等を指導してきております。また、一部の中学校でも実施をしてきたところでございます。自転車運転免許制度導入でございますけれども、以前においては各小学校で自転車通学生に対し学校独自で作成された認定書を交付していたことがあると聞いてございます。現在においては、一部の小学校で自転車通学を認めているもののその利用者は少なく、そうした認定書については発行していない状況にあります。交通ルールを一人一人が守ることのできるよう今後とも積極的に指導を行い、交通事故を未然に防ぐために啓蒙、啓発に努めてまいります。

冬期間の自転車利用は、中高齢者の利用もあって、交通安全上危険と認識しているところです。道路交通法では冬期間の自転車利用を禁止してはいたませんが、積雪、凍結による転倒の危険等からも老人クラブあるいは町内会で交通安全講話等を通し、特に冬期間は自転車に乗らないよう指導を行っているところであります。今後も関係機関や団体と連携しながら、意識啓発を行い、冬期間の事故防止に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私からは、大きな項目2の教育行政についてと3の冬の施設の活用についてお答えいたします。

初めに、教育行政についての（1）、いじめ問題への対応についてでございます。いじめにかかわる問題につきましては、これまでもお答えしてまいりましたが、名寄市教育委員会ではこれまでもいじめはどこにでもあるとの認識のもと、いじめを未然に防ぎ、深刻化させない取り組みに努めてまいりました。昨年12月に滝川市独自で行われましたいじめにかかわる保護者アンケートの結果報道につきまして、回答率71.4%のうちいじめを受けたことがあるとの回答が17.6%、いじめたことがあるとの回答は6%となっております。このようにいじめを受けた側といじめをした側では大きな認識の差があるわけではありますが、その大半が子供から聞いて回答したとなっております。このような点から考えますと、日常の子供たちの生活においていじめしていると認識することなく言動に及んでいるか、あるいは保護者が子供たちの日常の行動について十分に把握できていないかということが考えられます。名寄市教育委員会といたしましては、学校とPTAや保護者との連携を十分に図りながら、学校の全組織体制の中での解決を図るよう指導してきているところでございます。

また、日常子供たちを直接指導する教職員の資質の向上も重要であります。子供たち一人一人の心を受けとめ、指導に当たるためにもカウンセリング能力の向上は極めて大切であります。名寄市教育研究所と連携を図り、1月には名寄市立大学の協力のもと名寄市全小中学校教職員参加によるカウンセリング研修会を開催し、子供の心と向き合うためのあり方について研修を行いました。また、2月にはよりよい相談体制の構築を目指して心の教室相談員における研修会も行ってきたところであります。さらに、次年度におきましては、

名寄市教育研究所内にカウンセリング研修の講座を立ち上げ、子供たちの心に響く指導ができるよう準備を進めているところでございます。

教職員の認識の違いについてでございますけれども、いじめなど校内における指導上の諸問題については職員会議や校内研修において全職員に周知し、校内体制を組んでその解決に当たります。担任、学年、生徒指導部などの中でも体制をとり、解決に連携をとって当たります。全職員が理解していても直接問題に取り組む教員は限られます。ただ、経過や報告は随時行われますので、全職員の共通理解の上で解決が行われます。そのため知ってはいても直接担当しない職員がいることも事実であります。それをもって学校として問題をほうっておいているということにはならないと考えております。新年度におきましても教職員の資質の向上を図り、いじめなどの問題に積極的に対応する体制を確立するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、教育再生会議第1次報告に関してお答えいたします。御案内のとおり政府の教育再生会議は、去る1月24日に教育内容の改革、教員の資質向上、教育システムの改革など七つの提言、教育職員免許法の改正など四つの緊急対応から成る第1次報告を提出いたしました。その七つの提言のうち、教育内容の改革にゆとり教育の見直しが含まれております。具体的には授業時数の10%増加、基本的教科の充実、発展的学習と補充的学習の充実などを図る基礎学力強化プログラムの推進によって学力の向上を目指すとともに全国学力調査の実施、少人数指導や習熟度別指導の拡充、また学校選択制の導入などについて提言しております。現行の学習指導要領は、かつての学習の効率化や偏差値偏重によって生じた教育のひずみを是正するため、基礎、基本の定着を目指して、教科科目の指導内容の精選化を図るとともに総合的な学習の時間を新設して人間としてのあり方、生き方を学ぶなど、ゆとりと充実をセットにした内

容となっております。今後の学習指導要領の改訂に当たっては、これら過去の反省をどう生かし、現行の学習指導要領のよいところをどう継承していくか推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、教育委員会制度の改革であります。このことは、既に中央教育審議会において議論が重ねられてきているところでありますが、今回の提言では教育委員会の必置規則の撤廃なども検討することが盛り込まれております。今後レーマンコントロールの維持など教育の中立をどう図っていくか、中央教育審議会での議論や法改正案に伴う議論経過を見守ってまいりたいと考えております。また、教員の資質の向上を目指した免許更新制度につきましても中央教育審議会これまで審議され、法案化が進められているところでありますが、特に指導力不足教員の取り扱いなどについては今後の推移を見守りたいと考えております。

提言の七つ目が社会総がかりで子供の教育に当たることであります。申すまでもなく子供たちは地域の人と触れ合い、家族とともに生活する中で社会性が生まれ、学校では学べないことを身につけていきます。子供が学校以外の世界でも人とのつながりを持つことは大切なことであります。そのための家庭での対応、地域社会の対応、企業における子育て支援など社会全体で子供を育てることが望まれており、新しい教育基本法の理念にも通ずるものがあると考えております。

いずれにいたしましても、今回の教育再生会議が提案したさまざまな事柄は、当面する教育課題でもあると受けとめ、名寄市教育委員会といたしましては現行の学習指導要領の中でその解決に向け、最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、大きな項目3の冬のスポーツ施設の活用についてでございます。初めに、カーリング場ですが、御案内のとおりカーリング場が昨年11月に道立サンピラーパーク内にオープンしましたが、

近隣唯一の屋内施設ということもあり、予想を上回る利用者でにぎわっております。オープンからの実績であります。オープン記念として行われた北海道知事杯カーリング大会を初め、日本シニアカーリング大会、ピヤシリカップカーリング大会、その他地元カーリング協会主催の大会が数多く開催されております。また、初心者向けの体験教室や小中学校の体験学習、市内の会社、団体などの利用のほか、士別市や美深町など名寄市以外からの利用もあり、大いにカーリングを楽しんでいただいております。市立大学もオリンピックで活躍した敦賀氏を招き、4回の集中講義を行いました。興味を示している学生もいると聞いておりますので、これからも多くのチームが結成されることを期待しております。

2月末までのカーリング場利用者数は、6,042人と本年度の目標数値を既に上回っていると聞いており、また人気の高いプレーガーデンも1万1,057人の利用者があるとのことでございました。来年度の大会につきましても、全道規模では北海道知事杯カーリング大会とピヤシリカップカーリング大会が現時点で予定されていますが、これ以外にも地元協会独自のローカルな各種大会、予選会なども予定しております。

夏場の利用といたしましては、カーリング場に床を設置して、卓球、バドミントン、ミニバレー等の軽スポーツやお子さんやお母さんに人気の高い室内用具をふやし、多目的運動広場として開放していく予定と聞いておりますので、利用者も多くなるものと期待しております。

小中学校におけるカーリング授業につきましても、今年度はカーリング場ができたばかりであり、一部の学校での取り組みとなっておりますが、せっかく地元で立派な施設ができたのですから、今後総合学習や特別活動などの時間などで取り組んでいくようにしてまいりたいと考えております。

地元のカーリングを行う人の実力ということなのですけれども、記憶ではつい最近シニア大会



で優勝したというような記事を目にいたしました。実力は相当高いのではないかとこのように考えております。

次に、ジャンプ台についてですが、ジャンプ台は昭和45年に完成後ミディアムヒルの造成、サマー仕様などの改修を行い、毎年シーズン最初の大会としてピヤシリジャンプ大会、吉田杯ジャンプ大会、また全日本コンバインド大会などが開催されております。例年12月にはこれら大会に出場する選手たちの強化合宿が行われており、相当数の選手、コーチ、監督が名寄市内に宿泊しております。名寄のジャンプ台の大きな特徴は、国内で一番早く雪の上でのトレーニングができることであり、そのことが評価され、今回のJOCの強化拠点施設の有力な候補に上がったと聞いております。拠点施設の指定にはならなかったことはまことに残念ですが、これからもスキー連盟や体育協会との連携を密にし、雪の上での練習が一日でも早くできるようにすることで日本ジャンプ界に貢献していきたいと考えております。また、そのようにすることで名寄のジャンプ台の評価がより高まるのではないかと、そのように考えております。

また、中体連、高体連などが主催する全道、全国規模のスキー競技大会の開催予定についてでございますけれども、現在のところは予定はございませんが、関係する機関、スポーツ団体等から情報収集や意見交換をする中で可能性を探ってまいりたいと考えております。ジャンプ少年団などのジュニア育成につきましては、近隣地域とも連携し、互いに協力し、育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、クロスカントリーコースですけれども、クロスカントリーコースは平成8年に健康の森の陸上競技場がオープンした年にFIS公認5キロコースとして認定を受け、全日本コンバインド大会やクロスカントリー名寄大会が開催されております。公認コースのほかの10キロ、5キロ、3キ

ロ、2キロの練習コースも整備されており、中学生、高校生、一般などの練習や歩くスキーにも利用され、特に高校生は士別、和寒、下川などからも練習に来ております。また、平日は浅江島公園で練習をしているクロカン少年団も土曜、日曜、祭日などは健康の森のコースで練習をしております。今後もスキー連盟や指定管理者と連携し、適切なコース整備を行い、利用しやすいコース設定に努め、利用者の拡大を図ってまいります。

ジュニアの競技大会の開催についてでございますが、ジュニア大会は近隣で毎週のように行われており、新たな大会を行うすき間がないような状況でありましたが、ことし伝統ある大会の一つが中止となり、来年以降の開催についても現在のところ不明とのことでありますので、この時期に名寄でのジュニア競技会ができないかスキー連盟など関係機関と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、市民の安心と安全のAEDでございますが、名寄市としてはもうこれで導入はやめたというのではないと思っておりますので、今後の将来的に何台ぐらい設置し、市民の安全を守っていかうとしているのか、まずお尋ねいたします。さらに、AEDは既にどれぐらいの方々が講習を受け、それに対応できるような形になっているのかお知らせください。さらに、今年度の予算書を見させていただきました。だけれども、どこにもAEDと、本体の導入は別として、AEDというのは御存じのとおりパッドは1回使ったら使い捨てですので、それが3回使ったら3回分のパッドの予算というのがどこかに上がっているはずだと私は思っていたのですが、どこにも上がっていないというのは危機管理に欠けているのではないかなというような気がしますが、そこら辺の確認をさせていただき

ます。ちなみに、本当胸毛の厚い方は効き目が少ないそうですので、お気をつけください。

それと、もう一点、昨日高橋議員が中学校にぜひAEDを設置していただきたいと。このことに関しましては、私も本当にそう思っております。さらに一步踏み込んで、中学校の総合的な学習で全員にAEDの講習会をしていただきたい。そのことによってやっぱり人の命の大切さ、また人の命を救う自信だとか経験が芽生えてくると私は思いますので、まずAEDというものに中学校で親しむ、そういった場を十分可能性として持てるはずですので、中学校への設置はもとより中学生に講習を受ける場をつくっていただくことをお願いしますが、その見解についてまずお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） これから先のAEDの配置の計画につきましては、福祉事務所といたしましてはまずは学校の方に優先されるべきというふうに考えておりますので、そちらの計画につきましては教育委員会サイドの方でお答えがあるというふうに考えております。

現在までの受講者数のトータルでございますが、今実はここに数字を持ってきておりませんので、後で調べてお答えをさせていただきたいと思っております。

今お話がありました実はパッドは使い捨てでございます。1回使ったものはもう使えません。価格的には約1万円前後というふうに把握しております。私どもが貸し出し要綱をつくりましたときに、現実的にはこれは命を救うために使われるものとしてのものがございますけれども、実はパッドは消耗品という受けとめ方をしております。機器セットの中にかみそりですとかいろんな小物も実はそれに対応するために準備をさせていただきました。それらを含めまして消耗品については、使った場合については使用者というか、使った方の責任でお願いしたいというふうに考えておりま

す。そこは柔軟に、もしも緊急やむを得ない場合、それからその人が使ったというか、その場に居合わせてほかの人に使用したとかと色々な場合が考えられると思いますけれども、現実的にはまずそこを基本に置きたいというふうに考えて、今回の要綱を作成をしております。

それから、小学生、中学生に対するAEDの使用法の講習の関係でございますけれども、私どもの情報では小学校高学年以上の者についてはAEDの使用について講習に十分耐え得るというふうな情報を持っておりますので、こちら辺についてももし取り組んでいただけるのであれば、AEDの講習自体は日本赤十字社と、それから上川北部消防事務組合と2通りの講習がありますので、私どもの方では日本赤十字社についてはぜひ支援をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） AEDの学校導入でございますけれども、以前の答弁にもお答えしたとおり、順次中学校から導入に向けて積極的に検討を進めたいと。もしか導入されたときには当然学校の教職員対象に講習会を行うというふうになると考えております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） パッドの料金につきましては、基本的には使用者の責任であると。救急車の中でAEDを使った場合は、使用料はどうなるのですか。ちょっとお伺いします。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私の管轄ではないと思っておりますけれども、知り得た情報の中では救急車の中で使われたものにつきましては、料金をいただくというシステムになっていないというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） その認識に関しましてはちょっと私は異論があるわけですが、AEDの

一番活躍する、一番必要なのは救急車が来る前に処置するのがAEDの目的ですので、やむを得ず救急車が来てAEDを使うという場合はあっても、本来の目的とは違う。そこで市民の命を守るのにその使用者の責任だと。AEDを使って、その使用者が亡くなったら、遺族がそのAEDの分まで払うということですね。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） まず、消耗品については、それを準備いただく私どもとしてはイベントに対して貸し出しをするというふうな考え方をしておりましたので、その中で費用の手だても準備いただければというのがまず基本に成り立っております。それで、それを前提としながらも、いろんな実態があることでございますので、そこは柔軟に対応させていただきたいということで御答弁をさせていただきました。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） AEDの使用にお金絡むと私思っていないので、今後さらに検討をいただき、市民の安全を守るAEDをさらに有効利用していただきたいなと思います。

それと、札幌のまちなどを歩いていますと、もう今町中1丁区画歩いたらAEDのシールがべたべた張ってありますよね、まちの中のビジネス街は特に。それだけ札幌はAEDの先進地でありませぬ。名寄もこれから民間企業の中ではAEDを導入していこうというデパートであるとかホテルも出てくると思いますので、やっぱりそういったときには必ずAEDがあるよと、AEDのシールみたいのは今後ぜひ導入して、名寄市としても公共施設であってもAEDを置いてあるところにはそういったシールが市民に見えるようにぜひ検討をいただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、続きまして教育の問題なのですけれども、教育再生会議、これはいろいろなその時代、時代に合わせて考え方が変わっていくことは私は

やむを得ないと思っておりますが、やはり何に目を向けなくてはいけないのかというのは対子供です。基本だけは絶対ずらしていただきたい。私前にも教育長に質問しましたように今の学習、ゆとりある学習ではとても時間は少ないと私申し上げました。夏休み、冬休み、学校の開校記念日は要らないのではないかとこのことを御提案申し上げましたが、このゆとり教育の見直しでは結局やっぱり10%の授業の増加、今親は何でも学校に頼る。子育て支援で育った子供たちが小学校になれば、やはり学校というのは子育て支援の延長であって、そういった親はまたさらにいろんなことが学校がやるのが当たり前のような今世の中になってきていると私は考えております。しかし、子供たちにしっかりと教育を受けさせるということが原点であります。その中でもいじめについていろいろ出ております。教育長の見解をお尋ねしたいと思うのですが、一番私の問題なのはいじめをした側です。出席停止を含むこともあり得るといじめに対するこの考え方を教育長はどうとらえているかちょっとお知らせください。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 今教育再生会議の中でゆとり教育の見直しについてもお話がございました。近年の学校教育といましようか、教育の流れそのものは学校に依存する体質が多くなってきている。先ほどの宗片議員の食育の問題にしましても、多くのものが学校に依存している、そんな流れがあるわけですが、そういう中で学校はたくさんの課題を抱えながら、課題も年々肥大化してきているというのが現状でございます。しかし、そんなことを言っておられませんので、やはり大切な子供を預かる教育機関として最善を尽くしているということでございます。そういう中で、不幸にしていじめだとか、もしくは大きな非行事故だとか、こういうことが起きたときには従来から出席停止の制度は義務教育にもございました。しかし、これについてはこれまで

やはり出席停止というのは極めて異例なことだ  
という、そういう押さえがされていて、高校  
における停学とは全く趣の異なったものでござい  
ました。しかし、今回教育再生会議ではこの出席  
停止をもっと前面に押し出して、そして義務教育  
でも行っていくべきではないかと、こういう御意  
見だというふうに受けとめております。

しかし、この出席停止というのは、やはり私は  
もろ刃の剣ではないかなと、こう思うのでありま  
す。本当に非行などを繰り返し行う子供、しかし  
それを出席停止にして学校から排除することで本  
当にいいのかなという。これは、ずっと停学など  
を行ってきた高校にも大きな流れがございませ  
う。当初は家庭謹慎という形で、本当に学校から排  
除しました。しかし、最近になってくるとだんだん  
登校謹慎という形が多くなってきたのであります。  
それは、学校へ出させて、そして子供の指導を根  
本的に考えていくと。家庭に預ければいいという  
問題ではなくなってきたと。そういうことから考  
えますと、出席停止そのものが義務教育に導入さ  
れても、その辺の原点はやっぱり見失うべきで  
はないのかなと、こんなふうに考えているところ  
です。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） 私もそれでいいのでは  
ないかなと思います。先ほども今定例会でいろい  
ろと特別支援教育についてのお話がありましたが、  
その特別支援教育、LD、ADHDの子たちのい  
じめということとは絶対あってはいけないことだ  
と思いますので、ぜひそこら辺は注意していただ  
きたい。そして、先ほどの教育長の質問に対する  
答弁で、特別支援教育のコーディネーターはイニ  
シアチブをとるべきだということ、これ私全然教  
育長と考えが違いますので、イニシアチブをとる  
のは学校の管理職、トップがしっかりとってやっ  
ていくのが私は特別支援教育だ、その中にいじめ  
はあってはいけないと思うのですが、コーディネ  
ーターがイニシアチブをとるべきだという教育長の

意図はどういうところなのかちょっとお知らせ  
ください。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 特別支援教育をこれか  
ら行っていくに当たりましては、学校が一丸とな  
って取り組んでいくことでございます。もちろん  
その学校を動かすのは校長であり、教頭でありま  
す。ですから、それはそこに頂点に置いておくと  
しまして、校内委員会とか、それから現在ある特  
殊学級、19年度からの特別支援学級とか、こう  
いう動きについてきめ細かな目配りをする中で  
コーディネーターというのは大きな役割を果たし  
ていくべきだと、こういう意味でございませう  
ので、御理解いただきたい。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） この件につきましては、  
また改めて再度勉強し直し、議論してまいりた  
いと思います。やはり子供たちはどんなシステム  
になろうとしっかりとした体制で同じ教育を受け  
るのが私の考えでございませうので、ぜひそう  
していただきたい。

あと、この教育に対してもう一点私がどうして  
も納得できないのは絶対評価なのです。絶対評価  
というのは、小学生においては取り組みやすい、  
なれ親しむということは非常にいいと思うので  
すけれども、中学生、高校生、やはり一つ上の夢  
を求めるための受験をする子たちにとっては、  
絶対評価というのは非常にあいまいで、私はよくわ  
からないと思うのですが、その点、絶対評価に対  
する考えは教育長どうでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 新しい学習指導要領が  
できたその大きなねらいの一つには、やはり偏差  
値偏重からの脱却でございました。その偏差値偏  
重の一つの大きな要因に相対評価があったとい  
うふうには私は考えております。100人の集団が  
いて、そして5が7人つけば必ず1が7人つくとい  
うのが本当にいいのだろうか、こういうことで

ございました。そういう中から絶対評価が導入されて、5の力を持っている子が5の力を出せば個人内評価は5段階で5でいいのでないか。10の力持っている子が5を出せば、同じ5でありまして個人内評価ではそれは3でいいのでないかと、こういう基本的な考えから絶対評価が生まれてきたわけでございます。これはアメリカ、ヨーロッパなんかの基本的な考えになっていて、日本ではまだ少し未成熟な部分があるのかなと。したがって、具体的な高校入試のときとかこういうときにいろんなまだ問題が生じる可能性を持っていると。しかし、やはりその子供たち一人一人を原点として考えたときには絶対評価というのは私は相対評価よりは好ましい、課題は多いけれども、好ましいものと、こんなふうに判断しております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） あと、教育長にもう一点だけ、学力調査に関してです。これは、北教組や何かが反対を表明している方々もいるようですが、やはり自分の学力が今どこにあるのかと押さえる意味では私は非常に賛成的な物事の考え方でいるのですが、名寄市においてはどのような体制で行われるのかをお願いします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 学力といいましょうか、学習の定着度といいましょうか、学力というところとまた別な意味も響くわけではありますが、学習の定着度を図るといって、そういう意味で全国的に実施されるこの調査は私は好ましいものだと、こういうふうに考えております。ただ、この取り扱いについては、例えば学校個々を出して、そしてそれで比較するような、言ってみれば先ほどの相対評価みたいなことが起きては大変でございますので、取扱いはやはりしっかりしていかなければならない。ですから、名寄市は実施する市町村教育委員会の中に手を挙げさせていただいております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） ぜひ頑張ってくださいなと思っております。

もう時間もございませんので、最後ジャンプについてお尋ねいたします。今まで何回も言ってきましたが、このジャンプ台の施設というのは全国的にあって本当に数が少なく、飛べる台は限られております。せっかく多大な投資をしてつくったジャンプ台において名寄をPRしていくということをお絶対続けていっていただきたいと思っている一人でございます。例を見ますと、旭川の嵐山ジャンプ台は旧ジャンプ台として手をかけなかったためにもう取り壊して、ジャンプはできないのです。もう改めて何十億円かけてやるということは今できませんので、名寄市としてはその時代に合った多少のお金はかかってもやっぱりジャンプのまちをぜひPRすることに利用いただければなと思っております。

今女子の世界ノルディック選手権の正式種目になったということもありまして、女子はラージヒルありませんので、ノーマルヒル、日本で一番すぐれたジャンプ台だと言われている名寄市、ぜひこれはまた再度、助役、新たな気持ちで取り組んで頑張ってくださいなと思っております。

さらにそこで、今雪が非常に全国的に少ないのです。大山にしても、高校選抜の高山のすずらん高原、ことしも雪をやっと集めて大会を開くというぐらい大変なのです。そして、選手というのはいかに多く冬場飛べるかというのが自信を持って大会に臨める第一歩でありますので、名寄市においては雪のことは雪の恵み、寒さの恵みで、よっぽどのがない限り何とかかなと思うのですが、大会当日風が吹いたり、ふぶいたりしたら大会が中止になってしまいますよね。だから、そのためにもやはり私はぜひナイターの施設をつくっていただきたい。交流人口をふやすためにもナイターがあることによって飛べる本数は違う、さらにこの地方に来たいと思う学生たち、企業もふえてくると思いますので、今後ナイターへ対する考えは

どうなのちょっと答弁いただきたいと思います。

**○議長（田中之繁議員）** 今助役。

**○助役（今 尚文君）** 前段御質問いただきました指定の関係の経過から含めてお話するとわかりやすいのでありますけれども、私の方で全日本スキー連盟やJOCと十分に対話をさせていただきました。若干経過を申し上げますと、先日新聞で発表になりました札幌大倉山がナショナルトレーニングセンターの競技別拠点ということで指定になると。そこを選別するまでの間、JOCからさらに全日本スキー連盟において、全日本スキー連盟が具体的に作業をすると、そして選別をしていく方法です。それを調整して、JOCが文科省に上げて、指定を受けると、こういうことありますから、今回の指定は文科省、国の指定ということあります。

それで、全日本スキー連盟としては、今までジャンプにかかわってきた名寄と白馬と札幌と、この三つが全日本にとって欠かせないジャンプ台です。そのほかにもジャンプ台たくさんあるのですけれども、欠かせないジャンプ台です。特に名寄は、ノーマルヒルでありますけれども、一番早く国内で飛べるジャンプ台、時期によっては世界で一番早く飛べるジャンプ台でありますから、これは非常に全日本としてもありがたい。笠谷さんなんかはジャンプ本部長でありますけれども、ぜひ名寄で、雪の上で飛ばない限り選手は弱くなると。したがって、サマージャンプは普及してはいますけれども、それは基礎体力つけるのにいいけれども、冬のジャンプを飛ばなければだめだから、名寄というふうに主張していただいていたのでありますけれども、国の関係で要件が11件あります。例えばあそこに出ていましたけれども、医科学、スポーツ科学、スポーツ医学、それから栄養管理、それから中央ナショナルトレーニングセンターとの情報のやりとり、こういった専門の先生たちをどういうふうに地元、あるいは東京から来てもらうかということもありますので、そういう

面からいってやはり地の利のある札幌だろうということでは札幌です。

しかし、前段言いましたように全日本スキー連盟では名寄、白馬がこれは絶対欠かせないスキー場であるから、全日本スキー連盟として働きかけて、JOC、オリンピック委員会の指定の台にしたいという全日本スキー連盟気持ち持っています。そのためには全日本スキー連盟として財政裏づけもしていきましょと、こういうふうに言っていただきました。これは、まだこれから具体化する内容であります。したがって、その財政裏づけが何かというとジャンプ選手が強化練習をしやすいように、それからジュニアも練習しやすいようにということで、例えば名寄はスノーガン、もっと早く飛べるスノーガンであるとか夜間照明であるとか、白馬は例えばスタート台で力の測定ができる機械であるとか、そういったことは全日本としての要望事項であります。そのために毎年予算をつけていく、交付すると。それも自治体に交付をするという方向でありますから、これから全日本と十分に協議をいたしまして、ではどういう練習環境がいいのだろうか。それをやるためには少し早く例えばジャンプ飛べるようにするとスノーガンの氷のスノーガンいいのか、あるいは夜間がいいのか、あるいはもっとほかにあるのかということ協議しまして、名寄の台としてはやはり全日本としてもきちっと強化の一つだということに位置づけられますので、予算づけもされるということではあります。その内容についてはこれから全日本と十分に協議をして、どういう練習環境が一番いいか、それを整えていきたいというふうに思っています。照明ももちろん一つの候補に上がっています。

以上です。

**○議長（田中之繁議員）** 以上で岩木正文議員の質問を終わります。

市政執行方針について外1件を、黒井徹議員。

**○13番（黒井 徹議員）** いよいよ本定例会の

質問の最終日の最後になりましたので、あと1時間よろしくおつき合いのほどを願いたいというふうに思います。今回最後ということをお初めから承知しておりましたので、かなり衣を着てスタンバイしていたのですが、ほとんど下着状態になってしまったかなというふうに思いますけれども、気を取り直してやりたいというふうに思います。

まず、市政執行方針についてですけれども、国の三位一体改革の影響下のもと市長は名寄大学の開学、合併、道立公園の誘致など開拓以来名寄の歴史に残る事業を手がけてきました。さらに、今後も道の駅、風連の市街地再開発など新総合計画の実施をしていかなければなりません。しかし、市財政は実質公債費比率19%と厳しい状況であり、行財政改革も推進する中で市民の負託にこたえていかなければなりません。首長として苦労は絶えないだろうと推察をいたします。改めて敬意を表するところでございます。また、最近の夕張市の例に見られるように、財政破綻が現実問題としてあり、結果責任が問われる市長としても行政執行に対し慎重に、かつ大胆、迅速に判断する必要があるというふうに思われます。

そこで、4項目について伺います。島市長は、市職員として4代の市長に仕え、みずからも市長として長い行政経験を積んでいますが、その時々判断がどのような結果をもたらしたか身をもって体験しているはずで、この厳しく難しい状況を踏まえて、名寄行政に対しどのような歴史観をお持ちか、この際お聞かせを願いたいというふうに思います。また、あわせて夕張市の現状についてどのような評価を持っているのかお伺いをしたいと思います。

次に、市民の融和と一体感の概念についてですけれども、100年以上の歴史を持って合併をして、1年を迎えようとしています、心の合併を一日も早く実現したいと私も願っております。市長は、市民の融和と一体感の醸成に努め、合併し

てよかったと実感のできるまちづくりに努力するとありますが、一体感とはどのような事柄をいうのか。それはまたいつごろ実現できるのかを伺いたいというふうに思います。

三つ目ですけれども、合併による行財政でのメリットとは、均衡ある発展と合併による行財政でのメリットを引き出すのと整合性は図れるのか。例えば全国でもまれな分庁方式は決して効率的というふうには私は思わないわけですが、人件費の削減、施設の統合、関係団体の統合など合併のメリットは考えられますが、どのような手法を想定しているのか伺いたいというふうに思います。

4番目ですけれども、活力をもたらす産業の振興。このことは言われて久しいフレーズですが、農業関係ではある一定程度評価をできますが、商工業を含め総合的な評価と問われますと疑問符がつくというふうに思います。コンパクトなまちづくりが求められている今日、だれから見てもわかる施策とプロセスが必要であり、早期の対策が求められています。その意気込みを伺いたいというふうに思います。

次に、農業政策について伺います。地方自治の農業政策は、昔から国の農政、つまり昔でいう農業基本法、食料管理法に基づき国の政策によって誘導されてきました。その政策は、国民が安心してだれでも最低限の食生活ができることが基本理念であり、決して農業者保護ばかりではなかったというふうに私は理解をしています。結果農業者は山の上まで水を引いて、水田をふやし、安定、確収に向けて品種改良を実施し、米の増産に励んでまいりました。しかし、昭和40年代に入り、生産量はオーバーフローとなり、ついに昭和45年には生産調整政策を実施する事態に至りました。そのころ農業学校を卒業して間もない私は、想定外の事態に大きなショックと農業の将来に不安を持ったことを今でも覚えています。そのとき生まれた言葉が猫の目農政であります。以来3年ごと

に政策は変わり、農業者は将来に明確な目標を定めることが困難になり、補助金農政のぬるま湯から出られなくなっているのが現状だというふうに思います。さらに、高度成長時代、自動車産業を中心に工業製品の輸出が伸びる中、国益を優先する政策の犠牲は国内エネルギー産業の石炭や生命、環境産業の農林業だったというふうに私は思います。その結果は、世界第2位の経済大国に成長し、食料自給率40%の日本が現在の日本の姿だと私は思っています。今はグローバル化が求められている時代であります。世界貿易機関、WTOでの例外のない自由化を迫られ、交渉は豪州との2国間の自由貿易協定、FTAでの他国を排除し、差別をして、経済連携協定、EPAを結び、日本農業の重要品目であるものを例外措置として交渉に臨んでいるところでございますけれども、オーストラリアの強硬姿勢に現在危機感を感じているのが現状です。

いろいろと述べていますが、つまり現状はその時々政策決定が将来に大きく影響を及ぼすということでございます。ですから、しっかりと現在を認識することが大切だというふうに感じます。美しい国と今言われていますけれども、日本は農業国だったはずで、農地を守り、山を育てることがきれいな空気と安心、安全な水を守ることになるのです。今こそ日本古来の農村社会を見直し、農業をしっかりと見詰めることが重要というふうに考えます。歴史があるのではなくて、歴史はつくられていくものだとは私は思っています。名寄市の農政も明るい将来を目指し、しっかりと議論をすべきだと思いますので、7点にわたって伺いたいというふうに思います。

まず、1番目、食育の基本理念です。以前は家庭、学校でごく自然に農業に接したり、食べ物のありがたさが身についたりしたものでありますが、野菜に季節感がなくなったり、安全性が危ぶまれたり、自然の恵みだということをおぼえたり、この事態は次世代に悪影響が心配されるので、改めて

食について見直すということだというふうに認識をしております。このことについては詳しく宗片議員からありましたけれども、今多くの事柄を論ずるのでなくて、端的に食育というものをとらえていった方がよいのではないかと私の考え方でございます。そういった意味では基本理念がどういうものか、そしていわゆるポイント的な政策がどういうものがあるのかということをお知らせを願いたいというふうに思います。

次に、担い手の育成についてでございますけれども、既に答弁を他議員の方からの答弁でいただいておりますので、このことについては省略をさせていただきます。

3番目、農業振興センターの今後についてでございますけれども、このことは私が議員になった当初から担い手の研修センターを設置することを訴えてまいりました。合併により振興センターの充実を図ることとあわせて実施したいとの回答でありました。市財政の厳しいとき、以前私が申し出ていたような大規模なことは望みません。必要性を認識し、小規模でも設置をして、成果を早期に上げることが肝要と考えますので、その考え方を伺いたいというふうに思っていましたけれども、これも既に回答をいただいておりますので、答弁は省略させていただきたいというふうに思います。

それから、4番目、新産地づくり対策の議論経過ということについてでございますけれども、このことについても既に答弁がありましたので、答弁は省略をさせていただきたいというふうに思います。

5番目、遊休農地の現状と対策。農業委員の立場で伺うのも失礼と思いましたが、議論経過が今までないので、この際お許しをいただきたいというふうに思います。御承知のように農政の変革のとき、昨年からことしにかけて農地の移動は大変なものがあります。若い経営者の規模は急激に頂点に達し、今後耕作不利農地のあっせんの申し出があっても価格交渉以前に買い受け希望者がいな



いという現象が起きる可能性が心配されます。今からこのことを視野に入れて考えるべきというふうに思いますが、考え方を伺いたいというふうに思います。

次に、6番目ですけれども、農村地区の特徴を生かした均衡ある開発。農村には地区別に特徴があります。曙、砺波、共和、中名寄のように川沿いの水田地帯には基盤整備を進め、若い経営者が規模拡大をしながら、生き残りをかけております。智恵文地区の畑作地帯においても同様です。しかし、同じ農村地区でも徳田のように市街中心部に近いところでは基盤整備もできず、後継者もいない状態で、高齢化だけが着実に進行しているのが現状であります。徳田にも農振地区はあり、工業地区指定とのあいまいな都市計画で地区振興は置き去りにされ、将来に不安と行政に不満があるのも事実でございます。特別な地区には特別なビジョンが必要と感じますが、見解を伺いたいというふうに思います。

最後になりますけれども、品目横断的経営安定政策の課題。このことについても既に質問がありましたけれども、私はこの政策はことしから本格的にスタートいたしますけれども、現在小麦の面積減少、非認定農業者の対応など、問題、課題が既に起きてきておりますので、そのことについて市の農業行政としてどのようにとらえているのかを改めて伺いたいというふうに思います。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 黒井議員から大きく2点について質問をいただきました。1点目の（1）につきましては、担当部長ということになりませんので、私の方からお答えをさせていただきます、（2）、（3）につきましては総務部長、そして（4）と大きな項目の2番目、農業政策については経済部長から答弁をさせていただきます。

歴史観についてお尋ねがございました。私も職

員時代を含めますとちょうど50年ということになります。4代の市長に仕えた期間が40年間ということでもあります。地方自治法もこれらの過程の中で改正等が相当ありました。大きくは昭和43年に税制も含めて財政制度も大幅な改定がありました。平成12年には御案内のように長年続いてまいりました中央集権制度の大改正と言われる地方分権関連の法律改正があったわけですが、これらの一連の国の制度の仕組みの改正がありましたけれども、やはり自治体の能力というものは依然として3割自治と、このような表現に代表されるように自主財源、自分の自治体が行おうとしていることに対する財政の調達というものがうまくいかない、こういう事実が続いていると、このように思っております。昭和28年ぐらいから地方交付税制度、当時は地方財政平衡交付金制度というふうに言っておりましたけれども、収入の多い自治体を少ない方にバランスをとっていくという、このような地方交付税の制度の仕組み、これを国の税収の一定の税目について割合について地方に交付すると、この制度は続いております。

平成元年ぐらいまで私どもは有利な起債ということを実感をしたことがありませんでした。かつてから災害等の借入れに対する起債に対しては地方交付税で面倒を見るという、こういう仕組みがありました。昭和45年に過疎過密の地方振興に対する法律ができて、過疎債という制度ができました。このときに初めて過疎振興のために過疎から脱却する事業を取り組むために適債事業をやった場合には70%を交付税で救済するという仕組みが出てまいりまして、それ以降高度成長に合わせて地方自治体が事業をする事業について交付税に織り込むという仕組みが出てまいりました。したがって、交付税制度が当初の財政調整機能から一つには補助金込みのような形の財政の分配制度に変わってきたと、こんなふうに認識をしているところであります。

名寄市も昭和40年代に全国的な景気のあるい

は高度成長に乗って、ごみの収集を税収で賄うというようなハンドルの切ったわけであります。昭和44年でありました。しかし、このことが未来永劫には続けられなかったということで、5年前になりますか、ごみの有料化を議論をいただいて、市民の皆さんに現在御負担をいただいているというような状況でございます。名寄市は、この50年間の間に、最初の昭和31年から36年までは再建団体でございました。今夕張市が大きく連日報道に情報提供している形になっているかもしれませんが。名寄市の場合には準用団体ということでありましたから、国から直接の指導というのはありませんでしたけれども、北海道から現在夕張市が体験している同じようなことを指導を受けていたわけであります。私は、職員のスタートが財政係でございまして、財政担当、再建係担当と言っても過言ではありません。しかし、私が32年に市に就職をしたときは11カ月間臨時の生活をしました。これは、再建計画の中に職員をふやす、北海道との協議で再建計画を担当する職員を増員したいと、このことが許可にならないと正式の採用ができないという、そういう現実を職員のスタートをするときに体験をいたしました。ですから、夕張市がこれから職員をふやすについても国と協議をして、一定の協議が調わないと職員を増員するようなことができないというのは半世紀前に名寄市は体験していると、こういうことであります。

名寄市の政策の中で、いろいろな取り組みをしておりますけれども、やはり昭和40年代に国がお米の生産調整をするこの時期に、名寄市の農業をどうするのかということで大きな挑戦をしております。一つには生葉公社の設立による生葉によるこの地域の農業振興を図っていきたいというときの政治判断でございます。さらには、昭和47、8年にかけて、これも米の生産調整に合わせた農業振興で肉牛の導入と、こういう大きな二つのプロジェクトを進めてまいりましたけれども、残念ながら時の経済情勢も味方してくれないというこ

ともあって、大きく撤退を余儀なくされました。

昭和45年以降、総合計画というのが国の仕組みの中で規定をされておまして、議会とともにこうした中長期計画を持ちながら、市の政策を進めているわけでございますが、近年になりましてからは非常に国の景気と地方自治体の財政も連動するような仕組みになっておりますから、地方自治体が大きな事業をするのにはどうしても国に対するそうした制度要求をしっかりとしながら進めなければ、地方分権の国が法律を改正したその趣旨が生きてこない、こういう状態が続いております。新名寄市の総合計画の中では、国の制度に組み込んだ政策、あるいは独自で展開する政策ということではありますが、近年は特に借金をしながら、財源の捻出をして、償還をどうするかという調整能力が高く求められていると、このように認識をしております。

御指摘がありましたように夕張市の財政のああいいう結果を見ながら、元気よく仕事をやることだけが市民の幸せではないと、こういう認識を含めて、御答弁にかえさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、私の方からは、大きい項目の1の（2）、市民融和と一体感を生み出す事柄について御質問をいただきました。

合併をいたしまして間もなく1年を迎えようとしております。できるだけ早く新しい名寄市になるようにということで、いろいろな事業や行事などを一緒にやってみりました。名寄地域と風連地域がひとしく行政サービスが受けられるように両地域や公共施設を結ぶため行ったイントラネットの構築、また図書館本館と分館のネットワーク化、そのほか平成19年度事業として計画をしております戸籍電算化事業、19線道路整備事業などのハード事業は、両地域の均衡ある発展、市民サービスの提供につながる事業として実施するものであります。また、ソフト事業に関しましては、

一体感を出していくための重要なセレモニーといたしまして、昨年7月に実施をいたしました合併記念式典、さらに10月には両地域の小学生を主体とした合併記念植樹、また産業まつりや健康まつりを初めとする各種イベントを全域的に広げたり、一本化していくということも取り組んでおります。徐々にではありますが、両地域が積極的にイベントにかかわったり、参加するということが広まりつつあると感じております。また、総合計画におきましても両地域の市民に策定審議委員として垣根を超えた議論をしていただきました。今後10年のまちづくりについて両地域の均衡ある発展と協働による新総合計画を策定することができたところであります。こういうふうの一つ一つの取り組みや事業施策の展開から、両地域の市民が交流することによって一体感を醸成していけるものと考えております。さらに、1市1制度を基本としながら、1市2制度として残った事業などにつきましては、合併協議会で確認された調整方針に従って、関係する皆さんの協力をいただき、引き続き時間をかけて整理統合に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、まず行政が一つとなり、市民の一体感の醸成へとつなげていくことが大切であると認識しておりますので、そのことを念頭に置きながら、努力をしてまいりたいと思います。

次に、(3)の合併による行財政面でのメリットでございます。まず、合併関連で、国、道の補助金、合併特例債等々財政支援措置があるわけですが、これは合併する市町村の一体性を確保するため、あるいは均衡ある発展を図るため、そして合併の効果を総合的かつ積極的に推進するための公共施設の整備や統合的な機能整備というものに活用するものであります。この用途についてであります。新市全体の視点からどのような事業をどのような優先順位で行うかは、新総合計画に基づいて地域の皆さんに合併してよかったと

言っていただけるような使い方、利活用をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、風連庁舎に2部、名寄庁舎に3部とする分庁方式による行政サービスについては、間もなく1年を迎えようとしております。確かにどちらか一方の庁舎ですべての行政課題について解決しようとする場合には、内容によっては御不便をかける点もあるかもしれませんが、迅速な事務処理と的確な意思決定が図られるよう、一元的な対応に努めてきているところであります。また、打ち合わせのための職員の移動時間が非効率的との指摘もございますが、合併は譲り合いの姿勢による象徴が分庁方式でありますので、今後も市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構を基本といたしまして、サービスの低下を招かないように効率化に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(田中之繁議員) 手間本経済部長。

○経済部長(手間本 剛君) 大きい項目1の4点目、活力をもたらす産業の振興についてのお尋ねでございます。

平成19年度の市政執行に当たり、3点の重点施策を掲げております。1点目は、市民と行政との協働、2点目は行財政改革の推進、3点目に御質問いただいております活力をもたらす産業の振興であります。産業全般にわたって述べさせていただきます。商工、観光、労働につきましては製造業の支援、交流人口の拡大、産、学、官連携、商業振興、人材育成に思いをし、全体的な表記になっておりますことを御理解いただきたいと思います。個々には企業立地促進条例、中小企業振興条例に基づいて施策の展開を図ってまいりますけれども、商業では店舗改修、中心市街地の支援を行い、そのほかにおきましても本年度から建設産業の振興と雇用の安定を目的に住宅リフォーム促進助成条例を制定し、取り組むこと

としております。このことは、他業種にも関連するもので、相乗効果が期待されているところでございます。

名寄市が将来にわたり道北の中心都市として発展するためには用途指定の拡大、市街地の拡大ではなく、現在の用途地域の本来の秩序ある整然とした土地利用で十分都市機能を高めることができるというふうと考えております。現在の用途地域にふさわしい土地利用を政策的に誘導して、全体として有機的な土地利用をすることにより、コンパクトなまちづくりを実現されていくというふうと考えております。19年度におきまして中心市街地活性化基本計画の見直し作業を進めてまいりますけれども、商工会議所が中心となって中心市街地活性化協議会がつくられ、その協議会の意見を受けながらの作業となります。この計画にはこれまでの商業活性化事業と市街地整備改善事業に加え、都市福利施設整備、まちなか居住促進事業が追加されており、事業の厳選と明確な計画期間が要求されておりますので、商業の政策としては十分精査された内容のものになるというふうと考えております。

商業について申し上げましたけれども、商業ばかりではなく、工業、観光、労働におきましても新しく動き出す総合計画を柱にそれぞれにわかる行政の展開を推進してまいります。

次に、大項目2の1点目でございますけれども、食育の基本理念についてのお尋ねでございます。先ほど宗片議員の質問に答弁させていただいたところでございますけれども、近年健全な食生活が失われつつあり、食をめぐる現状は危機的な状況にあると言われております。そのため地域や学校、農業、商業など、社会を挙げて子供の食育を初め生活習慣病の予防、高齢者の健全な食生活や楽しく食卓を囲む機会の確保、食品の安全性の確保、食料自給率の向上などが必要でございます。

推進計画策定に当たりましては、食育基本法に基づき国、道の食育基本計画やこれまでの取り組

みを参考にしながら、一つ目には市民の心身の健康増進と豊かな人間形成、二つ目には食に関する感謝の気持ちと理解、三つ目には食育推進運動の展開、四つ目には子供の食育における家庭、学校、保育所などの役割、五つ目には食に関する体験学習と食育推進活動の実践、六つ目には伝統的な食文化、環境に配慮した生産及び農村の活性化、七つ目には地産地消の推進、八つ目には食品の安全性の確保における食育の役割、以上8点の基本的方針に基づき、名寄市の食育推進計画を策定してまいりますので、御理解を賜りたいと思っております。

2点目、3点目は答弁を省略させていただきたいというふうに思っているところでございます。

(何事か呼ぶ者あり)

○経済部長(手間本 剛君) 失礼いたしました。もう一度申し上げます。2点目、3点目、4点目は、答弁を省略をさせていただきます。失礼申し上げます。

5点目の遊休農地の現状と対策でございます。高齢化に伴う農家戸数の減少や後継者不足などが要因と考えられる耕作放棄地は、2005年農林業センサス公表の結果、名寄地区では39ヘクタール、風連地区では20ヘクタールとなっており、地目別では畑が94%を占めております。農業委員会では北海道農業会議の呼びかけにより、平成16年度から耕作放棄地を防ぐため全道農地パトロール月間を設定し、新たな遊休農地をつくり出さないよう取り組んでいるところでございます。生産性の低い農地や傾斜地など作業効率の悪い農地につきましては、新たな土地基盤整備も難しい条件にあり、中山間地域等直接支払い制度を活用し、農家集落の協力もいただきながら、農地の保全に対する共同取り組みを進めており、19年度からは農地・水・環境保全向上対策に取り組むことといたしております。

国におきましては、農業従事者の高齢化とそれに伴う耕作放棄地の拡大に歯どめがかからない現

状に対し、これまで農地の取得につきましては農業生産法人、農地の賃貸につきましては構造改革特区に基づく企業に限定していましたが、17年9月に農業経営基盤強化促進法を改正し、株式会社の農業参入が可能となりました。農業団体では企業は採算が合わないとすぐに撤退するなど反対もありますが、企業側からはリース方式では長期的視野に立った農業経営が困難との声もごございます。しかし、5年、10年の将来を見通したとき、企業の農業参入も有力な選択肢となると考えており、今後他市町村の状況も検証いたしまして、農業関係団体とも協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。

6点目の農村地域の特徴を生かした均衡ある開発についてのお尋ねでございませう。名寄市の都市計画用途地域、特に徳田の工業地域は、昭和39年の用途指定当初、現在の王子板紙周辺が工業地域で、国道40号線以西8号道路までが準工業用地であり、昭和46年に工業地域に統一、昭和57年に国道40号線沿いを20線まで一部拡大し、現在の199ヘクタールになっております。

拡大した時期は、経済も右肩上がり、大きな工業の進出も考えられたことだと思いますけれども、近年はそのような動きもなく、現在の状況でございませう。しかし、市内には国道沿線も含め工業系の商業者が残っております。この方たちが工業の拡大などをするときや起業するときには、現在では用途制限があるため徳田地区に移設や新設が必要となります。このようなときに国道沿線だけではなくして、先行投資的ではありますけれども、中間部で現在農用地の工業的利用促進のために徳田2号線造成事業を平成19年度に完成させたいと考えております。

なお、平成19年度に名寄市全域の農業振興地域整備計画の見直しを予定しており、農振の農用地区域と都市計画用途区域との見直しを進めてまいりますので、御理解をいただきたいというふうに存じます。

7点目の品目横断的経営安定対策の課題についてのお尋ねでございませう。品目横断的経営安定対策の課題は、非認定農家を中心に平成18年は農地の流動化が進んでおります。平成18年1月から12月までのあっせん件数では60件で、田202ヘクタール、畑では18ヘクタールの計220ヘクタールとなり、賃貸借は田畑合計で257ヘクタールで、合わせて477ヘクタールに及び、19年1月以降も80ヘクタール以上のあっせんの予定となっており、あっせん件数、面積とも前年の2倍以上を超える見通しというふうになってございませう。このように農地流動化による規模拡大は、本事業の構造改革の意図するところでありますけれども、急激な規模拡大は農産物価格が低迷する中で経営的な負担が大きいことや一方農家戸数の減少により農村社会の環境保全やコミュニティ機能が維持できるかという懸念がございませう。

今回の対策は、諸外国との生産条件不利補正対策で、対象作物が麦、大豆、てん菜、でん原バレイシヨの4品目に限定されており、面積支払いに7割、数量支払いに3割となっておりますが、面積支払いや数量支払いの単価が低く、これまでの所得を確保できるかという問題がございませう。過去実績の小麦につきましては、地域の経営実態を反映するような単価ではなく、小麦以外の作物に転換の農家も多く、19年産秋まき小麦につきましては18年産と比較して戸数で36戸の減少、率にして18%減、面積では63ヘクタールの減少、率にして14%の減となっており、他作物への移動が考えられますが、輪作体系上も問題が残るところであります。さらに、過去の実績は農地の権利移動などに伴い規模拡大、または縮小した場合移動できる仕組みになっており、その際の移動面積については当事者間の合意で定めるとされておりますが、作物ごとの移動や受け手が複数にわたる場合など、当事者間では円滑な合意が整わないケースが考えられ、解決の一つと考えております。

これまで対象要件の6.8ヘクタールに満たない小規模農家のうち、農地流動化や作業受委託で経営面積を増加できない農家につきましては、対象品目4品目の作付が困難となり、市といたしましてはJAなど関係機関と連携し、品目横断の相談窓口を開設し、相談に応じてきたところでございます。小規模農家につきましては、産地づくり対策活用の中で野菜園芸の導入など営農の継続性を前提に指導、相談に当たっております。

以上、何点か問題点、課題を述べさせていただきましたけれども、いずれにいたしましても制度初年目であり、多くの課題も想定されますが、国も本対策の推進に向けて多くの担い手対策を打ち出しており、制度の有効な活用を図りながら、事業を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 黒井議員。

○13番（黒井 徹議員） それぞれ答弁をいただきました。大変ありがとうございます。特に島市長におかれましては、貴重な感想と考え方をお聞かせいただきまして、感謝申し上げたいというふうに思います。まず、再質問させていただきましても、2番目の農業問題からさせていただきたいというふうに思います。余り時間もございませんので、要望やら聞きたいことあわせて伺いますので、簡潔にお願いをしたいというふうに思います。

食育は、先ほど今助役も言っていましたようになぜ今さら食育をやらなければならぬのだという思いは私も同じです。昔ながらの社会環境であれば、こんなことをしなくてもいいのでないかなというふうに思うわけですが、時代が時代だということで、ただ基本法、あるいは基本計画がこれから出てくるということですが、余り幅広くやらないで、きちっとポイントを絞ってやる方が市民に見えたり、我々に見えたりということがありますので、あれも食育、これも食育では

何が食育だかわからなくなるので、そこら辺はきちっと整理をしてやっていただきたいというのが一つです。

それから、教育長も言っていましたように、今年の9月でしたか、いわゆる指導農業士等のグループ、グリーンアドバイザー協議会というのがあるわけですが、あそこで食育のオリエンテーリングINなよろというのがありまして、非常に画期的な考え方といいますか、発想で、小学生の親子で参加をしていただいて、風連、名寄、智恵文も含めて何カ所かリレーをしながら収穫作業、あるいは体験の行事をするということで、半日ばかりぐらいでやったのですけれども、非常に好評だったと。帰りには地元の農産物を、点数か何かあったと思うのですけれども、お土産として渡したというふうなことを私も報告を受けたわけですが、非常にいい試みだったなというふうに思います。ただ、全く任意団体ということでやっていますので、いろいろと苦労もあるようなので、どうか経済部あたり、物心の両面の支援をお願いしておきたいというのが一つであります。

それから、食育なのですが、今サンピラー公園の中にはオートキャンプ場ですとかコテージなんかもあるわけですが、提案なのですが、あそこは食材を持って行って自分たちで料理をして食べるという場所なので、夏期間であれば日進地区ですとか近隣の農家と提携をしながら、ここに行ったらナスビの美味しいのがありますよとか、あそこ行けばトマトがありますよとか、行けばこの程度で分けていただけますと、いわゆる安心、安全の食材ですというようなことでマップをつくっていただいて、それは当然農家と提携をしながらですが、そして名寄市内の農業を体験して、車ですから歩けるように、私のところまで、曙まで来ても結構ですが、そういうようなマップをあそこに設置をしておいて、それはまちのスーパーから買うのもいいのですが、農家から直接触れ合いながら買うという

ことも大事でないかと思いますので、参考になれば協議をしていただきたいというふうに思います。

それから、担い手の関係、答弁はいただかなかったのですけれども、これも100万円以内というようなことで、異業種も含めてというようなことで非常にいい試み、商工会にもありましたけれども、いい試みだなと思えます。これも一つ提案なのですけれども、遊休農地の関係もありますけれども、商工会あるいは工業会、いわゆる異業種の人に現状の農業の姿、農地の姿というのを一回見せておいてほしいなど。何かアイデアが生まれたり、交流が生まれたりということがありますので、山地帯行ったら本当に先ほどの遊休農地の心配ではないのですけれども、いずれそうなるのではないかと心配なところもありますので、できれば風連の橋場さんみたいなああいう業者ができて、この農地全部おれが管理をしたいというような業者が出てくればいいかなと思うのですけれども、そういうところをちょっと見せて、情報として、あるいはアイデアもまた農家側にいただくというようなことも含めて、そういう催しも年に1回ぐらいやったらいいのではないかなというふうに思います。

それから、振興センターについては、田中議員からありましたように担い手の研修センターも併設を今後考えていただけるとのことなので、こちら辺については期待をして待っていきたいと思います。

それから、新産地づくりのことなのですけれども、風連と統合しながらやったということは、これは非常に評価ができるわけなのですけれども、目玉というか、メリハリが余りにもなさ過ぎて、ちょっと心もとないのかなというふうに思います。そういう中では名寄市のPRをきちっと、その中で結構だと思うのです。一般歳費もつけていただいているのですけれども、これはやっぱりトップセールスとしてやっていただかなければならぬなど

いうふうに思っています。一つは、企業訪問をして、企業内にこの地方のしゅんの作物、おいしい作物は何だという、さっきのパンフレットではないのですけれども、それは何千人いる企業にどっど置いてきて、振興会の会長さんもいらっしゃいますけれども、ここに注文したら取りまとめて、発送しますよというようなことでこれはどんどんやっていくと、やっぱり何か当たればたまにくるのでないかなという気がしますので、そういうものにどんどん金を使っていただいて、名寄はどこにあって、何がおいしいのだということをもまず全国に知らせるといことが大事でないかと思いますので、今新産地づくりはPRにメリハリをつけて、力を入れていただきたいというふうに思います。

一応何点か要望やら申し上げましたけれども、何かコメントありましたら、ごく短くお願いします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） オリエンテーションについて私も去年参加させていただきました。それで、子供と一緒にお母さんもお父さんというようなことで、生産地の現場に行って、そして収穫をして、御褒美をもらってくると。そして、帰ってきたら、また講評をいただくというようなことで、大変意義あるオリエンテーションだなというふうに感じさせていただきました。ことしもまたやられるというふうに聞いておりますから、お話のとおり支援をしていきたいというふうに考えております。

それから、キャンプ場につきましては、実は指定管理のときに私どもの方でお話をさせていただいたこともありました。というのは、あそこの中で、今御提案ありましたのはそこの産地というか、庭先に行って買われるということが一つの方法でもありましようし、そうではなくてキャンプ場に振興公社を通して、そしてそこで名寄のそういう食材があるのですよと、ひとつこれをキャンプの

料理に使ってみてはいかがですかというような扱いもできるのではないだろうか、そんなことで御提案をさせていただいておりますし、振興公社の方も受けとめていただいておりますから、そんなことで連携をとりながら進めていきたいというふうに考えております。

それから、青少年のチャレンジ、これにつきましては昨年の12月に青年会議所で呼びかけていただきまして、ひまわりネットというものができているというふうに聞き及んでおりますから、これらの組織の協力を仰ぎながら、ぜひ異業種間の部分につきましてはそういう場を設けていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、産地づくりについてPRせよというようなことでございまして、おっしゃるとおりだと思いますけれども、その産地づくりの部会、あるいはそういった懇談会の中でも多くの意見をいただきました。そんなことではきのうのアスパラプロジェクトの中でも会合の中でもぜひもうちょっとアスパラもさることながら名寄を売れよと、こういうようなお話をいただきました。そんなことで、またアスパラの方でも動きがありますものですから、統一したパンフレットなり、マークなりをつくるというような考え方をしておりますし、今何かアスパラも規格サイズがちょっと大きくなって、箱や何かも今作りかえるみたいですから、それに合わせて名寄というものをその中にすり込んでいって、PRをするように努めていきたいというふうに考えているところです。

以上、感想を申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 黒井議員。

○13番（黒井 徹議員） ありがとうございます。

次に、執行方針等についてですけれども、その中でも活力をもたらす産業の振興ということで、いろいろとアイデアがあったり、隠れた計画があったりというようなことなのですけれども、やっぱりちょっとしたことで少しずつやっていかなければ

見えにくいというふうに思います。今こういうことやっていることは将来こういうことにつながるのですよということをきちっと示して、いわゆる施策のプロセスを市民に見せながらやらないと、単発的に後で振り返るとやっていたのだということではないようにしていかなければならぬというふうに思いますので、小さなことでも商店街の振興なのだとか、産業の振興なのだよということをきちっと市民に情報として提供できるような、そういうシステムをつくっていただきたいというふうに思います。

それから、今産業の振興ということになると徳田の問題は、徳田地区としての開発はきちっと私はやっていただかなければならぬというふうに思っていますので、これは改めてまた議論をしていきたいというふうに思いますけれども、今本店の方で、いわゆる出店のことについて問題あるというのは、だれだかは軍配を先に上げてしまったというような話もありますけれども、市長は行司ではないのです。やっぱりリーダーなのです。私はこうしたいのだというのがこれは市長の役目であって、軍配は持たないのだと思います。だれとだれが戦っているのか私はよくわかりませんが、いわゆる軍配を上げるのは私たちなのです。市民側なのか、市長をトップとする理事者側なのかということもきちっと我々議会が判断しなければならぬということです。その判断するときに必要なのが、いろんな問題点がありますけれども、中心街の空洞化は将来どうするのだとか、あるいは高齢化に向けてどうするのだと。人口推計でもあと10年たったら4,000人も減るわけです。4,000人減って、減るのはやっぱり15歳から65歳までの生産人口が減って、買い物する人、仕事をする人だけ減って、老人は逆に500人もふえていくのです。そういう社会が10年後に、もう目の前に見えているのです。そのことをどうするかということをお私たちは考えなければならぬということです。それから、地元産業はどうする



のか、産業振興は今言ったようなことでどうするのかということをはきちと考えていかなければならぬと。将来の名寄は市民にどう残していくかということ私たち議会側、議員が考えていかなければならない。先ほども申し上げましたように、歴史はつくられていくのではなくて、私たちがつくっていくのだという認識を持っていかなければならぬというふうに私は思っていますので、こちら辺をきちと我々も判断をしなければならぬ、あるいは理事者も判断をしていかなければならぬというふうに思っております。ちょっとしゃべり過ぎてこわくなりました。

今の続きですけれども、今求められているのは自然だったり、スローフードだったり、やはりこの名寄は田舎なのです。都会ではないのです。田舎のよさというものをきちと認識をしていかなければならぬと。それにはコンパクトなまちづくりも必要だし、隣と触れ合う心の豊かさというのにも必要なのです。こういうことがきちとできないと、これから総合計画の中にもありますように協働の社会なんかできません。自治区の自治組織なんてできません。気持ちがきちと通い合うような、親近感を持ってやらないとこれはできません。みんなが徳田にばらばら、ばらばらと買い物に行っているような状況では、これは自治区もできませんし、協働の社会もできないのではないかと。これは私の思い込みかもしれませんが、これが一つの根底にはあるということを私は理解しております。

市長は、政治観というのか、歴史観を述べていただきました。私が見ているところでは、長い間政治信条は変わっていないなというふうに思います。これは評価に値いたしますし、敬意を表したいというふうに思います。私も先ほど猫の目農政と言いましたけれども、政治は猫の目だったり、くるくる変わってはだめなのです。やっぱり一貫してやっていくことが大事で、そこに評価は必ずついてくるのではないかなと。評価がある、あるい

は批判があるということで手のひらを返すような政治をやったのでは、これは信頼は得られないというふうに私は思いますので、一生懸命筋を通して、市民に理解していただくことをやっていただきたいなというふうに思います。

まだ若干時間ありますので、助役に一つ聞きたいというふうに思います。ちょっと違うことなので。いわゆる合併のメリットですとか、あるいは効率化を考えていく中で、1年経過した中なのですけれども、そういう中で今の分庁方式の中で不都合、私はそう思うのですけれども、それは合併協議の中で約束されたことですから。ただ、制度というのは不都合があれば変えていかなければならぬし、改善もしていかなければならぬというのがこれは当たり前の社会です。そういう中で、来年度、19年度に向けて何か反省をして、何か取り組むことがあるとすればちょっとお聞かせを願いたい。聞いて終わらせていただきたい。よろしくお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 分庁方式についてはいろいろ議論があるところでありますけれども、しかし1年間やってみまして、御不便をかけているなという点があるのと同時にお互いに風連行ったり、名寄へ来たりする、市民の皆さんも足を運んでいただく、もちろん職員は何倍も足運びますけれども、そのことが一つの効果を生んでいるのだなというふうに思っています、特別な非効率でどうも支障になっているという点が今のところ見当たらないというふうに思っています。

ただ、確かにそこだけで完結しないという点があるものですから、そういう意味ではちょっと今までと違うなという感じは持っていると思いますけれども、全道でも、また全国でも珍しいこの制度でありますので、何とかこれを名寄と風連だからできたというふうにきちと押さえていかなければならないというふうに思っています、当分のこの制度を進めながら、おっしゃるとおり悪いと

ころ、支障があるところを直していかなければならぬというふうに思っています。

今合併をしまして、組織機構を去年とりあえずつくりました。ことしの4月に向けて、またそのいいところ、悪いところをだんだん整理していく作業をしております。その中で、例えば会計のあり方であります。会計のあり方今風連庁舎にも窓口持って、職員1人と派遣職員1人、指定金融機関からの派遣1人置いておりますけれども、しかし支払いのほとんどはもう口座払いになっていると。収納もほとんどが金融機関なり、郵便局なり、農協なりでやられているということなのであります。実にあそこに2人いるのがどうかと。組織機構としてはどうかという議論を今しております。ただ、市民の皆さんに迷惑をかけてはこれは大変でありますから、その方法をどういうふうに考えたらいかなとということで考えておまして、あそこに職員2人を配置するという、1人が職員、1人が指定金融ですけれども、それではいかにも少しもったいないなということであれば、どういう方法がいいかと。市民の皆さんがお金を納めに来たときにだれがきちんと収納して、だれがきちんと結果を持つのだということがわかりさえすれば、私は絶対迷惑かけないという自信がありますので、今その検討を進めています。

そのほかにもまだ組織が重複しているところあります。例えば風連庁舎の1階は全部福祉関係、住民関係でありますけれども、すべて名寄庁舎との連絡がどうしても必要と。そして、決裁がどうしてもその関係で必要になってくると。いっそのこと風連庁舎の1階の窓口を一つの課にしてしまったらどうかということもあるのですけれども、そのところは決裁ルートの問題をどうするかということでは少し検討を進めているということなどもありまして、そういうふうにして効率的にして住民に迷惑かけない方法、これを求めていきたいなというふうに思っておりますので、まだまだ1年しかたっておりません。これからもいろん

な意見が出てくると思いますけれども、その都度職員の知恵も出し合いながら、行革の方針にのっかって、スリムにするだけが能でないと思います。確かにスリムにしなければなりませんけれども、いかに迷惑をかけないか、住民の人が便利になるかということも視点の一つに入れておかなければならぬと思いますので、そういう視点でこれからまた検討していきたいと、こういうふうに思っています。

以上であります。

○議長（田中之繁議員） 以上で黒井徹議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

---

○議長（田中之繁議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より14日までの5日間を休会したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より14日までの5日間を休会とすることに決定いたしました。

---

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれをもちまして散会いたします。

御苦労さまでした。

---

散会 午後 4時59分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

副議長 林 寿 和

署名議員 渡 辺 正 尚

署名議員 東 千 春